

学 生 便 覧

平成 29 年 度



理念及び目標

前 文

群馬大学は、上毛三山に抱かれた明るく豊かな自然風土の下、昭和24年に新制の国立大学として誕生した。それ以後、北関東を代表する総合大学として、有為な人材を育成するとともに、真理と平和を希求し、深遠な学理とその応用を考究し、世界の繁栄と人類の福祉に貢献することを目的として、その社会的使命を果たしてきた。

20世紀後半は、科学技術の飛躍的発展と経済の繁栄に象徴される時代であり、同時に、人類の生存と繁栄の根幹に関わる諸問題が地球的規模において顕在化した時代でもあった。このなかであって、本学は、教育学、社会情報学、医学、理工学の各分野における教育及び研究を通して、真摯に時代の要請に応えてきた。

ここにおいて、群馬大学は、21世紀を多面的かつ総合的に展望し、地球規模の多様なニーズに応えるため、新しい時代の教育及び研究の担い手として、次の基本理念を宣言する。

基本理念

1. 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍できる人材を育成する。
2. 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機関と連携し、世界の英知と科学・技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、最先端の創造的な学術研究を推進する。
3. 教育及び研究の一層の活性化と個性化を実現するため、大学構成員の自主性、自律性を尊重し、学問の自由とその制度的保障である大学の自治を確立するとともに、それに対する大学としての厳しい自己責任を認識し、開かれた大学として不断の意識改革に務める。

目 標

1. 教育の目標
 - (1) 学生の自主的で創造的な勉学を促進する学修環境を整えるとともに、学生が本来持っている潜在的能力とエネルギーを引き出すため最大限の支援を行う。
 - (2) 教養教育においては、その重要性を認識し、全学的な協体制の下、専門教育との連携を図りながら、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして自然との共生を基盤とした豊かな人間性を涵養する。
 - (3) 学部専門教育においては、教養教育との融合を図りつつ、各専門分野の最新の知見及び技術を修得しうる基礎的能力を育成し、豊かな知性と感性及び広い視野を持ち、学士力に裏打ちされた、社会から信頼される人材を養成する。
 - (4) 大学院教育においては、高い倫理観と豊かな学識に立脚し、学部専門教育との関連を視野において、実践力を有する高度専門職業人及び創造的能力を備えた研究者を養成する。
2. 研究の目標
 - (1) 専門分野において独創的な研究を展開するとともに、特に重点研究領域において国内外の大学・研究機関と連携して先端的研究を推進し、国際的な研究・人材育成の拠点を形成する。
 - (2) 基礎的研究と応用的、実践的研究との融合を図り産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進し、その成果を広く社会に還元する。
3. 社会貢献等の目標
 - (1) 地域の知の拠点として学内外の関係機関と連携した活動を通じて、地域の文化及び伝統を育み、豊かな地域社会を創造する活動を行うとともに、知の地域社会への還元を推進し、産業の発展に貢献する。
 - (2) 地域医療を担う中核として医療福祉の向上にあたるとともに、地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。
 - (3) 国際的視野の下で教育研究を充実する観点から、留学生の受け入れ及び本学学生の海外派遣を推進するとともに、海外の大学等との学術交流や教職員の国際交流を進める。
4. 大学運営の目標
 - (1) 学長のリーダーシップの下で経営戦略を明確にし、大学構成員の能力を引き出し、自主性、自律性を持って効率的な大学運営に当たる。
 - (2) 大学内での情報共有化と社会に対する大学情報の積極的な発信に努め、学内外への説明責任を果たす。
 - (3) 不断の点検・評価と改革を推進し、大学の活力を維持発展させるとともに、大学の諸活動の質的向上を図る。

目 次

1 群馬大学の沿革と組織	
(1) 沿革	1
(2) 教育・研究組織	2
2 各キャンパス案内図	
(1) 荒牧キャンパス	5
(2) 昭和キャンパス	6
(3) 桐生キャンパス	7
(4) 太田キャンパス	8
(5) 各キャンパス所在地図	8
3 学年暦	
(1) 平成29年度学年暦	11
4 学生生活	
(1) 諸手続とその窓口	13
(2) 学生への連絡方法	13
(3) 欠席・休学・復学	〔窓口－1番〕 19
(4) 教室の利用	〔窓口－1番〕 19
(5) 学生用ロッカー	〔窓口－1番〕 19
(6) 単位互換の授業履修	〔窓口－2番〕 19
(7) 学生証の再発行	〔窓口－2番〕 20
(8) 自動車等の通学	〔窓口－3番〕 21
(9) 学生会館の使用	〔窓口－3番〕 21
(10) 課外活動（集会・課外活動施設・合宿研修施設・体育施設など）	〔窓口－4番〕 22
(11) 学生相談	〔窓口－5番〕 24
(12) 生協食堂施設の使用	〔窓口－4番〕 25
(13) 北軽井沢研修所の利用	〔窓口－4番〕 25
(14) 草津セミナーハウスの利用	〔窓口－4番〕 25
(15) 授業料の納入	27
(16) 授業料の免除及び徴収猶予申請	〔窓口－5番〕 27
(17) 奨学金申請	〔窓口－5番〕 28
(18) 学生寮の入寮（退寮）	〔窓口－4番〕 32
(19) 通学証明書・学割証の申込	〔窓口－4番〕 33
(20) 団体旅行の申込	〔窓口－4番〕 33
(21) 学生教育研究災害傷害保険，学研災付帯賠償責任保険 及び学研災付帯学生生活総合保険の手続	〔窓口－4番〕 33

(22) 障害学生サポートルーム	35
(23) キャリアサポート室	35
(24) 留学生・留学に関する手続	37
(25) 海外旅行に関する手続き	38
(26) 各種証明書の自動発行機による取り扱い	39
(27) ハラスメントの相談	39
(28) 群馬大学の各地区における飲酒, 盗難及び交通事故等の防止について	42
(29) 学生の違法行為等に関する処分について	45
(30) 台風等自然災害における休講等について	45
(31) その他	46
5 健康支援	
(1) 健康支援総合センター	49
(2) 昭和キャンパス・桐生キャンパス・太田キャンパスについて	51
(3) 健康診断及び健康診断書発行について	51
6 総合情報メディアセンター（図書館及び情報基盤部門）	
(1) 図書館のサービス	53
(2) 図書館の紹介	53
(3) 図書館の利用	54
(4) 情報基盤部門のサービス	55
(5) パソコン利用者へのサービス	56
7 国際交流	
(1) 大学間協定	57
(2) 学部間協定	58
(3) 留学生在学状況	61

8 諸規程等

(1) 群馬大学学則	63
(2) 群馬大学大学院学則	82
(3) 群馬大学教養教育科目等に関する規則	98
(4) 群馬大学学部共通細則	102
(5) 群馬大学における学生の在籍及び再入学に関する手続等規程	103
(6) 群馬大学学生表彰規則	113
(7) 群馬大学学生の懲戒等に関する規則	117
(8) 群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程	124
(9) 学生団体活動心得	135
(10) 群馬大学課外活動共用施設使用内規	137
(11) 群馬大学体育施設の課外活動使用内規	139
(12) 群馬大学学生会館施設使用要項	141
(13) 群馬大学養心寮規程	142
(14) 群馬大学理工学部啓真寮規程	144
(15) 群馬大学北軽井沢研修所使用規程	148
(16) 関東甲信越地区国立大学草津セミナーハウス使用細則	149

9 その他

(1) 学生歌・応援歌	153
(2) 生協案内	155

1 群馬大学の沿革と組織

- (1) 沿革
- (2) 教育・研究組織

1 群馬大学の沿革と組織

(1) 沿革

群馬大学は、昭和24年5月31日国立学校設置法により旧制群馬師範学校、群馬青年師範学校、前橋医学専門学校、前橋医科大学及び桐生工業専門学校の諸学校を包括して、学芸学部、医学部、工学部の3学部をもって新制大学として発足したものです。

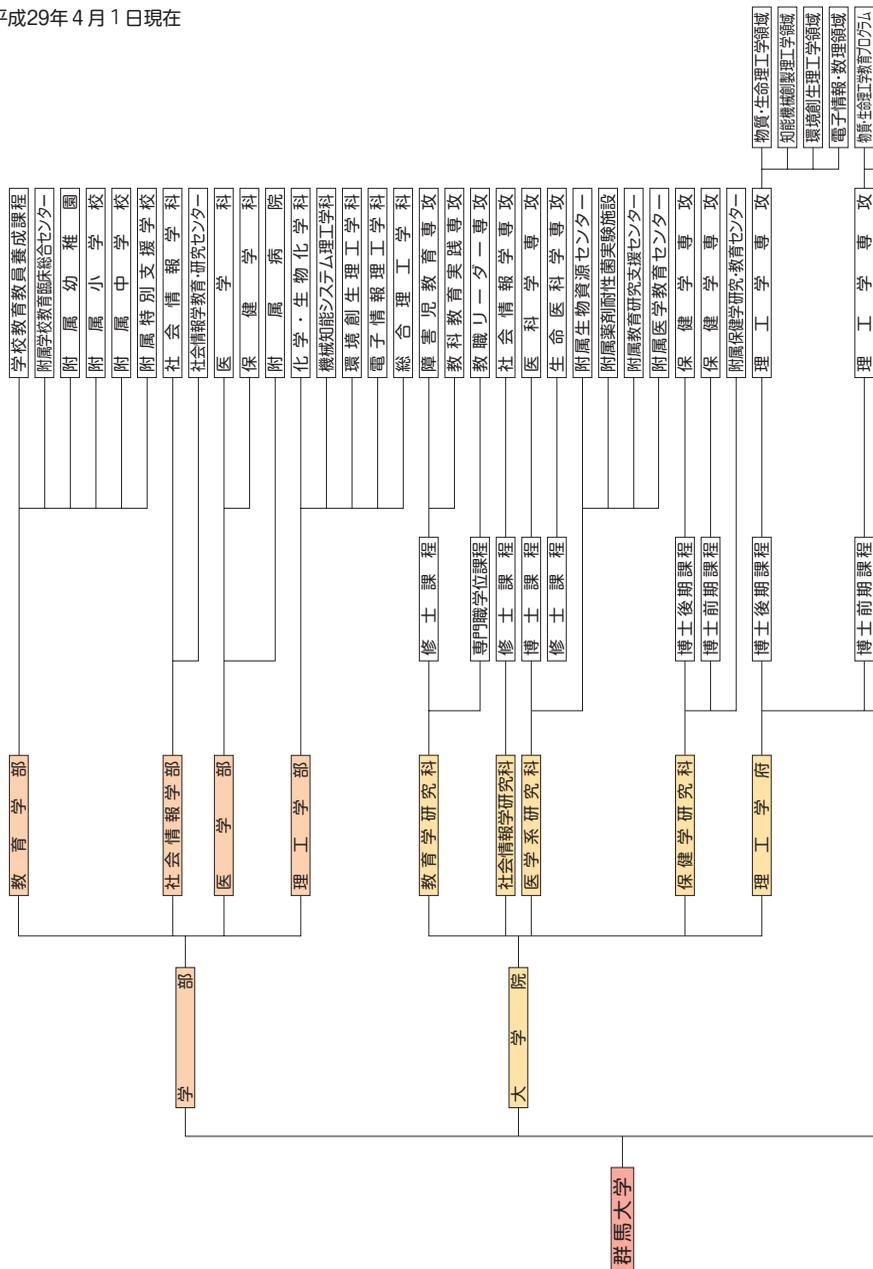
学芸学部は、現在教育学部と改称されていますが、群馬県師範学校から通算しますと130余年の歴史を以て幾多の人才を斯界に送り出し、理工学部も、桐生高等工業学校から通算しますと100年余りの歴史と実績を持ち、特に環境の利と相俟って、本邦工業界に貢献していることは、周知のとおりです。前橋医学専門学校及び前橋医科大学の歴史は、短かったとはいえ、その急速なる発展と充実には誠に見るべきものがあり、これを基盤とした医学部が北関東のメディカル・センターとして期待されています。平成5年には、社会情報学部が設置され、高度情報化社会の在り方を探り、豊かな人間社会を創造するために必要な教育・研究を行い、行政、経営、地域社会等の領域で活躍できる社会科学の思考を身に付けた国際性豊かな人材を輩出しています。

本学創立以来の主な沿革概要は、次のとおりです。

- ・昭和29年4月 工学専攻科が設置された
- ・昭和29年9月 医科大学（旧制）に医学博士の学位審査権が付与された
- ・昭和30年7月 大学院医学研究科（博士課程）が設置された
- ・昭和38年4月 内分泌研究所が設置された
- ・昭和39年4月 大学院工学研究科（修士課程）が設置された
- ・昭和40年4月 教養部及び学芸専攻科が設置された
- ・昭和41年4月 学芸学部が教育学部に、学芸専攻科が教育専攻科に改称された
- ・昭和45年1月 教育学部、教養部等が荒牧地区に移転した
- ・昭和52年4月 保健管理センターが設置された
- ・昭和59年12月 情報処理センターが設置された
- ・昭和63年4月 地域共同研究センターが設置された
- ・平成元年10月 工学部が改組再編された
- ・平成元年10月 大学院工学研究科（博士課程）が設置された
- ・平成2年3月 教育専攻科が廃止された
- ・平成2年4月 大学院教育学研究科（修士課程）が設置された
- ・平成4年3月 工業短期大学部が廃止された
- ・平成5年9月 教養部が廃止された
- ・平成5年10月 社会情報学部が設置された
- ・平成6年4月 特殊教育特別専攻科が設置された
- ・平成6年6月 内分泌研究所が改組再編され、生体調節研究所に改称された
- ・平成8年5月 機器分析センターが設置された
- ・平成8年10月 医学部に保健学科が設置された
- ・平成9年4月 遺伝子実験施設が設置された
- ・平成10年4月 大学院社会情報学研究科（修士課程）が設置された
- ・平成11年4月 教育学部教員養成課程が改組再編された
- ・平成11年4月 総合情報処理センター及び留学生センターが設置された
- ・平成12年3月 医療技術短期大学部が廃止された
- ・平成13年4月 大学院医学系研究科保健学専攻（修士課程）が設置された
- ・平成15年4月 大学院医学系研究科保健学専攻（博士課程）が設置された
- ・平成15年4月 工学研究科ナノ材料システム工学専攻（博士課程）が設置された
- ・平成16年4月 国立大学法人群馬大学となった
- ・平成16年12月 遺伝子実験施設と附属生活活性物質センターが統合され、附属生体情報ゲノムリソースセンターとなった
- ・平成17年4月 附属図書館と総合情報処理センターを統合し、総合情報メディアセンターとなった
- ・平成17年6月 重粒子線医学研究センターが設置された
- ・平成18年4月 社会情報学部社会情報学科が改組され、情報行動学科・情報社会科学科が設置された
- ・平成18年4月 大学教育・学生支援機構が設置された
- ・平成18年6月 産学連携・先端研究推進機構が設置された
- ・平成19年4月 大学院工学研究科及び工学部が改組再編された
- ・平成19年4月 大学院医学系研究科生命医学専攻（修士課程）が設置された
- ・平成19年12月 産学連携・先端研究推進機構が改組され、研究・産学連携戦略推進機構となった
- ・平成20年4月 大学院教育学研究科が改組され、障害児教育専攻（修士課程）、教科教育実践専攻（修士課程）、教職リーダー専攻（専門職学位課程）となった
- ・平成20年4月 太田市本町29-1に太田キャンパスが設置された
- ・平成20年12月 留学生センターが改組され、国際教育・研究センターとなった
- ・平成21年6月 重粒子線医学研究センターが再編され、重粒子線医学推進機構が設置された
- ・平成23年4月 大学院保健学研究科（博士課程）が設置された
- ・平成23年9月 大学院工学研究科ナノ材料システム工学専攻（博士課程）が廃止された
- ・平成25年4月 大学院工学研究科及び工学部が改組され、理工学研究院・大学院理工学部・理工学部が設置された
- ・平成25年8月 男女共同参画推進室が設置された
- ・平成26年4月 学術研究院が設置された
- ・平成26年4月 未来先端研究機構が設置された
- ・平成28年4月 社会情報学部情報行動学科及び情報社会科学科が改組され、社会情報学科が設置された
- ・平成28年4月 研究・産学連携戦略推進機構が改組され、研究・産学連携推進機構が設置された

(2) 教育・研究組織

平成29年4月1日現在



礼拝堂
国際理工学教育プログラム
環境性理工学教育プログラム
電子情報・教育教育プログラム

別冊元業科学国際教育研究センター
産学連携推進センター

専攻科
特別支援教育特別専攻科
附置研究所
生体調節研究所

重複障害教育専攻
生体情報部門
病態制御部門
附属生体情報ガムリンズセンター
附属代謝シグナル研究展開センター
附属生体情報シグナル研究センター

総合情報メディアセンター

図書館部門

中央図書館
医学図書館
理工学図書館
昭和分室
桐生分室

大学教育・学生支援機構

情報基盤部門
大学教育センター
学生支援センター
学生受入センター
健康支援総合センター
教育改革推進室

研究・産学連携推進機構

研究・産学連携戦略本部
高度研究推進・支援部門
高度人材育成部門
高度人材育成センター
研究支援人材育成コンソーシアム室
産学連携・知的財産部門
産学連携・知的財産活用センター
リスキーマネジメント室
U R A 室
高度研究戦略室
機器分析センター
高度人材育成センター
研究支援人材育成コンソーシアム室
産学連携・知的財産活用センター
リスキーマネジメント室

重粒子線医学推進機構

産学連携、知的財産部門
次世代ヒト・社会総研センター
重粒子線医学研究センター
重粒子線医学センター
国際教育・研究センター
多機連携教育研究センター
共同利用設備統括センター

学内共同教育研究施設

未来先端研究機構

テニコアトラック普及推進室

2 各キャンパス案内図

- (1) 荒牧キャンパス
- (2) 昭和キャンパス
- (3) 桐生キャンパス
- (4) 太田キャンパス
- (5) 各キャンパス所在地図

2 各キャンパス案内図

(1) 荒牧キャンパス



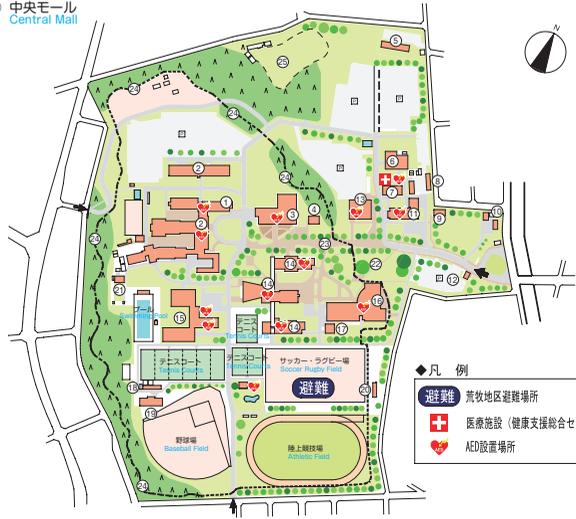
Aramaki Campus

荒牧地区配置図 Aramaki Campus Map

- ① 学校教育臨床総合センター
Center for Cooperative Research and Development on School Education
- ② 教育学部
Faculty of Education
- ③ 総合情報メディアセンター中央図書館
Library and Information Technology Center, Central Library
- ④ 総合情報メディアセンター情報基盤部門(荒牧センター)
Library and Information Technology Center, Information Technology Division
- ⑤ 教職員等宿舎
Residence for Staff
- ⑥ 基幹棟
Power Station
- ⑦ 健康支援総合センター
General Health Support Center
- ⑧ 障害者雇用推進室
Handicapped Person Employment Promotion Office
- ⑨ 電話交換室
Telephone Exchange Room
- ⑩ 倉庫
Warehouse
- ⑪ 事務局
Administration Office
- ⑫ 守衛所
Campus Security
- ⑬ 社会情報学部
Faculty of Social and Information Studies
- ⑭ 学生センター
Student Service Center
- ⑮ 体育館
Gymnasium
- ⑯ 学生会館「アザレア」
University Hall "Azalea"
- ⑰ 国際教育・研究センター
Center for International Education and Research
- ⑱ キャリアサポート室
Career Support Office
- ⑲ 体育管理施設
Sports Facilities
- ⑳ 課外活動共用施設
Facilities for Extracurricular Activities

- ㉑ 合宿研修施設
Training Camp Facilities
- ㉒ 弓道場
Kyudojo (training hall)
- ㉓ 憩いの広場
Open Plaza
- ㉔ 中央モール
Central Mall

- ㉕ 遊歩道
Promenade
- ㉖ 馬場
Riding (practice) ground



◆凡例

- 遊歩道 荒牧地区遊歩場所
- + 医療施設 (健康支援総合センター)
- ♥ AED設置場所

(2) 昭和キャンパス

Showa Campus



昭和地区配置図 Showa Campus Map

- ① 医学部保健学科
School of Health Sciences
- ② 福祉施設 (学生食堂・売店)
Welfare Facilities
- ③ 看護師宿舎
Residence for Nurses
- ④ 中央機械室
Power Supply Center
- ⑤ 生体調節研究所
Institute for Molecular and Cellular Regulation
代謝シグナル研究展開センター
Metabolic Signal Research Center
- ⑥ R1研究棟
Radioisotope Research Building
- ⑦ 特別高圧変電室
Electric Transformer Room
- ⑧ 生体情報ゲノムリソースセンター
Biosignal Genome Resource Center
- ⑨ 生物資源センター1
Bioresource Center 1
- ⑩ 生物資源センター2
Bioresource Center 2
- ⑪ 医学部 (臨床)
School of Medicine (Clinical Medicine)
- ⑫ 医学部 (基礎)
School of Medicine (Basic Medicine)
- ⑬ 基礎講義棟
Basic Lecture Building
- ⑭ 刀城会館
Tojo Hall
- ⑮ 総合情報メディアセンター-医学図書館
Library and Information Technology Center, Medical Library
- ⑯ 共用施設棟
Common Building
- ⑰ 臨床講義棟
Lecture Building for Clinical Medicine
- ⑱ 特別診療棟
Special Examination Building
- ⑲ 診療棟 1
Examination Building 1
- ⑳ 診療棟 3
Examination Building 3
- ㉑ 病院幹線棟
Power Station



- ㉒ アメニティモール
Amenity Mall
- ㉓ 東棟
East Building
- ㉔ 診療棟 2
Examination Building 2
- ㉕ 南病棟
Ward Examination Building
- ㉖ 北病棟
Ward Examination Building
- ㉗ 外来診療棟
Outpatients and Examination Building
- ㉘ 課外活動施設, 体育館
Facilities for Extracurricular Activities, Gymnasium
- ㉙ プロジェクト棟 (1F: 石井ホール)
Project Building (Ishii Hall)
- ㉚ 中央診療棟
Center Examination Building
- ㉛ 総合情報メディアセンター-情報基盤部門 (昭和分室)
Library and Information Technology Center, Information Technology Division (Showa Branch)
- ㉜ 立体駐車場
Multistory Parking Garage
- ㉝ 重粒子線照射施設
Facility for Heavy Ion Therapy
- ㉞ ゆめのご保育園
Nursery School
- ㉟ 発電機室
Generating room

(3) 桐生キャンパス

Kiryu Campus



2

3

桐生地区配置図 Kiryu Campus Map

- ① 研究・産学連携推進機構 (A棟)
Organization for Promotion of research and University-industry collaboration A
- ② 研究・産学連携推進機構 (B棟)
Organization for Promotion of research and University-industry collaboration B
- ③ 研究・産学連携推進機構 (C棟)
Organization for Promotion of research and University-industry collaboration C
- ④ 向窓記念会館
Faculty of Engineering Commemoration Hall
- ⑤ 車庫
Garage
- ⑥ 工学部会館
Engineering Hall
- ⑦ 環境保全支援センター
Center for Environmental preservation
- ⑧ 7号館
Building No.7
- ⑨ 実験棟
Experiment Building
- ⑩ 1号館
Building No.1
- ⑪ 理工学基礎部門
Division of Pure and Applied Science
- ⑫ 講義棟
Lecture Building
- ⑬ 4号館
Building No.4
- ⑭ 5号館
Building No.5
- ⑮ 総合情報メディアセンター理工学図書館 / 情報基礎部門 (親生分室)
Library and Information Technology Center, Science and Technology Library / Information Technology Division
- ⑯ プロジェクト棟
Project Building
- ⑰ 電子計算機棟
Computer Facilities
- ⑱ 6号館
Building No.6
- ⑲ 2号館
Building No.2
- ⑳ 基幹棟
Power Station
- ㉑ 3号館
Building No.3
- ㉒ 8号館
Building No.8



- ㉓ 危険薬品庫
Storage of Medicine
- ㉔ 特別実験棟
Electric Experiment Building
- ㉕ R1 実験施設 1, 2
Radioisotope Laboratory 1,2
- ㉖ 原動機棟
Energy Systems Research Building
- ㉗ 研究推進支援センター
Research Support Center
- ㉘ 医理工共用研究棟
Medicine and Science and Technology common Building
- ㉙ 体育館
Gymnasium
- ㉚ 合宿所
Club House

- ㉛ 課外活動施設
Extracurricular Activities Building
- ㉜ 総合研究棟
Engineering Research Center
- ㉝ 機器分析センター
Center for Instrumental Analysis
- ㉞ 廃棄物集積所
Waste Accumulation Place

- ◆凡例
- ◻ 遊歩道 桐生地区遊歩場所
 - 🏥 医療施設 (健康支援総合センター)
 - 🔴 AED設置場所

(4) 太田キャンパス



太田地区配置図 Ota Campus Map



- ① 大学院研究棟
Graduate School of Engineering Building
- ② 産学研究棟
Engineering System production study Building
- ③ ものづくりイノベーションセンター
Monodzukur! Innovation Center
- ④ 交流広場
Communication Plaza
- ⑤ 散策路
Walking Road

(5) 各キャンパス所在地図 【荒牧地区】・【昭和地区】



荒牧地区

- ◆ JR両毛線にて前橋駅下車、北方へ8 Km (バス)
前橋駅北口2番乗り場 (関越交通バス)
- ・ 群馬大学荒牧校由渋川駅行、群馬大学荒牧校由渋川市内循環渋川駅行、群馬大学荒牧校由小児医療センター行
「群馬大学荒牧」下車 (所要時間約28分)
- ・ 渋川駅行、渋川市内循環渋川駅行
「前橋自動車教習所前」下車 (所要時間約25分+徒歩10分)

昭和地区

- ◆ JR両毛線にて前橋駅下車、北方へ4 Km (バス)
JR前橋駅北口2番乗り場 (関越交通バス)
- ・ 群大病院行・群大病院線由南橋団地行
「群大病院」下車 (所要時間約15分)
- ・ JR前橋駅北口2番乗り場 (関越交通バス)
- ・ 群馬大学荒牧校由渋川行、群馬大学荒牧校由渋川市内循環渋川駅行、渋川市内循環渋川駅行、群馬大学荒牧校由小児医療センター行
「群大病院入口」下車 (所要時間約13分+徒歩6分)
- ◆ JR上越線にて新前橋駅下車、北方へ5.1 Km (バス)
JR新前橋駅東口乗り場 (関越交通バス)
- ・ 群大病院行
「群大病院」下車 (所要時間約23分)
「群大病院入口」下車 (所要時間約18分+徒歩6分)

【桐生地区】



桐生地区

- ◆JR両毛線にて桐生駅下車，北方へ2.5Km
- ◆東武桐生線にて新桐生駅下車，北方へ4.1Km (バス)

JR桐生駅北口乗り場 (おりひめバス)

- ・桐生女子高前行，上菱団地行，梅田ふるさとセンター前行「群馬大学桐生正門前」下車 (所要時間約7分)

新桐生駅乗り場 (おりひめバス)

- ・桐生女子高行，上菱団地行「群馬大学桐生正門前」下車 (所要時間約15分)

【太田地区】



太田地区

- ◆東武伊勢崎線にて太田駅下車，北方へ0.5Km (所要時間徒歩5分)

3 学年曆

(1) 平成 29 年度学年曆

3 学年暦

(1) 平成29年度学年暦

区 分	教養教育期	教育学部	社会情報学部	医 学 部		理工学部 (桐生・太田)
				医学科	保健学科	
学 年 開 始	4月1日					
春 季 休 業		4月1日～4月9日				
入 学 式	4月5日					
新 入 生 オリエンテーション	4月4日(全学) 4月6日(教育学部、社会情報学部、医学部医学科、理工学部) 4月7日(医学部保健学科)					
前 学 期 授 業 開 始	4月10日					
開 学 記 念 日	6月1日					
前 学 期 授 業 終 了	7月28日					7月31日
前 学 期 期 末 試 験	7月31日～8月4日					8月1日～ 8月9日
夏 季 休 業	8月5日～9月30日					8月10日～ 9月30日
後 学 期 授 業 開 始	10月2日					
冬 季 休 業	12月26日～1月4日					
後 学 期 授 業 終 了	2月2日					2月6日
後 学 期 期 末 試 験	2月5日～2月9日					2月7日～ 2月16日
学 年 末 休 業	2月10日～3月31日					2月17日～ 3月31日
学 位 記 授 与 式	3月23日					
学 年 終 了	3月31日					

* 医学部医学科については、高学年を除く。

* 総合理工学科夜間主就学の学生を除き、理工学部1年次生は、「教養教育期」による。

4 学生生活

- (1) 諸手続とその窓口
- (2) 学生への連絡方法
- (3) 欠席・休学・復学 [窓口－1番]
- (4) 教室の利用 [窓口－1番]
- (5) 学生用ロッカー [窓口－1番]
- (6) 単位互換の授業履修 [窓口－2番]
- (7) 学生証の再発行 [窓口－2番]
- (8) 自動車等の通学 [窓口－3番]
- (9) 学生会館の使用 [窓口－3番]
- (10) 課外活動（集会・課外活動施設・合宿研修施設・体育施設など） [窓口－4番]
- (11) 学生相談 [窓口－5番]
- (12) 生協食堂施設の使用 [窓口－4番]
- (13) 北軽井沢研修所の利用 [窓口－4番]
- (14) 草津セミナーハウスの利用 [窓口－4番]
- (15) 授業料の納入
- (16) 授業料の免除及び徴収猶予申請 [窓口－5番]
- (17) 奨学金申請 [窓口－5番]
- (18) 学生寮の入寮（退寮） [窓口－4番]
- (19) 通学証明書・学割証の申込 [窓口－4番]
- (20) 団体旅行の申込 [窓口－4番]
- (21) 学生教育研究災害傷害保険，学研災付帯賠償責任保険
及び学研災付帯学生生活総合保険の手続 [窓口－4番]
- (22) 障害学生サポートルーム
- (23) キャリアサポート室
- (24) 留学生・留学に関する手続
- (25) 海外旅行に関する手続
- (26) 各種証明書の自動発行機による取り扱い
- (27) ハラスメントの相談
- (28) 群馬大学の各地区における飲酒，盗難及び交通事故等の防止について
- (29) 学生の違法行為等に関する処分について
- (30) 台風等自然災害における休講等について
- (31) その他

荒牧地区建物配置図



4 学生生活

(1) 諸手続とその窓口

学生センター（学務部）及び各学部教務・学生支援担当係では、みなさんが入学してから卒業するまでの間、学生生活全般にわたり、相互に連携しながらみなさんをサポートします。

学生センターの場所（教養教育GA棟1階）については、左図の荒牧地区建物配置図で確認してください。

教務・学生支援担当係及び電話番号は15ページ、学生センター担当窓口配置図は16ページのとおりです。

各諸手続や相談の早見表が17～18ページにありますので、手続等区分により確認して、各窓口に申し出てください。学年等により担当窓口が異なる場合がありますので、「留意事項等」により確認してください。

また、「手続等区分」にないことや学生生活でわからないことがあったときは、気軽に最寄りの窓口（担当係）に照会してください。

(2) 学生への連絡方法

大学がみなさんに対して行う通知や連絡は、教務システム並びに学生センター（学務部）及び各学部の掲示板で行います。

その内容は授業に関することをはじめ、試験日程、教室配当、授業料免除、奨学金、呼び出し等にいたるまで、非常に重要なことが掲示されますので、教務システムと掲示板を必ず毎日見る習慣をつけてください。

なお、教務システム及び掲示板で連絡したものは、すべて伝達したものと取り扱い、掲示を確認しなかったという理由で事後の異議を申し出ることはできません。

* 新入生に関係する掲示板は、教養教育GB棟内学生ラウンジに設置されています。

（左図の荒牧地区建物配置図で確認してください。）

1 教務システムとは

◆教務システムは、Web（インターネットに接続されたパソコン、携帯電話、スマートフォン等）から授業の履修登録や、休講、補講などの情報、大学からのお知らせなどを確認するために2014年度から導入したシステムです。

“教務システム”の主な機能

- ・ 休講・補講・教室変更情報
- ・ 大学からのお知らせ、個人宛メッセージの確認、災害時の安否確認
- ・ 年間行事予定
- ・ 定期試験情報
- ・ 履修登録
- ・ 時間割の確認
- ・ 単位修得状況の確認
- ・ 学生情報の変更（住所、電話番号、メールアドレスなど）

※保証人情報などの変更は窓口で申し出てください

- ・ アンケート機能

【アクセス方法】

- ・ 群馬大学ホームページからアクセスしてください
「トップ画面」 → 「在学生のみなさまへ」 → 「教務システム2014」
- ・ 教務システムにログインするためには、「**全学認証アカウントID・パスワード**」が必要です。

【全学認証アカウントID・パスワード】

- ・ 本学の学生は入学時に全学認証アカウントが配付されます。
- ・ これにより、全学Gメールなどの本学の様々な学術情報サービスを利用することができます。

※パスワードは各自の責任において大切に保管してください。

※パスワードを忘れた場合は、各キャンパスの総合情報メディアセンターへお問い合わせください。
本人確認書類（学生証等）を持って各窓口で手続きをしてください。

2 安否確認メールについて

本学では、学生への緊急連絡や災害発生時等に安否確認を行う手段として、全学Gメールに「安否確認メール」を一斉送信します。

非常時に備え「安否確認メール返信訓練」を行いますので、在学生は必ず参加し、返信してください。

教務・学生支援担当係（窓口）及び連絡先

教務・学生支援担当係（窓口）		電話番号	地区	
学生センター (学務部)	教 務 課	教養教育係 1 番窓口	7612・7613・7615 7616・7617	荒牧地区
		教務企画係 2 番窓口	7128・7678	
		総務係 3 番窓口	7125・7133	
	学生支援課	学生支援係 4 番窓口	7614・7138・7139	
		障害学生サポートルーム	7114	
		学生生活係 5 番窓口	7141・7142・7144	
		就職支援係 キャリアサポート室 就業力育成支援室	7647・7648・7124 7624	
国際交流課 (大学会館 2 階)	国際企画係 留学交流係	7628・7629・7631 7627・7637・7132		
教育学部	教務係	7223・7224・7225 7226・7227・7256 7203・7229		
社会情報学部	教務係	7404・7412・7413 7422		
医 学 部	昭和地区事務部 学務課	医学科教務係	7795	昭和地区
		保健学科教務係	7809	
		学事・学生支援係	7796・7792	
		大学院係	7794・7804	
理工学部	学務係	学 部 担 当	1006・1038・1043 1076・1063	桐生地区
		大学院担当	1037・1039・1040	
	学生支援係	1023・1024・1034 1042・1044・1047 1062・1086		
	障害学生支援室	1058		
	太田キャンパス事務室	2231	太田地区	

* 荒牧地区・昭和地区に電話するときは {027-220-電話番号（4桁番号）} をお願いします。

桐生地区に電話するときは {0277-30-電話番号（4桁番号）} をお願いします。

太田地区に電話するときは {0276-50-電話番号（4桁番号）} をお願いします。

* 各地区に設置された電話（事務担当係・研究室・図書館・生協など）から発信された電話の通知番号は下記のとおりとなります。この番号は通知専用番号となりますので、かけ直してもつながりません。この番号から電話を受けた場合には可能な限り出るようにしてください。

荒牧地区：027-898-8100

昭和地区：027-898-8200

桐生地区：0277-51-8300

太田地区：（事務室及び研究室の電話番号は、そのまま通知されますので、かけ直すことができます。）

学生センター等及び各学部担当窓口一覧

手続等区分	担当窓口	各学部窓口				留意事項等
		社会情報学部 教務係	教育学部 教務係	昭和三地区事務部 (医学部) 学務課	理工学部 学務係 学生支援係 太田事務室	
授業を履修するとき	学生センター 1番窓口	○	○	○	手引	2年生以上は指定日に各学部窓口へ
追試験を受けるとき		○	○	○	手引	
欠席（2週間以上）・休学・復学・退学・転専攻・転コース・再入学・編入学・他大学受験したいとき		○	○	○	19	
教室を使用したいとき	学生センター 2番窓口	○	○	○	19	
学生用ロッカーを利用したいとき		○*	○	○	19	*教育学部の2年生以上
学生証を紛失、又は毀損したとき		○	○	○	20	再発行の際は写真不要
住所を変更したとき	学生センター 2番窓口	○	○	○		学生本人の住所は教務システムで変更可能です。それ以外の変更は窓口へ
保証人を変更したとき		○	○	○		
戸籍上に異動があったとき		○	○	○	19	
単位互換の授業を履修するとき	学生センター 3番窓口	○	○	○	19	
外国旅行をするとき		○	○	○		学生センターでは理工学部1年生のみ受け付けます
自動車で通学したいとき		○	○	○	21	
学生会館を使用したいとき	学生センター 3番窓口	○	○	○	21	使用1週間前までに許可を受ける
正課内で事故に遭った(起こした)とき		○	○	○		
集会を開くとき		○	○	○		2学部以上に渡る時、④番窓口へ
課外活動団体を結成・継続・解散するとき	学生センター 4番窓口	○	○	○		継続の場合は毎年5月31日申請×切
体育施設を使用するとき		○	○	○	22	利用調整を行います
課外活動施設を使用するとき		○	○	○	23	利用調整を行います
合宿研修施設を使用するとき	学生センター 4番窓口	○	○	○	23	利用調整を行います
課外活動に関する相談をしたいとき		○	○	○		
課外活動団体が学外で活動するとき		○	○	○	23	
課外活動用具を使用したいとき	学生センター 4番窓口	○	○	○	23	
持ち物の紛失・拾得・盗難にあったとき		○	○	○		
ポスター・立看板の掲示やビラ配布を行いたいとき		○	○	○		
生協食堂施設を使用したいとき	学生センター 4番窓口	○	○	○	25	使用2週間前までに申請
北軽井沢研修所を利用したいとき		○	○	○	25	利用日については事前に照会

手続等区分	担当窓口	各学部窓口					留意事項等
		社会情報学部 教務係	教育学部 教務係	理学部 (医学部) 学務課	昭和地区事務部	理工学部 学務係 学生支援係 太田事務室	
草津セミナーハウスを利用したいとき	学生センター 4番窓口					25	利用日については事前に照会
学生寮に入寮（退寮）したいとき					○	32	指定日に受付します
正課外等で事故に遭った（起こした）とき		○	○		○		教育研究災害傷害保険金請求の時
定期乗車券を購入するとき				○	○	33	使用の前日までに申請
団体旅行の割引を受けたいとき				○	○	33	
学生教育研究災害傷害保険の加入及び保険金を請求するとき				○	○	33	随時受け付けます
障害により、講義保障やその他の支援を受けたいとき	障害学生 サポートルーム	○			○		
障害学生支援に携わりたいとき		○			○		
相談ことがあるとき	学生センター 5番窓口			○	○	24	
授業料免除・徴収猶予を受けたいとき				○	○	27	指定日の事前説明会に参加必須
奨学金を受けたいとき（留学生を除く）				○	○	28	指定日の事前説明会に参加必須
就職情報を得たり、就職の相談をしたいとき	キャリア サポート室	●	○		○	36	●教育学部では教員就職のみ扱います
留学したいとき	国際教育・ 研究センター (国際交流課)	○	○		○	38	
留学生が修学、生活上の相談をしたいとき		○	○		○	38	
留学生が奨学金を受けたいとき		○	○		○		募集案内等は掲示します
国際交流会館に入居したいとき		○	○		○		留学生のみ入居可
留学生が寄宿料を納入するとき	(事務局財務部経理課)		(会計係)				
健康相談、定期健康診断を行うとき	健康支援総合 センター					49	
図書館の閲覧・貸出等を行うとき	総合情報メ ディアセンター (図書館・情報 基盤部門)					53	詳細は図書館利用案内参照
インターネットを利用するとき						55	
学生旅客運賃割引証（学割証）を取得したいとき	証明書自動発行機（各キャンパス内）					39	英文証明書は 各学部の窓口へ
在学証明書（和文）を取得したいとき						39	
成績証明書（和文）を取得したいとき						39	
卒業（修了）見込証明書（和文）を取得したいとき						39	
健康診断書を取得したいとき						51	当該年度の定期健康診断の受診必須

「手引」： 教養教育履修手引等参照

(3) 欠席・休学・復学 (担当：欠席届は①番窓口〔1年生のみ〕)

(担当：休学願・復学願・復学届は理工学部1年生のみ①番窓口でその他の学部生はそれぞれの所属学部の担当窓口)

疾病その他の理由によって2か月以上修学できないときは休学することができます。休学したいときは、担当事務窓口へ申し出て、修学上の諸問題について相談の上「休学願(病気のときは医師の診断書を添付)」を提出してください。

なお、休学期間は通算して修業年限を超えることはできません。

また、休学期間は在学期間に算入されないために卒業時期に影響しますので、「休学願」を提出する際は慎重に考えることが大切です。

休学期間が満了して復学するときは復学1週間前までに「復学届」を提出してください。また、休学期間中に休学理由が消滅して復学したいときは、「復学願」を提出してください。

休学に至らない2週間以上の欠席のときは、それを証明する資料を添付のうえ「欠席届」を提出してください。

(4) 教室の利用

教室等は、授業及び大学の行事に差し支えない限り、集会等に利用できます。利用を希望する場合は、使用グループの責任者が、使用3日前までに各学部担当窓口にて所定の用紙による教室使用を願い出してください。※教養教育棟の教室については学生の利用はできません。

なお、使用時間は原則として平日18時30分まで(土日祝祭日及び休業期間中は17時まで)とします。願出者は火気・終了後の戸締まり、消灯、整頓、連絡等に留意してください。また、休業期間中の貸出については、冷暖房の使用に制限があります。

(5) 学生用ロッカー (担当：①番窓口)

教養教育GB棟2階に個人ロッカーを備えて、1年次における使用に供しています。ロッカーは大切に使用し、お互いに清潔に心がけるとともに自主的に管理してください。

なお、鍵は各自で必ず用意し、貴重品等の取り扱いに十分注意してください。

(6) 単位互換の授業履修 (担当：②番窓口)

◇県内外大学との単位互換

本学は、群馬県立女子大学、前橋工科大学、関東学園大学、上武大学、東洋大学、共愛学園前橋国際大学、高崎健康福祉大学、足利工業大学、放送大学との間における単位互換に関する協定を締結しています。放送大学については、次頁のとおりです。

この協定による取り扱いは以下のとおりです。詳細は学生センター②番窓口(教務課)へ問い合わせてください。

- ・単位互換制度により受け入れる学生の名称は、「特別聴講学生」とし、各大学の学則で定めます。
- ・特別聴講学生の履修期間は、授業科目を開設する大学が指定した期間とします。
- ・各大学の学生が履修できる授業科目は、授業科目開設大学の判断によるものとし、学生の在学期間を通じて修得できる単位数は、所属大学において認められた単位数以内とします。
- ・特別聴講学生として協定大学において単位取得を希望する学生は、定められた期日までに出願票を、学生の所属する大学を通じて、受講を希望する授業科目開設大学に提出します。
- ・授業科目開設大学は、受講の可否を学生の所属する大学を通じて通知します。

- ・特別聴講学生の検定料・入学料・授業料は徴収しません。なお、放送大学については、授業料の徴収が発生します。

◇放送大学との単位互換について

本学は、放送大学との間における単位互換に関する協定を締結しています。

この協定により、本学の学生は放送大学の特別聴講学生として、放送大学の授業科目を履修することができます。

履修するには所定の出願期間に「放送大学特別聴講学生出願票」を学部等の窓口へ提出します。可否の決定、学費の納入等を経て受入れが決定します。

履修できる授業科目及び修得できる単位数は本学が認めたものとし、学部により異なります。単位互換科目を履修し単位を修得した場合には、本学における授業科目の履修により修得したもののみなされます。

授業料は、放送大学の学生と同額（2単位科目では授業料が11,000円）です。授業料以外の経費の負担はありません。

手続等は下表のとおりです。なお、年度により日程・単位互換対象科目は変わりますので教務担当窓口で必ず確認してください。

詳しくは各学部等の教務担当窓口へ照会してください。

項 目	第1学期	第2学期
(1) 出願票の提出締切	1月下旬	7月下旬
(2) 受入れ予定者の決定通知	3月上旬	9月上旬
(3) 学費（授業料）の納入期限	3月中旬	9月中旬
(4) 印刷教材・通信指導問題・学生証等の送付	学費の入金確認後約2週間	学費の入金確認後約2週間
(5) 通信指導レポートの提出期限	6月上旬	11月下旬
(6) 通信指導の結果通知	7月上旬	翌年1月中旬
(7) 単位認定試験通知	7月中旬	1月中旬
(8) 単位認定試験	7月下旬	1月下旬
(9) 成績通知	8月下旬	2月上旬

(7) 学生証の再発行（担当：②番窓口）

本学の学生は「群馬大学学部共通細則」の規定によって、必ず学生証を携帯しなければなりません。また、学生定期乗車券、学割乗車券で旅行する場合も携帯しなければなりません。学生証を所持しない者は学生としての特典を受けられません。

なお、紛失等により再交付を受ける場合は、荒牧地区は学生センター②番窓口（教務課）、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学生支援係、太田地区は太田事務室へ申し出てください。

(8) 自動車等の通学 (担当：③番窓口)

本学では、大学構内の交通安全と教育・研究環境を保持するため自動車等の通行・駐車に関し、構内規制を行っています。

構内での通行は、制限速度及び交通ルールを厳しくし、交通事故のないよう十分気をつけてください。

なお、本学では駐車場内での接触等のトラブル、近隣住民との騒音トラブルが発生してまいりますので特に注意が必要です。

駐車する場合には、貴重品など車内に置かないよう注意をしてください。

1 荒牧地区

自動車やバイク・オートバイでの通学は、許可制になっているため、毎年、担当窓口にて「駐車場使用許可願」を提出し、駐車票（バイク・オートバイは届出のみ）の交付を受けてください。

担当窓口は所属学部で分かれており、学生センター③番窓口の教務課総務係（医学部・理工学部の1年生）、教育学部教務係（教育学部学生）、社会情報学部教務係（社会情報学部学生）です。

なお、③番窓口で交付する駐車票の有効期限は許可日からその年度の2月28日までです。

2 昭和地区

駐車場が狭いため、学生の駐車台数は限られており、自動車通学を許可される者はごく少数となっています（昭和地区入構券¥4,000必要）。

なお、自転車・原付バイク・オートバイでの通学は届出制になっているので、昭和地区事務部学務課学事・学生支援係に届け出てください。

3 桐生地区

学生の駐車場が限られているため、自動車の通学の許可を受けるには、一定の条件があります。

駐車許可の申請方法については、毎年2～4月にかけて、理工学部1号館掲示板「大学からのお知らせ」の欄で案内いたしますので、希望者は必ず確認の上、掲示に従い申請してください。

担当窓口は理工学部学生支援係です。

4 太田地区

学生の駐車場は、隣接する「テクノプラザおおた立体駐車場」を利用してください。（昼間コース学生入構券12,000円（年間）、夜間主コース学生入構券6,000円（年間）必要）別途、借用申請が必要になりますので、詳しくは担当窓口の太田事務室へお問い合わせ願います。

(9) 大学会館の使用 (担当：③番窓口)

荒牧地区に、福利厚生（群馬大学生活協同組合委託の食堂・売店）・課外活動機能、地域社会との連携に貢献する機能及び留学生の受入推進と留学生の教育・交流を中心とした国際教育・研究センターの機能を有する多目的複合施設として大学会館「アザレア」があります。

多目的ホールの概要は次のとおりです。

会館内施設の名称	主たる用途	室面積	収容人員	備 考
多目的ホール (ミューズホール)	発表会, 説明会, 研修会, 学会, 各種講演会等	247	204	電動観覧席を使用した収容定員であり、折り畳み机・椅子等の使用の場合は異なります。

○使用時間及び休館日等

- (1) 使用時間 午前9時から午後7時まで
- (2) 休館日 土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月3日まで
ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 申込み 使用予定日の1週間前までに、学生センター③番窓口（教務課総務係）へ「使用許可願」を提出し館長の許可を受けてください。学生の場合は、顧問教員等の教職員の許可を得て使用許可願を提出することとし、かつ顧問教員等の教職員が施設使用中は立ち会うこととします。
なお、事前に許可を受けていても、本学において必要が生じた場合は使用条件の変更や使用許可が取り消される場合があります。
- (4) その他 節電対応等で使用を制限することがあります。
利用の際は、関係する教職員の同行を原則とします。

(10) 課外活動（集会・課外活動施設・合宿研修施設・体育施設など）

（担当：④番窓口）

課外活動は、学生が正課外において自主的に行う文化・体育などの諸活動であり、これらの活動を通じ、豊かな情操と健全な心身の育成が図れるものとして、人間形成上の効果が期待されております。

本学には、文科系及び体育系の各種の課外活動団体があり、それぞれ活発な活動を行っているので、各自に適合した課外活動団体に積極的に加入し、友人や教職員との接触を深め、円満な人格の養成に努めるよう希望します。

各地区別の課外活動団体

区 分	荒牧地区 (教育学部・社会情報学部)	昭和地区 (医学部)	桐生地区 (理工学部)
文化系	51	33	26
体育系	47	28	31
計	98	61	57

1 体育施設

本学には次の体育施設があり、正課の授業のほか課外活動にも使用できます。

使用に当たっては、荒牧地区は学生センター④番窓口（学生支援課学生支援係）、昭和地区は昭和地区事務部学務課（学事・学生支援係）、桐生地区は理工学部学生支援係に事前の承認を得てください。

荒牧地区	昭和地区	桐生地区
体育館 { 球技場 柔・剣道場 体操・卓球・ダンス場 陸上競技場 サッカー・ラグビー場 野球場 水泳プール (50m 8 コース) テニスコート (9 面) (全天候型・夜間照明付 2 面含む)	体育館 { 球技場 柔・剣道場 卓球場	体育館 { 球技場 柔・剣道場 卓球場 野球場 (陸上・サッカー・ラグビー場併用) 水泳プール (25m 7 コース) テニスコート (3 面)

2 課外活動施設

課外活動施設として、次のものが設置されています。

使用する場合は、荒牧地区は学生センター④番窓口（学生支援課学生支援係）、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学生支援係に所定の願を提出し承認を得てください。

荒牧地区	昭和地区	桐生地区
弓道場 馬場 合宿研修施設 { 22畳 (1室), 14畳 (2室) } { シャワー室, 談話室 (12畳) } 体育管理施設 課外活動共用施設	弓道場 課外活動共用施設	弓道場 合宿研修施設 { 6畳 (2室), 15畳 (1室) } { 12畳 (1室), 浴室 } 課外活動共用施設

3 課外活動用具の貸出し

課外活動用具として下表の物品を貸し出しますので、借用を希望する場合には、荒牧地区は学生センター④番窓口（学生支援課学生支援係）、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学生支援係に事前に申し込んでください。

物品 学部等	ソフトボール	テニス	バドミントン	卓球	トランシーバー	ハンドマイク
学生センター	○	○	○	○	○	○
医 学 部						○
理 工 学 部	○	○	○	○	○	○

その他に、野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、ゼッケン等の物品が備えてあります。

4 クラブ・サークル、ボランティア員募集時の学生証提示義務

本学内でクラブ・サークル、ボランティア等員を募集勧誘するときは、学生証を提示することとなっています。（下記参照）

群馬大学内で学生に対するクラブサークル、ボランティア等の部員等の募集・勧誘等時における身分を証明するものの提示について

〔平成 19 年 10 月 25 日〕
大学教育・学生支援機構長承認

1 部員等の募集・勧誘等を行う場合の身分を証明するものの提示

群馬大学内で学生に対し、クラブサークル、ボランティア等の部員等の募集・勧誘等を行う者は、当該者の学生証を募集・勧誘等の説明を受ける者に対し、提示しなければならない。

2 部員等の募集・勧誘等を受ける場合において身分を証明するものの提示の要求

群馬大学内で学生に対するクラブサークル、ボランティア等の部員等の募集・勧誘等を受ける者は、当該者に学生証の提示を求めることができるものとする。

提示のあった学生証については、本人であることを写真及び有効期限等で確認することを常

とする。

- 3 教職員による部員等の募集・勧誘等を行っている者に対する学生証等の提示要求
群馬大学教職員は、クラブサークル、ボランティア等の部員等の募集・勧誘等を行っている者に対し、当該者の学生証又は身分を証明するものを随時提示させることができる。
- 4 群馬大学生協同組合からの依頼により商品等の紹介等を行う場合における身分を証明するものの提示
群馬大学生協同組合からの依頼により商品等の紹介等を学生に行う場合には、当該者の身分証明書及び群馬大学生協同組合の腕章を紹介等を受ける学生に提示しなければならない。
- 5 群馬大学生協同組合からの依頼により商品等の紹介等を行う者に対する指揮監督
群馬大学生協同組合は、上記3により商品等の紹介等を行う者に対し、常に群馬大学生協同組合の腕章を提示するよう指揮監督するものとする。
- 6 実施年月日
平成19年10月25日からとする

(11) 学生相談 (担当：⑤番窓口)

学生の個人的な問題に対する相談(修学相談, 人生相談, 生活相談等)に応じるため、「学生相談窓口」が学生センター及び理工学部事務室に設けられています。

また、助言を行うための全学的な機関として、荒牧地区に学生相談室、桐生地区に学生相談室分室が開設されています。

困っていること、悩んでいること、身体等の調子が悪いことなど、何でも相談に応じています。留学生については、国際教育・研究センターにおいても相談を実施しています。

- 1 学生相談室 (対象：荒牧・昭和地区の全学生)
 - (1) 申込方法：受付時間帯に電話申込又は直接来室して申込 (予約も可)
受付電話番号：027-220-7140 (学生支援課)
受付時間：8時30分～17時15分
 - (2) 相談方法：指定された時間に来室又は電話相談
 - (3) 相談員：学生の所属する学部等教員
 - (4) 相談時間：8時30分～17時15分又は事情に応じて変更します。
 - (5) 相談場所：教養教育GA棟・学生相談室 (学生センター内)
(相談員の指定する場所に対応する場合もあります。)
- 2 学生相談室分室 (対象：桐生・太田地区の全学生)
 - (1) 申込方法：受付時間帯に電話申込
受付電話番号 0277-30-1023 (理工学部学生支援係)
受付時間：8時30分～17時15分
 - (2) 相談方法：指定された時間に来室又は電話相談
 - (3) 相談員：各担当教職員
 - (4) 相談時間：8時30分～17時15分又は事情に応じて変更します。
 - (5) 相談場所：理工学部1号館カウンセリング室

(相談員の指定する場所に対応する場合があります。)

3 精神科医・臨床心理士による相談

相談の申込は、次の電話番号に連絡してください。

なお、臨床心理士による各地区での実施日は、掲示又は電話により確認してください。

申込電話番号 荒牧・昭和地区 027-220-7161

桐生・太田地区 0277-30-1044

精神科医・臨床心理士との相談は、健康支援総合センターに関する掲載ページにも案内がありますので、ご覧ください。

(12) 生協食堂施設の使用 (担当：④番窓口)

荒牧地区、昭和地区及び桐生地区には、それぞれ食堂・売店等を設けており、群馬大学生活協同組合に委託しています。食堂では食事を、売店では書籍・日用品等を市価よりも安く提供しております。食堂ホールは食事のため自由に（例えば弁当など）使用できます。食堂ホールを会食などの目的で利用したいときは、使用日の2週間前までに荒牧地区は学生センター④番窓口(学生支援課学生支援係)、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学生支援係に申し出て相談してください。また、アルバイト・住まい紹介については、直接群馬大学生生活協同組合(027-289-8084)へお問い合わせください。

(13) 北軽井沢研修所の利用 (担当：④番窓口)

本研修所は、本学指導教員及び学生等がセミナー等で利用することを目的に昭和49年に設置されたものです。所在地は、群馬県吾妻郡長野原町北軽井沢字南木山大楯2032-242（北軽井沢大学村1条8丁目）で、敷地面積2,497㎡、建物面積285㎡のC型鋼ビン接合フレーム型2階建のモダンな建物です。

収容人員は15人で居室は3、研修室1、炊事施設等が完備されています。

開所時期は5月1日から10月15日までです。

施設運営費は1人1日1,000円（自炊）です。

注）本学の学生及び教職員以外の利用者は、施設運営費の他に施設使用料（毎年4月1日決定）が必要となります。

利用希望者は、あらかじめ空き状況を学生センター④番窓口（学生支援課学生支援係）へ直接又は電話で問い合わせ、その後、事前に「使用申込書」を学生センター④番窓口に提出してください。

また、利用する場合は、「群馬大学北軽井沢研修所使用規程」（8. 諸規程等に掲載）を参照してください。

(14) 草津セミナーハウスの利用 (担当：④番窓口)

この施設は、関東甲信越地区国立大学の共同利用合宿研修施設として、学生及び教職員が起居を共にし相互に研鑽し人間関係を深め、対話や学習を重ねながら教養を高め、自然に親しみ、豊かな人間性を育成することを目的に設けられました。

所在地は、吾妻郡草津町大字草津字白根737で、上信越県境にそびえる草津白根山の中腹に広がる全国有数の温泉地、草津町にあるこの施設は、敷地12,084㎡、建物延2,569㎡で120人を収容することが出来、本施設のお風呂はこの温泉水を引き入れた源泉かけ流しのお風呂です。

四季を通して、セミナーや体育館を利用したのクラブ合宿の他、冬のスキー、春の新入生合宿、夏

11

12

13

14

の登山及び秋の自然観察など、多彩な利用ができます。

また、他大学との交流の場として、更に、留学生のみなさんとの国際交流の場としてなど、積極的にご活用ください。

〔体育施設の概要〕

施設名	面積	利用内容
アリーナ	540㎡ (30m×18m)	バレーボール1面、バスケットボール1面、バドミントン3面、卓球台5台

この施設の利用手続等は、次のとおりです。

1 使用者の範囲

- (1) セミナーハウスを使用できる者
 - ア 地区国立大学の学生及び教職員
 - イ 前号に準ずる者で所長が適当と認める者
 - ウ セミナーハウスの実施する事業の参加者
 - エ 前各号の使用者の使用を妨げない範囲において所長が適当と認めた者

2 使用期間

1回のセミナーハウスの使用は、原則として、4泊5日以内です。

3 申込方法

- (1) 利用希望者は、あらかじめ空き状況を学生センター④番窓口（学生支援課学生支援係）へ直接又は電話等で問い合わせ、その後、利用開始の4月前から10日前までに「使用許可申請書」を、学生センター④番窓口に提出してください。
- (2) 「使用許可書」を交付された者は、指定の期日までに運営費（利用者負担経費）を指定の銀行口座に振り込んでください。
- (3) 利用する場合は、「関東甲信越地区国立大学草津セミナーハウス使用細則」（8. 諸規程等に掲載）を参照してください。

4 草津セミナーハウス使用料金表

区分	(1) 地区国立大学 学生・教職員	(2) (1)以外の者
運営費	1,500円 (2,000円)	1,900円 (2,400円)
施設使用料	(2)の者のみが負担（上記③使用細則を参照）	
食 事	朝食 480円 昼食 520円 夕食 1020円	

(注) (1) 地区国立大学とは関東甲信越地区国立大学をいう。

(2) ()内の数字は10月1日から4月30日までの運営費です。

(3) 地区国立大学以外の学生及び教職員が利用する場合の費用（運営費・施設使用料）は上記とは別計算、別負担（毎年4月1日決定）となります。

(4) 既納の運営費及び施設使用料は還付しません。ただし、使用日の7日前までの取り消しについては、運営費の70%を還付します。

(15) 授業料の納入

国立大学の授業料は、文部科学省令において授業料標準額が定められ、各国立大学では、授業料標準額の上20%以内で独自の授業料を設定できるようになっています。群馬大学では、「費用に関する規程」において授業料を定めており、現在授業料標準額を授業料の額としています。現在の授業料の額は以下のとおりですが、物価等の諸事情を考慮して改定されることがあります。改定された場合は、改定後の授業料を納入していただくことになります。

- ・理工学部（総合理工学科）を除く学部学生・大学院生
535,800円（年額） 267,900円（半期）
- ・理工学部（総合理工学科）の学部学生
267,900円（年額） 133,950円（半期）
- ・特別支援教育特別専攻科
273,900円（年額） 136,950円（半期）

（平成17年4月1日改定）

また、授業料の納入については、指定銀行の学生本人名義の銀行口座からの引落しの方法（口座振替）により納入していただけます。引落日は、通常、前期分が4月末、後期分が10月末の銀行営業日ですが、臨時的引落日は、その都度掲示により通知します。

授業料の改定があった場合や、引落しの連絡等は、学内の掲示により行います。個別には一切行いませんので、学費負担者との連絡を密にし、間違いのないようにしてください。

特に以下のことに注意してください。

- ・口座に入金されている金額が足りない場合には、引落しされません。引落日口座を他の公共料金等の引落日口座としても利用されている場合は、残金等にご注意ください。
- ・銀行での引落しの処理は、通常、朝9：00より行われます。したがって、引落日当日の入金では間に合いませんし、前日の振り込みでも前日の終了時間間際の振り込みでは、間に合わない場合があります。振り込みは、引落日の前々日までにするようにしてください。

なお、授業料の免除及び徴収猶予、奨学金の申請に関しては、次に掲載されている(16) 授業料の免除及び徴収猶予申請、及び(17) 奨学金申請の各項目をそれぞれ参照してください。

(16) 授業料の免除及び徴収猶予申請（担当：⑤窓口）

授業料を所定の期日までに納入することが困難な場合に、本人の願い出に基づき選考の上、各期の授業料の全額又は半額を免除する制度です。

1 授業料免除の申請資格

- ① 経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績優秀と認められる者。
- ② 授業料の納期前6ヶ月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）に学生の学資を主として負担している者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納入が著しく困難な者。
- ③ その他、上記に準ずる場合で学長が相当と認める事由があるとき。

2 授業料免除申請書の配布・提出方法等

- ① 申請希望者は、各期毎に開催される説明会に必ず出席し、会場で申請書類を受け取ってください。
- ② 説明会等は次の時期に行う予定ですが、変更となる場合もありますので、詳細については必ず

掲示板で確認してください。

必須事項 \ 授業料納入対象学期	前 期 分	後 期 分
説明会	1月中旬	7月中旬
申 請	3月上旬 (新入生は4月上旬)	8月下旬

3 授業料の徴収猶予申請を希望する場合

所定の期日までに申請し徴収猶予の許可を受けた者は、授業料の納入が前期分は9月30日、後期分は3月10日まで猶予となります。

ただし、特別の事情がある場合は、前期分についても3月10日まで延長することができます。

4 授業料の月割分納を希望する場合

月割分納しなければならぬ特別な事情がある場合は、所定の期日までに学務部長等を経て学長あて申請してください。

月割分納の申請は各学期毎に行われ、許可を受けた者は年額の12分の1の額を毎月末までに納入することになります。

◎詳細については、各担当係へお問い合わせください。

学 部	対象学年	担 当 係	備 考
教 育 学 部	全学年（大学院・専攻科を含む）	学務部学生支援課学生生活係 (学生センター⑤番窓口)	説明会開催の案内は 掲示板により周知し ますので、十分に注 意してください。
社会情報学部	全学年（大学院を含む）		
医 学 部	1年		
理 工 学 部	1年		
医 学 部	2年以上（大学院を含む）	昭和地区事務部学務課 学事・学生支援係	
理 工 学 部	2年以上（大学院を含む） 総合理工学科（夜間主就業のみ） は全学年	理工学部学生支援係	

(17) 奨学金申請（担当：⑤番窓口）

本学では、日本学生支援機構の奨学金をはじめ、地方公共団体や民間奨学団体などの各種奨学金を取り扱っています。

いずれも、学業・人物ともに優秀であって、経済的理由により修学に困難がある学生が対象となります。

1 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の奨学金は、貸与型奨学金です。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、必ず返還しなくてはなりませんので、返還のことを十分考慮のうえ申し込んでください。

(1) 奨学金の種別、貸与月額等

学部	種別	通学区分	貸与月額
	第一種奨学金 (無利息貸与)	自宅	30,000円, 45,000円から選択
		自宅外	30,000円, 45,000円, 51,000円から選択
第二種奨学金 (利息付貸与)	なし	30,000円, 50,000円, 80,000円, 100,000円, 120,000円から選択	

大学院	種別	課程	貸与月額
	第一種奨学金 (無利息貸与)	修士・博士前期	50,000円, 88,000円から選択
		博士・博士後期	80,000円, 122,000円から選択
第二種奨学金 (利息付貸与)	全課程	50,000円, 80,000円, 100,000円, 130,000円, 150,000円から選択	

*大学院奨学金においては、通学区分による貸与月額の違いはありません。
修士・博士前期課程には専門職学位課程を含みます。

【入学時特別増額貸与奨学金（利息付貸与）】

新入生（編入学生を含む）で奨学金を希望する場合、初回振込時に「100,000円, 200,000円, 300,000円, 400,000円, 500,000円」から選択した金額の増額を希望することができます。

ただし、選考基準を満たしているほかに、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の融資を受けていないことが条件です。また、入学時特別増額貸与のみを申込みすることはできません。

(2) 在学採用

① 募集時期

新規申込者を対象とした説明会を4月に開催します。

説明会において申請に必要な書類を配付しますので、希望者は必ず出席してください。

なお、説明会の日程等詳細については、掲示板でお知らせしますので、見落としのないように十分注意してください。

② 採用の決定

日本学生支援機構の定める選考基準に基づき審査・選考し、適格者を日本学生支援機構に推薦します。

採否の決定は、7月上旬になります。なお、結果については、掲示板にてお知らせします。（電話によるお問い合わせには、お答えできません。）

*採用決定後、返還誓約書の提出が必要となります。返還誓約書を期日までに提出しないと、振込済みの奨学金を返戻した後で採用取消となりますので注意してください。

(3) 予約採用

高校等で採用候補者となった者は、入学後、進学届説明会に出席し、速やかに「採用候補者決定通知」を担当部署まで提出してください。その後、インターネットから「進学届」を提出することで本採用となります。

説明会の日程等詳細については、掲示板にてお知らせします。

*期日までに進学届を提出しなければ採用されませんので、十分に注意してください。

(4) 緊急・応急採用

主たる家計支持者（父母等）の死亡、失業、病気等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする場合は、随時申請を受付けています。詳細については、担当部署までご相談ください。

(5) 奨学金の振込み

奨学金は、原則として毎月11日に本人指定の銀行口座に振り込まれます。

また、3月満期者は、2・3月分が2月振込日にまとめて振り込まれますので、注意してください。

(6) 異動の届出

退学、休学、復学、留学、辞退、転学部、転学科等の異動が生じた場合は、速やかに大学の担当係に連絡をとり、所定の異動願(届)を提出してください。この届出が遅れると、一度振り込まれた奨学金の返還を求められたり、奨学金が振り込まれないような事態が発生しますので、必ず手続をしてください。

(7) 奨学金の継続

奨学生は、毎年冬季に継続説明会に出席のうえ、「奨学金継続願」の提出が義務付けられています。正当な理由なく確認の手続や提出を行わない場合は、奨学金を必要としなくなったものとみなされ、翌年度以降の奨学金は打ち切れ、廃止(奨学生の資格を失わせる)となります。

説明会の日程等奨学生への周知は、掲示板で行われますので、確認・提出期限等諸手続には十分注意してください。

(8) 学業成績報告

奨学生は、毎年学業成績の報告が義務付けられています。成績が著しく不良であったり、単位が不足したりすると、最悪の場合は奨学金が打ち切れ廃止となりますので勉学に励んでください。

(9) 奨学金の返還

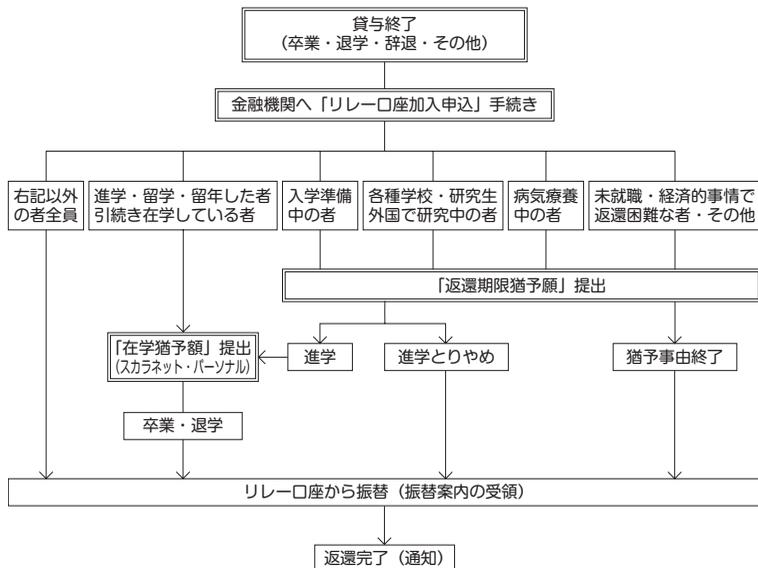
奨学金は貸与であり、貸与終了後に返還することが義務付けられています。また、返還金は後輩の奨学金として貸与される仕組みになっていますので、滞りなく返還してください。

なお、返還を延滞した者に対しては、法的措置が講じられます。

毎年秋季に、翌年3月満期予定者を対象とした返還説明会を開催していますので、対象者は必ず出席してください。

説明会の日程等詳細については、掲示板にてお知らせしますので、見落としのないように十分注意してください。

◎ 貸与終了から返還完了までのフローチャート



(10) 奨学金の返還免除

大学院において第一種奨学金を貸与された者で、在学中に特に優れた業績があると日本学生支援機構が認めた者には、返還金を免除する制度があります。

2 地方公共団体及び民間奨学団体

奨学生の募集は、大学を通して募集するもの、奨学団体で直接に募集するものがありますので、出願希望者は、あらかじめ担当係あるいは、出身の都道府県や市区町村の教育委員会又は奨学団体に問い合わせてください。

なお、団体等の奨学金貸与が決定した者は、担当係へ報告してください。

◎詳細については、各担当係へお問い合わせください。

学部	対象学年	担当係
教育学部	全学年（大学院・専攻科を含む）	学務部学生支援課学生生活係 (学生センター⑤番窓口)
社会情報学部	全学年（大学院を含む）	
医学部	1年	
理工学部	1年	
医学部	2年以上（大学院を含む）	昭和地区事務部学務課 学事・学生支援係
理工学部	2年以上（大学院を含む） 総合理工学科（夜間主就業のみ） は全学年	理工学部学生支援係

(18) 学生寮の入寮（退寮）（担当：④番窓口）

本学には、前橋地区学生寮（養心寮）と桐生地区学生寮（啓真寮）の2寮があります。各寮とも寮規程によって管理運営することになっていますが、いずれも寮の日常生活は寮生が自主的に行っています。入寮（退寮）を希望する者は予めその寮の管理者に願い出て許可を得なければなりません。

1 養心寮（担当：学務部学生支援課学生支援係）

養心寮は、前橋市若宮町二丁目14番7号にありJR前橋駅からバスで約10分かかります。寮から、教育学部・社会情報学部（荒牧キャンパス）へはバスで15分、医学部（昭和キャンパス）へは、徒歩10分です。場所は、前橋市のほぼ中心地に位置し、鉄筋コンクリート3階建（収容人員男子74名、女子62名）で居室は個室です。食事の提供はありません。

個室設備は荷物用ロフト、エアコン、アンテナ端子、コンセント2箇所（計6個）があり、各居室にインターネットの配線が設備されています。なお、インターネットを利用する場合は本人による所定の会社等との契約（有料）が必要です。また、寮内に共同利用施設として談話室、浴室、洗濯室、洗面所、補食室が設けられております。寄宿料は、月額4,300円で他に自治会費（2,400円／半期）及び光熱水費（6,000円／月）がかかります。また、最初の月のみ入寮費として別途3,000円を徴収します。入居対象者は学部生（理工学部2年次以上は除く）であり、募集は新入生（編入生含）が対象です。年度途中に空室が生じた場合には在学学生を対象に募集を行うので各学部の掲示や学生センター（学生支援課学生支援係）の掲示に注意してください。

2 理工学部啓真寮（担当：理工学部学生支援係）

入寮の対象者は、本学部2年次以上の学生（総合理工学科（フレックスコース）の夜間主修学の学生にあっては1年次以上の学生）及び大学院理工学府の学生です。場所は桐生市天神町3丁目14番45号にあり、桐生キャンパスから北へ徒歩で15分です。平成27年度に耐震工事が行われ、全室リニューアルしました。募集要項等必要な書類は、理工学部学生支援係ホームページ（<http://tgaku.st.gunma-u.ac.jp>）から入手できます。

3 国際交流会館（担当：国際交流課国際企画係）

本学には、外国人留学生と外国人研究者対象の住居として、前橋地区と桐生地区に国際交流会館があります。入居希望者は所定の申請時期に申請し、入居許可を得なければなりません。

・国際交流会館（前橋）

前橋市国領町2丁目22番地4号にあり、教育学部、社会情報学部まで約4.5km（バス利用15分）、医学部へは約500mに位置し、単身室23室（15㎡）があります。居室以外の共用施設は、談話室、研修室、洗濯室等があります。

経費は入居時に20,000円の保証料、寄宿料は1ヶ月5,900円を納入するほか、共益費、電気、水道、電話等の実費が必要です。最大1年間入居できます。

・国際交流会館（桐生）

桐生市天神町3丁目14番地45号にあり、啓真寮に隣接しています。単身室34室（12㎡）のほか、夫婦室や家族室があります。居室以外の共用施設は、談話室、研修室、洗濯室等があります。

経費は入居時に12,000円の保証料、寄宿料は1ヶ月5,900円（いずれも単身室の場合）を納入するほか、共益費や光熱水費等が必要です。最大1年間入居できます。

(19) 通学証明書・学割証の申込 (担当：④番窓口)

1 通学証明書 (学生割引)

この証明書は通学定期乗車券 (JR・私鉄・バス) を購入する場合に必要とします。

通学証明書の発行は、荒牧地区は学生センター④番窓口 (学生支援課学生支援係)、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学生支援係で交付しますので必要とする日の前日までに申し込んでください。発行後、この証明書が使用できる期間は1か月間です。

2 学生旅客運賃割引証 (学割証)

学校学生生徒旅客運賃割引証 (学割証) は修学上の経済的負担軽減と学校教育の振興に寄与することを目的としている制度であり、この主旨に従って、有効かつ計画的に使用してください。

(使用枚数：1人年間 (4月～翌年3月) 自動発行機による発行は20枚まで。但し、それ以上の発行を希望する場合は窓口申し出てください。)

学割証は、学生が帰省、課外活動等のため、片道100kmを超えて鉄道旅行する場合に使用できます。なお、学割証は、本人以外の使用はできません。不正使用に対しては、本人はもとより、全学生使用停止等の罰則処置がとられることもありますので十分注意してください。学割証の有効期間は発効日より3か月です。

※学割証の発行は、荒牧、昭和、桐生に設置されている証明書自動発行機で行えます。各キャンパスの証明書自動発行機の稼働時間は、(26) 各種証明書の自動発行機による取扱いの記載事項を参照してください。

(20) 団体旅行の申込 (担当：④番窓口)

8人以上の学生で1団体を構成し、本学教員に引率され、全員が利用施設、発着駅及び経路を同じくして、その全行程を旅行する場合にはJRの団体割引乗車券を購入することができます。

団体割引乗車券を購入する団体は3週間前までに荒牧地区は学生センター④番窓口 (学生支援課学生支援係)、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学生支援係、太田地区は生産システム工学専攻事務室に「団体旅行申込書 (JR)」及び参加者名簿を、学外課外活動届の写しを添付の上、提出してください。

なお、団体旅行の申し込みは原則として9か月前から14日前までに申し込んでください。

(21) 学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険及び学研災付帯学生生活総合保険の手続 (担当：④番窓口)

1 学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険

学生教育研究災害傷害保険は、正課中、学校行事中、学校施設内外の課外活動中、学校施設内にいる間、通学中、学校施設等相互間の移動中に被った事故による身体の障害に対して補償を行う保険です。

学研災付帯賠償責任保険は、学生が正課中、学校行事中及び正課、学校行事としてのインターンシップ、介護等体験活動、教育実習、ボランティア活動等を行う際及びその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する保険です。

この制度について、本学では教育研究の円滑な実施のために、入学の際全員が加入することとしています。この保険制度の概要は、入学前に配布しました『学生教育研究災害傷害保険のしおり』及び『学研災付帯賠償責任保険のしおり』を参照してください。

<加入手続等>

荒牧地区は学生センター④番窓口(学生支援課学生支援係)、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学生支援係で手続きをしてください。

(1) 加入受付期間

随時受け付けています。

(2) 保険の有効期間

大学に所定の保険料分担金を添えて申込みを行った日の翌日の午前零時から始まり所定の卒業年次の3月31日までです。

(3) 事故の通知及び保険金請求

保険事故が発生したときは、ただちに事故の日時・場所・状況・傷害の程度を担当窓口へ連絡し、手続をしてください。

保険金請求については、事故通知書を提出したときに説明いたします。

事故の日から30日以内に通知のない場合には保険金が支払われないことがありますので注意してください。

◎その他、保険制度のごとで不明な点は、各担当窓口にお問い合わせください。

学 部	対象学年	担 当 係
教 育 学 部	全学年 (大学院・専攻科を含む)	学務部学生支援課学生支援係 (学生センター④番窓口)
社会情報学部	全学年 (大学院を含む)	
医 学 部	1年	
理 工 学 部	1年 (昼間)	
医 学 部	2年以上 (大学院を含む)	昭和地区事務部学務課 学事・学生支援係
理 工 学 部	2年以上 (大学院を含む) 総合理工学科 (夜間主就業のみ) は 全学年	理工学部学生支援係

2 学研災付帯学生生活総合保険

学研災付帯学生生活総合保険は、学研災に加入していることを条件に加入でき、学内外を問わず24時間補償する任意加入の保険です。

補償内容は、ケガ、病気、捜索救助費用、賠償責任、救援者費用等、育英・学資費用、生活用動産・借家人賠償など学生生活全般を補償するものです。

詳細は入学時に配付しました『学研災付帯学生生活総合保険』のパンフレットを参照してください。

(22) 障害学生サポートルーム

障害のある学生がその年齢及び能力並びに障害の種別及び程度に応じて十分な教育が受けられるようにするため、全学的な支援体制の基に支援しています。

障害学生一人ひとりに合わせた支援が提供できるよう、専門的な知識を有する教職員との個別相談も行っています。

(1) 窓口

障害学生サポートルームは、群馬大学荒牧キャンパスと桐生キャンパスに分かれています。荒牧キャンパスは、教養教育GB棟1階に、桐生キャンパスは1号館1階にあります。連絡先は下記のとおりですが、まずは荒牧キャンパスにご連絡ください。

種 別	荒牧キャンパス	桐生キャンパス
電 話	027-220-7114	0277-30-1058・1023
F A X		0277-30-1041
E-mail	a_dis-support@ml.gunma-u.ac.jp	

その他、障害学生サポートルームのホームページもありますので、こちらも確認してみてください。
<http://www.syougai.hess.gunma-u.ac.jp/>

(2) サポート学生の募集

障害学生サポートルームでは、障害学生の修学支援を担ってくれるサポート学生を募集しています。支援業務は、要約筆記（パソコン、手書き）、代理ノート、文字起こし（音声教材の文字化）及び実験補助があり、1時間800円（平成28年度実績）の謝金が支給されます。

支援にあたって、サポート学生が円滑に活動できるように、活動開始前に、支援の技術向上を図るための講習会を実施し、活動後には個別相談などによるフォローも行っています。また、支援活動を30時間以上行った学生には、障害学生支援活動証明書が交付されます。

支援活動に興味のある方は、障害学生サポートルームまでお越しいただくか、上記の連絡先までご連絡ください。

(23) キャリアサポート室

キャリアサポート室は、学生一人ひとりの適性にあつた進路決定ができるよう就職活動の支援を行っています。具体的には、1年次より学年に応じて、キャリア計画、キャリア設計をはじめとする学習意欲の向上を図り、インターシップにおいては、社会的に必要な能力や実践的な能力の育成、希望する企業等へのマッチング及び申請支援、実施に関する事前説明会、実習講座及びマナー教育並びに実習後の在学生への体験報告会等を実施しています。

キャリアサポート室では、各企業からの求人票・会社案内、先輩方の就職活動報告書、就職関連図書の貸出し・閲覧などができます。また、公務員用受験案内についても取り揃えています。

就職活動は、学生本人の主体性と努力が強く求められます。本学では、全学的な就職ガイダンスの他、各学部で行う就職指導など、就職活動に対するサポートの充実にも努めています。

就職活動は、特に次の点に留意して進めてください。

1 学園生活の充実

企業等は、大学名よりも個人の資質を評価する方向に進んでいます。

希望の分野や企業に就職するためには、普段の勉学を確実に行うことは勿論、クラブ・サークルに積極的に参加し、調和の中で個性を発揮するセンスを磨くことが大切です。

2 社会の動向の把握

早い時期から就職を見据え、新聞等を通して社会の動向に関心を持つ習慣を身につけましょう。

3 就職指導教員との連絡

就職する分野等については、家族とよく相談し、指導教員、就職担当の教員及び事務担当者の助言を受けてください。

4 就職ガイダンス等への積極的参加

就職希望者全員及び分野別に就職ガイダンスを行っています。

自分に直接関係ない分野のガイダンスでも、希望する分野の参考となる話などが含まれますので、是非、参加してください。

詳しくは、ホームページ上、ポスターなどに掲載しますので注意してください。

○ 就職担当係

就職に関する相談等の窓口は次のとおりです。

全学	}	キャリアサポート室（就職全般）	☎027-220-7647 又は 7648		
教育学部				教育学部教務係（教員就職）	☎027-220-7203 又は 7223
社会情報学部					
医学部		昭和地区事務部学務課学事・学生支援係	☎027-220-7796		
理工学部		学生支援係	☎0277-30-1034 又は 1062		

○ キャリアカウンセリング

キャリアカウンセリングは、生涯設計を踏まえての幅広い相談に応えられる専門家であるキャリアカウンセラーが、皆さんの今後の進路の不安や悩みについて一緒に考え、解決のお手伝いができるよう個別に相談に対応するものです。専用の相談コーナーでじっくり相談ができます。プライバシーは厳守しますので御安心ください。

【相談例】

- 将来の進路について迷っている
- キャリアデザインについて相談したい
- 興味のある仕事に就くために今からできることは何か
- 進学について相談したい
- 自分にはどんな仕事が入っているのかわからない
- これからの学生生活をどのように過ごしたらよいのか

荒牧・桐生地区の相談日は、各地区の掲示板又はホームページで確認してください。

詳しくは次へ問い合わせてください。

前橋地区：キャリアサポート室 027-220-7648又は7647

桐生地区：理工学部学生支援係 0277-30-1062

(24) 留学生・留学に関する手続

(1) 外国人留学生のための修学上、生活上の相談

自分の国を離れ、文化や生活様式の異なる日本で留学生生活を送る中で、いろいろな不安やストレスを感じる場合があります。国際教育・研究センターでは担当教員が留学生からの相談を随時受けています。各キャンパスによって相談日が決まっているので、事前にメールで予約をしてください。

(2) 外国人留学生の生活上の手続

留学生の生活を支援するため、国際教育・研究センター、国際交流課及び各学部・各学部に留学生担当の部署があります。特に次のような場合には手続がありますので国際交流課又は所属学部の留学生担当窓口へ来てください。

①在留資格に関すること

- ・在留期限3ヶ月以内になったとき
- ・アルバイトを始めるとき

②留学生のための奨学金を申請したいとき

③学生による学業のサポート（チューター）が必要なとき

④国際交流会館に入居したいとき、入居中の手続があるとき

⑤一時帰国などで日本から出国するとき

(3) 海外留学を希望する学生への情報提供

群馬大学と協定を結んでいる外国の大学への交換留学（半年～1年）や短期研修（1～4週間）を中心に、留学に関する情報を国際教育・研究センター、国際交流課及び各学部の留学生担当部署で提供しています。在学中に留学を考えている人、また、国際交流に関するイベントや留学生の学業サポートに興味のある人は是非来てください。

①交換留学

群馬大学は平成29年3月現在で126の大学と協定を結んでいますが（57ページ協定校一覧参照）、その中で、近年半年から1年程度、群馬大学から交換留学生として学生を派遣している大学は次のとおりです。

国名・地域	大 学 名
中国	大連理工大学
台湾	国立台北教育大学
	東海大学
韓国	建国大学校
タイ	キングモンクット工科大学 トンブリ校（理工学部のみ）
アメリカ合衆国	サンディエゴ州立大学
	ニューヨーク州立大学ストーニーブルック校
オーストラリア	ウーロンゴン大学
イタリア	フィレンツェ大学
スロベニア	リュブリャナ大学
ハンガリー	カーロリ・ガシュパールカルビン派大学（社会情報学部のみ）
フランス	モンペリエ大学国立化学大学院（理工学府のみ）

交換留学では、授業料相互不徴収という制度があり、本学に学費を納めることで、留学先の大学には学費を納めなくてよい、という仕組みになっています。（ただし、語学能力向上のため、留学先の大学内の語学センターの授業を履修する場合、授業料を自己負担しなければならないこともあります。）また、単位互換制度が設けられており、留学先で修得した単位は、所定の規定に基づき本学

の単位として認められます。加えて群馬大学では、平成25年1月に海外学生派遣支援事業を開始し、希望する学生には審査の上、奨励金を支給しています。

交換留学の手続等は、国際教育・研究センターのホームページ (<http://cier.gunma-u.ac.jp>) を参照してください。

②交換留学以外の留学

協定校以外の大学へ群馬大学を通さずに留学する場合、「休学」の手続きを事前にとる必要があります。

③海外短期研修

夏休みや春休みを利用して海外協定校に短期滞在し、語学研修や文化体験を行うプログラムが次のとおりあります。毎年、プログラム毎に参加募集を学内の掲示板等で案内します。参加が決まったら、事前のオリエンテーションに必ず参加してください。

なお、各プログラムに参加し所定の手続きをとれば単位を取得できる可能性があります。

【教養教育 総合科目「海外短期研修」1単位】

プログラム名称	国名・地域 都市名	参考：昨年度の開始時期、日数
建国大学校 サマー/ウインタープログラム(韓国語研修)	韓国 ソウル	8月又は2月, 20日間
秦日工業大学 サマー/スプリングプログラム	タイ バンコク	8月又は3月, 2週間
キングモンクット工科大学トンブリ校サマーキャンプ	タイ バンコク	8月, 2週間
東海大学 中国語/文化研修プログラム	台湾 台中	2月又は3月, 20日間
リュブリャーナ大学春期講習	スロベニア リュブリャーナ	2月, 2週間
国立台北教育大学 短期研修プログラム	台湾 台北	3月, 10日間

【教養教育 外国語教養科目群「選択英語」2単位】

プログラム名称	国名	参考：昨年度の開始時期、日数
キール大学 英語研修プログラム	英国	8月下旬, 4週間
サンディエゴ州立大学 英語研修プログラム	米国	2月下旬, 4週間
ウーロンゴン大学 英語研修プログラム	オーストラリア	2月下旬, 4週間

その他、各学部において、1～2週間程度海外の協定校で各専門に特化した研修を受け、大学の授業として認められるプログラムも多数あります。

これら協定校との短期プログラムの中には、群馬大学が審査の上、奨励金を支給するものもあります。

(25) 海外旅行に関する手続

(担当：理工学部1年生のみ学生センター②番窓口で、その他の学部生は、それぞれの所属学部の担当窓口)

海外旅行をする場合は、緊急時の連絡や対応が速やかに行えるよう、大学へ必ず外国旅行届を提出するとともに、旅行先での危機管理体制の把握や日本の家族への連絡をきちんとするよう各自心がけてください。

また、海外旅行にあたっては、誘拐、脅迫、テロ等の不測の事態に巻き込まれることのないよう、外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) や報道等により現地の最新の治安・テロ等の情報を入手しておくとともに、外務省渡航登録サービス (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>) へ登録してください。

(26) 各種証明書の自動発行機による取扱い

学生旅客運賃割引証(学割証)、在学証明書(和文)、成績証明書(和文)、卒業(修了)見込証明書(和文)及び健康診断書は、各キャンパスに設置されている証明書自動発行機で取り扱っています。

荒牧キャンパス稼働時間 8:30～18:00(土・日曜日、祝日及び年末年始を除く)

昭和キャンパス稼働時間 8:30～21:00(土・日曜日、祝日及び年末年始を除く)

桐生キャンパス稼働時間 8:30～20:00(土・日曜日、祝日及び年末年始を除く)

※発行には学籍番号とパスワード(初期パスワードは生年月日の下4ケタ)が必要です。パスワードは、証明書自動発行機で変更してください。

(27) ハラスメントの相談

ハラスメントのない大学にするために

◇ハラスメントとは？

大学の学内及び学外において、性的な言動、教育研究上又は業務上の支配従属関係に起因する言動、その他不適切な言動で、他の者を不快にさせる言動をいいます。

ハラスメントに当たるかどうかは、基本的には、加害者の意図や認識の如何に関わらず、被害者が不快に感じるかどうかによって決まります。

ハラスメントには様々な態様があり、次のようなハラスメントが想定されます。また、これらの態様は独立しているものではなく、複数の要素が重なり合ってひとつのハラスメントになることもあります。

(1) セクシュアル・ハラスメント

性的な要求や言動を受け入れることを修学・就労活動の条件としたり、評価の基礎として考慮したりすることや性的な要求や言動によって修学・就労の環境を悪化させたりすることをいいます。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育研究上の支配従属関係を不当に利用して、不利益な取扱い、人格的な誹謗・中傷、嫌がらせ、精神的虐待、暴力、修学・研究の妨害、研究成果の搾取等の相手の意欲及び修学・研究環境を著しく阻害することをいいます。

(3) パワー・ハラスメント

業務上の支配従属関係を不当に利用して、不利益な取扱い、人格的な誹謗・中傷、嫌がらせ、暴力、業務遂行の妨害等の相手の意欲及び就労環境を著しく阻害することをいいます。

次は、主にセクシュアル・ハラスメントについてです。

◇セクシュアル・ハラスメントは、なぜ問題なのでしょう？

セクシュアル・ハラスメントを受けることにより、進学、進級、成績評価や教育研究上の指導を受ける際の取扱いにおける修学上の不利益を受け、その結果、学業に専念できなくなるほど、修学環境が害されることとなります。学生個人に対する影響としては、

- ・耐えきれずに退学せざるを得ないこともあります。
- ・個人の尊厳や名誉、プライバシーなどの人格を害します。
- ・精神や身体の健康を害します。

また、大学に対する影響としては、

- ・大学内の人間関係を悪化させます。
- ・組織の志気を低下させます。
- ・大学の秩序を乱します。
- ・大学の信頼性を失墜させます。

◇セクシュアル・ハラスメントになりうる言動は？

(1) 性的な発言

①性的な関心、欲求に基づくもの

- ・不快を感じる卑わいな冗談を言う。
- ・性的な経験や性生活について質問する。
- ・性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とする。
- ・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする。
- ・体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」などと言う。

②性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ・「男のくせに根性がない」、「女には任せられない」などと発言する。
- ・「男の子、女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。

(2) 性的な行動

①性的な関心、欲求に基づくもの

- ・ヌードポスター等を部屋に貼る。
- ・雑誌等の卑わいな写真・記事等をわざとみせたり、読んだりする。
- ・パソコンのディスプレイに卑わいな画像を表示する。
- ・身体を執拗に眺め回す。
- ・食事やデートにしつこく誘う。
- ・性的な内容の電話をかけたリ、性的な内容の手紙・Eメールを送る。
- ・身体に不必要に接触する。
- ・更衣室や浴室をのぞき見する。
- ・性的な関係を強要する。
- ・不必要な個人指導を行う。

②性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ・研究室や部活動でのお茶くみ、掃除、私用等を強要する。
- ・修学上の実績等を不当に低く評価する。
- ・カラオケのデュエットや2人だけのスナップ写真を強要する。
- ・コンパ等で、上級生の側に座席を指定したり、お酌やダンスを強要する。

◇学生がセクシュアル・ハラスメントをしないように気をつけることは？

- (1) セクシュアル・ハラスメントに当たるかどうかは、基本的には受け手が不快に感じるかで決まります。
- (2) 受け手が嫌がっていることが分かったら、決して繰り返さないことが大切です。
- (3) 不快な性的な言動であるか否かについて、いつも明確に意思表示がある（嫌だと拒否する）とは限りません。

セクシュアル・ハラスメントの態様等によっては、性行不良で改善の見込みがないと認められる者、大学の秩序を乱し学生としての本分に著しく反した者などに該当して、懲戒処分に付されることもあります。

◇良好な修学環境を確保するため、大学の一員として気をつけることは？

- (1) 大学内でセクシュアル・ハラスメントについて問題提起する学生をトラブル・メーカーとみたり、セクシュアル・ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけないことです。
- (2) 大学からセクシュアル・ハラスメントに関する問題の被害者や加害者を出さないように、周囲に

対する気配りをし、大学の友人として注意するなど、必要な行動をとるようにしましょう。

◇セクシュアル・ハラスメントの被害を深刻にしないために望まれることは？

- (1) セクシュアル・ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは必ずしも状況は改善されません。嫌なことは相手に対してはっきりと拒否の意思を伝えることが望まれます。
- (2) 信頼できる人に相談してみましょう。
1人で悩まないで、相談員や信頼できる人に相談することが大切です。

◇どこに相談したらよいでしょうか？

セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申し出や相談のために、相談員を各キャンパスに配置しています。また、健康支援総合センターや学生相談室も相談窓口として対応しています。

なお、相談は所属の学部・研究科に関わらずこの相談窓口でも受け付けてもらえます。

詳細は本学のホームページ (<http://www.gunma-u.ac.jp/>) 「在学生のみなさまへ」～「ハラスメント」～「ハラスメント相談員(リンク)」に掲載してあります。

学内の相談窓口のほか、下記のとおり外部相談窓口を開設しています。

学内でセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの被害に遭い、大学内部の相談員等には相談しにくい場合など、気軽に相談できます。

※電話相談 <月～金曜日：12：00～21：00，土曜日：9：00～17：00>

※年末年始及び祝日は休み



0120-004-160 (フリーダイヤル)

相談の際には、大学名を伝えてください。

※セクハラ・ホットライン相談室 <受付24時間365日対応>

<http://www.soudan-service.com/sekuhara/ac>

<ユーザ名：mori パスワード：hayashi 大学ID：ac813b9>

(28) 群馬大学の各地区における飲酒、盗難及び交通事故等の防止について

1 飲酒について

- (1) 未成年の飲酒は法律で禁止されています。20歳になるまで絶対に飲酒してはいけません。
- (2) 飲酒する場合、イッキ飲みや早飲み競争の強要、お酒が飲めない人や飲みたくない人への飲酒の強要は、絶対にしないこと。

2 盗難防止について

- (1) 講義室及び課外活動施設は、退室時に施錠等するとともに火の元の確認の徹底を図ること。
- (2) 学生用ロッカー出入口付近には防犯カメラを設置しているが、各自ロッカー・講義室及び課外活動施設は貴重品を置くことなく、整理・整頓及び施錠等を必ず行うこと。
- (3) 不審者がいた場合、以下「5 非常時の連絡体制」に示す最寄りの各部局事務部等に連絡を行うこと。

3 交通事故防止について

- (1) 各地区における交通規制を遵守の上、自動車等の安全走行に十分務めること。
- (2) 各地区における交通規制の遵守事項に違反した場合は、各地区の交通規制実施要項等に基づく違反措置及び学則に基づく所要の措置を講ずること。
- (3) 飲酒運転は絶対に行わないこと。

なお、自転車については、次のことに留意すること。

- ①道路標識等で指定された場合等を除き、原則として車道通行すること。やむを得ず、歩道を通行する際は、歩行者に十分気を遣うこと。
- ②夜間走行の際は、必ずライトを点灯すること。
- ③傘さし運転は、行わないこと。
- ④所定の駐輪場以外に駐輪しないこと。
- (4) 自動車等の駐車については、所定の許可を受けるとともに、通路の確保及び歩行者の安全確保のため、所定の場所に行くこと。
所定の許可を受けていない自動車等は、駐車違反の対象となること。

4 防犯対策の強化について

構内で不審者と思える者を見かけたら、近くの教職員に連絡するとともに、自身の安全確保に努めてください。

なお、学内だけでなく、日頃から犯罪被害を防止するため、以下の点を参考として安全に心掛けて行動してください。

- (1) 不審者を発見した場合
 - ①身の安全を確保し、速やかに近くの教職員や警察へ通報する。
 - ②身の危険を感じた時は、大きな声を発し、助けを求める。
- (2) 被害に遭わないために心掛けること
 - ①夜間の外出は、できるだけ複数人で行動する。
 - ②道を尋ねられた場合は、説明しても車に同乗しない。
 - ③万が一に備え、防犯ブザーや催涙スプレー等の防犯機器を携帯し、自己防衛対策を図る。
 - ④一人暮らしをしている場合は、自宅の玄関や窓の施錠を確実にする。

5 非常時の連絡体制

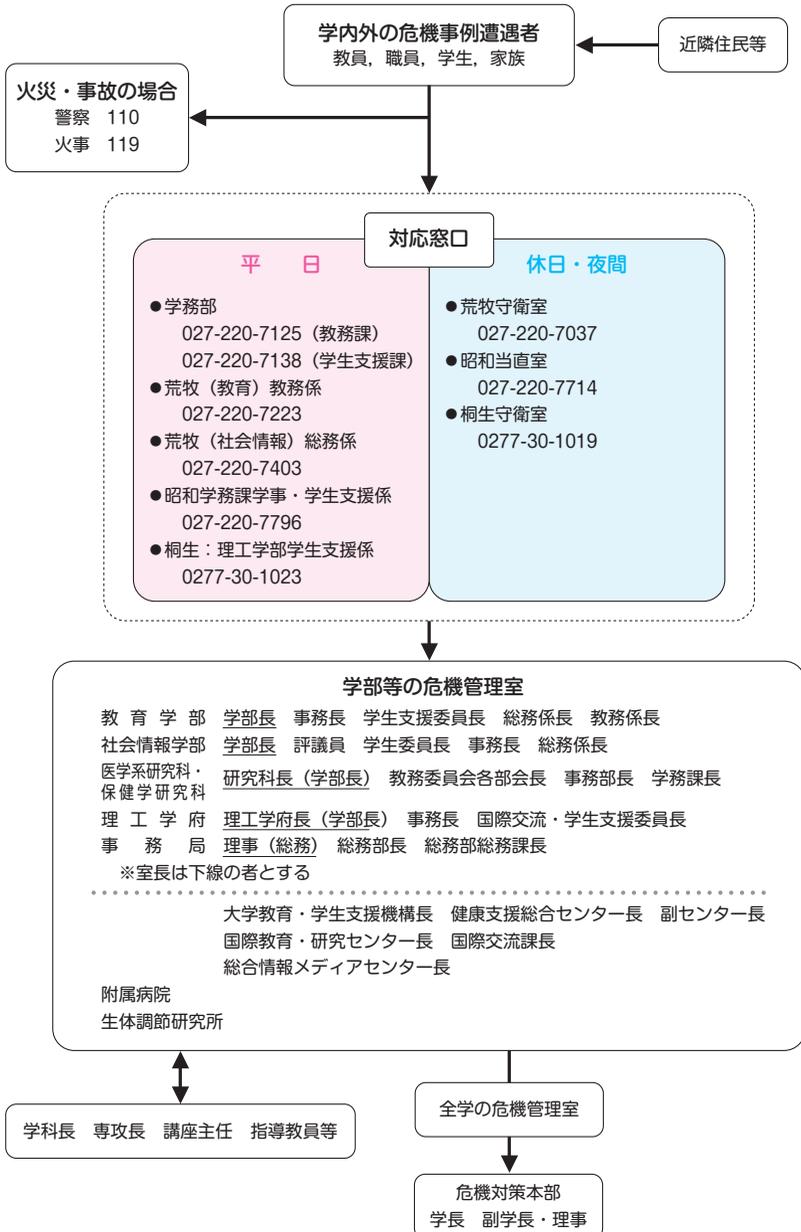
上記盗難及び交通事故等の非常事態が生じた場合は、以下の最寄りの各部局事務部等に連絡を行うこと。

- (1) 荒牧地区 (027-220-内線 (4桁))
(夜間 守衛所 027-220-7037)

- ①事務局棟
- | | |
|-----------------------|-----------|
| 総務部総務課総務係 (3階) | 内線 (7005) |
| 総務部総務課広報係 (3階) | 内線 (7010) |
| 財務部財務課総務・監査係 (2階) | 内線 (7044) |
| 財務部経理課経理係 (1階) | 内線 (7064) |
| 研究推進部研究推進課総括係 (1階) | 内線 (7512) |
| 施設運営部施設企画課企画・総務係 (4階) | 内線 (7084) |
- ②教養教育棟 (GA棟)
- | | |
|--------------------|-----------|
| 学務部教務課総務係 (1階) | 内線 (7125) |
| 学務部教務課教養教育係 (1階) | 内線 (7612) |
| 学務部学生支援課学生支援係 (1階) | 内線 (7138) |
- ③総合情報メディアセンター図書館棟
- | | |
|------------------------------|-----------|
| 研究推進部総合情報メディアセンター課情報企画係 (1階) | 内線 (7170) |
|------------------------------|-----------|
- ④大学会館棟
- | | |
|--------------------|-----------|
| 学務部国際交流課国際企画係 (2階) | 内線 (7628) |
|--------------------|-----------|
- ⑤教育学部棟
- | | |
|--------------|-----------|
| 教育学部総務係 (1階) | 内線 (7204) |
| 教育学部教務係 (1階) | 内線 (7223) |
- ⑥社会情報学部棟
- | | |
|----------------|-----------|
| 社会情報学部総務係 (3階) | 内線 (7403) |
| 社会情報学部教務係 (3階) | 内線 (7404) |
- (2) 昭和地区 (027-220-内線 (4桁))
- (夜間 防災センター 027-220-7732・8119
又は宿直室 027-220-7727・7851)
- ①共用施設棟
- | | |
|-------------------------|----------------|
| 昭和地区事務部総務課庶務係 (2階) | 内線 (7712) |
| 昭和地区事務部学務課医学科教務係 (3階) | 内線 (7795) |
| 昭和地区事務部学務課保健学科教務係 (3階) | 内線 (7809) |
| 昭和地区事務部学務課大学院係 (3階) | 内線 (7794・7804) |
| 昭和地区事務部学務課学事・学生支援係 (3階) | 内線 (7796) |
| 昭和地区事務部経営企画課経営予算係 (2階) | 内線 (7744) |
| 昭和地区事務部管理運営課総務監査係 (1階) | 内線 (7742) |
- ②生体調節研究所棟
- | | |
|-----------------------|-----------|
| 昭和地区事務部総務課研究所庶務係 (1階) | 内線 (8822) |
|-----------------------|-----------|
- ③外来診療棟
- | | |
|---------------------------|-----------|
| 昭和地区事務部医療サービス課医事・統計係 (1階) | 内線 (7814) |
| 昭和地区事務部医療サービス課収入係 (1階) | 内線 (7830) |
- (3) 桐生地区 (0277-30-内線 (4桁))
- (夜間 守衛所 0277-30-1019)
- 1号館
- | | |
|----------------|-----------|
| 理工学部庶務係 (2階) | 内線 (1015) |
| 理工学部会計係 (2階) | 内線 (1005) |
| 理工学部学務係 (1階) | 内線 (1006) |
| 理工学部学生支援係 (1階) | 内線 (1023) |
- (4) 若宮地区
- | | |
|-----------------|--------------|
| 教育学部附属幼稚園事務部 | 027-260-6143 |
| 教育学部附属小学校事務部 | 027-231-2804 |
| 教育学部附属特別支援学校事務部 | 027-232-9758 |
- (5) 上沖地区
- | | |
|--------------|--------------|
| 教育学部附属中学校事務部 | 027-231-3023 |
|--------------|--------------|

群馬大学緊急対応連絡網

危機発生直後の当事者・発見者から大学責任者への連絡の流れ



(29) 学生の違法行為等に関する処分について

大学は社会に出る最後の学校生活です。本学の学生として、自覚と責任をもって大学生活を送ることが大切です。しかし、試験における不正行為や他人のレポートの引き写し等の不正行為等を行う学生が少なからずいます。不正行為や違法行為等を行った学生は、停学等や退学になることがあります。

停学等の処分となった場合、留年になることもあります。また、保証人（保護者を含む。）に通知するとともに、懲戒の事由などを学内に告示します。（8. 諸規程等（7）群馬大学学生の懲戒等に関する規則を参照）

【退学】

○身代わり受験 ○カンニング等の繰返し ○薬物の使用等 ○窃盗、暴力行為 ○痴漢、ストーカー ○コンピュータ等を利用した悪質な不正行為等 ○飲酒運転、暴走運転 ○未成年者の飲酒、飲酒の強要 ○研究等データの捏造、盗用等

【停学】

○他者のレポートの引き写し ○カンニング等
○傷害に至らない暴力行為・言動 ○コンピュータ等を利用した不正行為等 ○無免許運転、悪質な交通違反、死亡事故 ○その他退学に至らない違法行為

【訓告】

○試験監督の指示に従わない場合 ○その他停学に至らない違法行為

(30) 台風等自然災害における休講等について

台風等自然災害により、本学が所在する地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪等の警報（特別警報を含む。）（以下「警報等」という。）が発表された場合や不測の事態が生じた場合、学生及び関係教職員の生命の安全確保と事故防止のため、授業及び定期試験（以下「授業等」という。）を休講等にすることがあります。

休講措置とする場合は、その都度、「(2) 学生等への周知方法」によりお知らせしますので、群馬県内に接近する台風等の気象情報が出された場合は、本学のホームページ等を確認してください。

※ 警報等が発表されていても、休講としないこともありますので、ご注意ください。

(1) 休講にする場合

○ 昼間に実施する授業等

台風により、「暴風警報」又は「大雨警報」が荒牧キャンパス及び昭和キャンパスにおいては前橋市、桐生キャンパスにおいては桐生市、太田キャンパスにおいては太田市に発表された場合の休講等の措置は次のとおりです。

- ① 午前6時の時点で警報等が発表されている場合には、午前の授業等を休講等とする。なお、午前6時過ぎに警報等が解除された場合であっても、午前の授業等を休講等とする。
- ② 午前10時の時点で警報等が発表されている場合には、午後の授業等を休講等とする。なお、午前10時過ぎに警報等が解除された場合であっても、午後の授業等を休講等とする。
- ③ 授業等の開始後に警報等が発表された場合には、次の時限以降の授業等を休講等とする。なお、休講等の措置を決定後に、直ちに帰宅することが危険な場合には、学生及び関係教職員を学内の施設で待機させる等、必要な措置を講ずるものとする。

○ 夜間に実施する授業等

夜間に実施する授業等の休講等の措置については、当該学部等の事務担当者に確認してください。

(2) 学生等への周知方法

休講等にする場合は、本学ホームページ（学部等のホームページを含む。）、教務システム、全学Gメール、一斉放送及び学内掲示板によりお知らせします。

(3) 学外での実習等・補講等について

- ① 本学のキャンパス以外で実施する実習やインターンシップ等については、各実習先の指示に従ってください。
- ② 休講等となった授業等については、各授業等担当教員の判断で後日、補講等を行います。
- ③ 休講等の措置が取られた場合には、本学のキャンパスで実施する屋外での課外活動等は、原則として禁止とします。

(31) その他

1 構内及び校舎内の美化

整然とした環境は勉学の能率を高めます。紙屑や空き缶・ペットボトル等はキャンパスで定められた分別に従いゴミ箱に捨てることは当然のマナーです。また、不用になった自転車・バイク・自動車や家電製品等の物品を構内に放置することのないようにしてください。

2 構内の騒音防止

大学は諸君の勉学の場合であると同時に、教員にとっては研究の場合でもあります。また、住宅も隣接していますので、大音響での音楽活動、クラブ活動での声援なども迷惑となることがありますので充分配慮してください。構内での「バーベキュー」「花火」等火気は厳禁です。

3 悪質商法に注意

大学に入学すると自活する機会が多くなり、これまでに自活経験、社会経験がないため、不慣れ、寂しさ、あこがれ、開放感などを業者は巧みに利用します。甘いことばに誘われずに断る勇気を持つことが大切です。うまい話には必ず裏があるものと用心して後悔することのないよう、事前の予備知識をつけておいてください。

万一悪質商法に巻き込まれたときは深みにはまる前に消費生活センターに相談してください。

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

前橋市消費生活センター ☎027-230-1755

桐生市消費生活センター ☎0277-40-1112

太田市消費生活センター ☎0276-30-2220

(独) 国民生活センター HP内の群馬県の消費生活センターの案内ページ

http://www.kokusen.go.jp/map/ncac_map10.html

4 カルト系教団に注意

全国の大学において、学生を対象にカルト系団体が活動している情報がありますので、本学の学生の皆さんも注意してください。

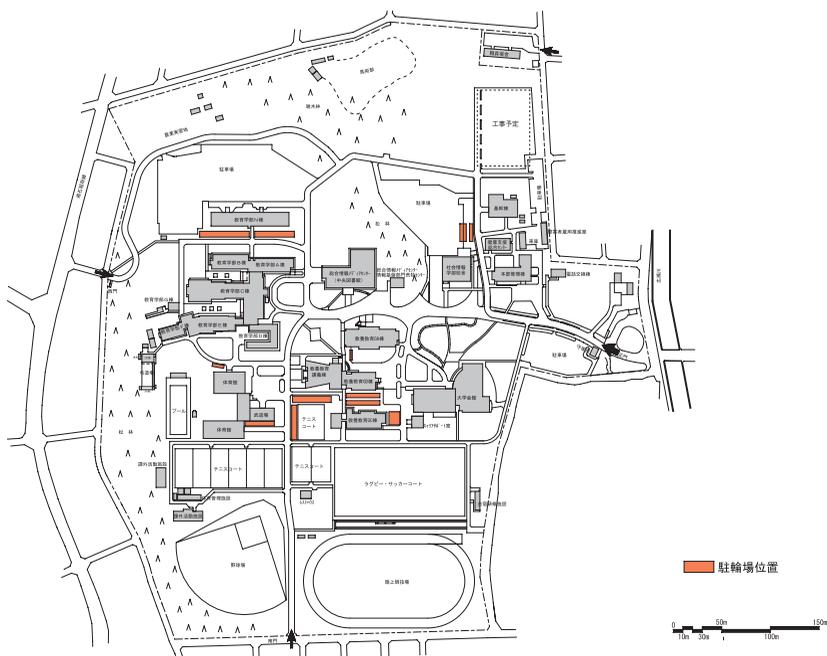
カルト系団体等は、あまい言葉でボランティア等に勧誘し、入会後の合宿等に誘いマインドコントロールし、会員の勧誘の義務付け、動員、アルバイト等の強要及び多額の会費の納入を要求する例が多いです。

5 自転車の駐輪について

自転車は駐輪場に駐輪してください。

例年駐輪場以外に駐輪する者がいるため歩行や車椅子の移動の妨げになることがありますので、駐輪場に駐輪するよう厳守してください。

荒牧キャンパス駐輪場配置図



5 健康支援

- (1) 健康支援総合センター
- (2) 昭和キャンパス・桐生キャンパス・太田キャンパスについて
- (3) 健康診断及び健康診断書発行について

5 健康支援

(1) 健康支援総合センター（荒牧キャンパス）

健康支援総合センターは、みなさんを身体的・精神的にサポートする医療機関です。

原則として、ここで知り得た個人情報、本人の承諾なしにはいっさい部外者に知られることはありません。

① 業務内容・時間

- 応急処置（外傷、失神など）

月曜日～金曜日

9：00～12：00、13：00～16：00

- * 土・日・祝日・全学一斉休業日はお休みです。
- * 公務等により医療スタッフが不在の場合、お休みになります。
- * 医療スタッフがいない時は、緊急の場合8：30～17：15の間に限り対応します。

- 一般診療・相談【医師】

月曜日～金曜日

9：00～12：00、13：00～16：00

- * 土・日・祝日・全学一斉休業日はお休みです。
- * 公務等により医師が不在の場合、お休みになります。

- メンタルヘルス専門相談【精神科医】

原則として、予約制です。月曜日・水曜日・金曜日（午後）

- カウンセリング【臨床心理士】

予約制です。日程は掲示板又はホームページをご覧ください。

- 救急用品の貸し出し・医療に関する資料の閲覧・貸し出し等

- * 診察、相談、投薬（応急的な処方のみ）は無料です。
- * 長期的な治療が必要になる場合には、近隣の医療機関を紹介します。
- * 玄関ホールには身長体重計・体組成計・血圧計・視力計が置いてありますので、ご利用ください。

② 受付・予約方法・問い合わせ

○ 受付時間

月曜日～金曜日

9 : 00 ~ 11 : 40, 13 : 00 ~ 16 : 00

- * 土・日・祝日・全学一斉休業日はお休みです。
- * 健康支援総合センターに直接来所するか電話又はメールで連絡をしてください。

○ 電話による問い合わせ

《電話番号》 027-220-7161 (看護師), 027-220-7163 (受付)

夜間・休日・不在時には留守番電話になっています。
「学籍番号・氏名・連絡のとれる電話番号・簡単な用件」を入れてください。
(急ぎの対応はできません。)

○ メールによる問い合わせ (相談受付)

《メールアドレス》 kenkousien@jimu.gunma-u.ac.jp

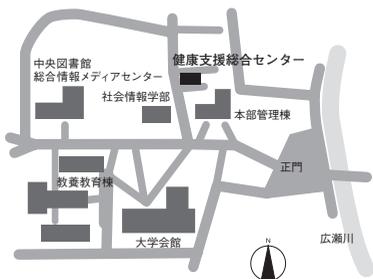
- * 「学籍番号, 氏名, 連絡のとれる電話番号又はメールアドレス, 簡単な用件」を記入し, 送信してください。
メールでの相談は行っていませんので, 具体的な内容は書かないでください。
健康支援総合センタースタッフから電話又はメールで連絡します。
- * 夜間・休日・不在時はメールチェックできません。
- * 数日経っても返答・返信がない場合は, 再度電話又はメールでご連絡ください。

③ 健康支援総合センターの所在地

〒371-8510 前橋市荒牧町四丁目2番地
<荒牧キャンパス内位置>

<ホームページURL>

<http://kenkousien.hess.gunma-u.ac.jp/>



(2) 昭和キャンパス・桐生キャンパス・太田キャンパスについて

① 昭和キャンパス

学生健康相談室又は学事・学生支援係に看護師がいます。
連絡先：027-220-7796

② 桐生キャンパス

理工学部保健室又は学生支援係に看護師がいます。
連絡先：0277-30-1044

③ 太田キャンパス

常在スタッフはいません。必要な場合は、以下へ連絡してください。
連絡先：0276-50-2231（太田キャンパス事務室）
連絡先：0277-30-1044（桐生キャンパス看護師）

(3) 健康診断及び健康診断書発行について

- * 4月に学生定期健康診断があります。必ず受けてください。
- * 留学生は、秋にも特別健康診断がありますので受けてください。
- * 健康診断書は、各キャンパスの証明書自動発行機から発行できます。
- * 証明書自動発行機で発行できないとき、所定の診断書用紙がある場合は、健康支援総合センター受付で相談してください。

6 総合情報メディアセンター (図書館及び情報基盤部門)

- (1) 図書館のサービス
- (2) 図書館の紹介
- (3) 図書館の利用
- (4) 情報基盤部門のサービス
- (5) パソコン利用者へのサービス

【ソフトウェアの無償配布について】

- 1) Windows の無償アップグレード／ダウングレード
- 2) Microsoft Office の無償インストール
- 3) その他のサービス

【無線 LAN の利用方法について】

6 総合情報メディアセンター（図書館及び情報基盤部門）

1

(1) 図書館のサービス

図書館では、学習や教育研究に必要な図書、雑誌、視聴覚資料及びインターネットを通して利用できる電子ジャーナルやデータベースを多数揃えています。

また、学術資料の取り寄せや探し方など、次のようなサービスも受けられます。

レファレンス	文献検索、種々情報の調査・入手のサポート
文献複写	学内資料のコピー・学内にない資料のコピーの入手
相互貸借	学内にない資料の借受
他大学図書館の利用	他大学図書館利用依頼書の発行
図書購入リクエスト	図書館にない図書の購入希望の受付
その他のサービス 総合情報メディアセンター Webページで紹介 (全館共通) URL: https://www.media.gunma-u.ac.jp/	

(2) 図書館の紹介

①中央図書館（荒牧キャンパス）

- ・蔵書数 334,000冊
- ・特色 教養教育を実施しているため、多分野にわたる基本図書を収集。古文書、古い教科書など多数のコレクションも所蔵。



②医学図書館（昭和キャンパス）

- ・蔵書数 128,000冊
- ・特色 所蔵図書の90%が医学・看護系。雑誌（電子ジャーナル）の利用が多い。データベース講習会や文献検索演習を実施。24時間開館を実施（申請者のみ）。



③理工学図書館（桐生キャンパス）

- ・蔵書数 154,000冊
- ・特色 蔵書は自然科学系44%、工学系35%で構成。学生による図書のリクエストキャンペーンを実施。平日夜22時まで開館。



2

(3) 図書館の利用

①開館日程

曜日	中央図書館	
	授業期間	休業期間
月～金	9:00～21:00	9:00～17:00
土・日	9:00～17:00	休館

曜日	医学図書館		
	授業期間	休業期間(9,2月)	9,2月以外の休業期間
月～金	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～17:00
土	9:00～17:00	9:00～17:00	休館
日	休館		

曜日	理工学図書館	
	授業期間	休業期間
月～金	9:00～22:00	9:00～17:00
土	10:00～18:00	休館
日	休館	

休館日
日曜日
医学図書館・理工学図書館(ただし、試験期間内の日曜日は開館する) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
中央図書館 医学図書館・理工学図書館(ただし、試験期間内の祝日は開館する) 年末年始(12月28日～1月4日) その他 館長が臨時に休館とする日

* 詳しい開館日程については、総合情報メディアセンター Webページをご覧ください。

②貸出冊数・期間

中央図書館

区分	冊数	期間
学生	10冊以内	2週間以内
大学院生	15冊以内	30日以内

- ・参考図書は5冊以内3日間貸出。
- ・雑誌の最新号は館内利用のみ。
雑誌は5冊以内3日間貸出。

医学図書館

区分	冊数	期間
学生	5冊以内	2週間以内
大学院生	5冊以内	2週間以内

- ・参考図書は原則として館内利用のみ。
- ・雑誌は原則として館内利用のみ。

理工学図書館

区分	冊数	期間
学生	12冊以内※	2週間以内
大学院生	10冊以内	2週間以内

- ・参考図書は、3日間貸出し。
- ・雑誌の最新号は、館内利用のみ。
- ・雑誌は3冊以内1週間貸出可。
- ※一般図書7冊＋英語多読5冊以内。

(4) 情報基盤部門のサービス

情報基盤部門では、パソコンによる情報処理教育を行う環境を提供するとともに、図書館や各研究室で学内ネットワークを利用するためのサービスを提供しています。また、学内ネットワークは、インターネットに接続されており、インターネットを介して国内外の研究者との情報交換、研究資料の参照、各種データベースの利用等ができます。

荒牧キャンパス、昭和キャンパス及び桐生キャンパスでは、演習室のパソコンを利用することができます。

全学認証アカウントについて

本学の学生には、入学時に全学認証アカウントが配布されます。このアカウントを利用して、演習室のパソコンや無線LANなど、学内の様々なサービスが利用できます。

- ・全学認証アカウント (<https://www.media.gunma-u.ac.jp/ITservices/acount/>)

各演習室の利用について

荒牧キャンパス、昭和キャンパス及び桐生キャンパスでは、演習室のパソコンを利用できます。

- * 昭和キャンパス、桐生キャンパスの演習室に入室するためには学生証が必要です。

医学図書館1階のパソコン利用について

- * 特別利用の申請者は、閉館時でも入退館システムにより、学生証で入館し、パソコンを利用できます。詳細は総合情報メディアセンター Webページをご覧ください。

- * 医学図書館1階では、Mac OSを搭載したMacが4台利用できます。

キャンパス	荒牧キャンパス	昭和キャンパス	桐生キャンパス
演習室名	中央図書館 (パソコン51台) 教養教育GB棟 ・2階 GB201教室(*) (パソコン60台) 教育学部C棟 ・1階 C105教室(*) (パソコン30台) 教育学部N棟 ・1階 授業分析室(*) (パソコン60台) 社会情報学部 ・6階 612教室(*) (パソコン24台)	医学図書館1階 (パソコン15台) 共用施設棟3階 ・情報処理演習室A(*) (パソコン92台) ・情報処理演習室B (パソコン48台)	理工学図書館 ・1階 ラーニングコモンズ (パソコン20台) ・3階 コンピュータ演習室B (パソコン60台) ・4階 コンピュータ演習室A(*) (パソコン120台)
利用可能な方	本学の学生 その他、利用を許可された方	昭和キャンパスの学生 その他、利用を許可された方	桐生キャンパスの学生 その他、利用を許可された方
利用可能時間	図書館の開館時間に準ずる		
利用できるOS	Windows 7 Enterprise Red Hat Enterprise Linux		

(*) この演習室は、授業時間以外は利用できません。

(5) パソコン利用者へのサービス

【ソフトウェアの無償配布について】

本学は、平成21年4月からマイクロソフト社との間で、「マイクロソフト包括ライセンス契約」を締結しています。これは、教育機関に所属する人に対して、指定されたマイクロソフト社製ソフトウェアを使用する権利を与える一括ライセンス契約です。マイクロソフト包括ライセンス契約の有効期限内であれば、契約しているマイクロソフト社製の最新バージョンを常に利用することができます。

本学の学部及び修士・博士課程に在籍するすべての学生が無償で利用できます。
インストール方法など詳しくは、「全学ソフトウェアライセンス」のWebページ
(<http://sw.media.gunma-u.ac.jp/>) を参照してください。

1) Windowsの無償アップグレード／ダウングレード

アップグレード又はダウングレードを目的として、以下のWindowsをインストールできます。なお、OSを備えていないパソコンへのインストール権はないので、ご注意ください。ただし、MacintoshにBoot Camp等を使用してWindowsをインストールする場合は、『Mac OSからのアップグレード』とみなしてインストールが認められています。

- ・ Microsoft Windows 10 (日本語版／英語版)
- ・ Microsoft Windows 8.1 (日本語版／英語版)
- ・ Microsoft Windows 7 SP1 (日本語版／英語版)

2) Microsoft Officeの無償インストール

以下のMicrosoft OfficeのWindows版及びMacintosh版の最新製品を利用できます。

- ・ Office Professional Plus2016 (日本語版／英語版) (Windows)
- ・ Office Professional Plus2013 SP1 (日本語版／英語版) (Windows)
- ・ Office Professional Plus2010 SP1 (日本語版／英語版) (Windows)
- ・ Office for Mac Standard 2016 (日本語版／英語版) (MacOS)
- ・ Office for Mac Standard 2011 SP3 (日本語版／英語版) (MacOS)

3) その他のサービス

セキュリティ向上のために、以下のセキュリティ対策ソフトウェアがインストール出来ます。

- ・ System Center 2012 Endpoint Protection (Windows)
- ・ System Center Endpoint Protection for Mac (Mac)

その他サービスについては、「全学ソフトウェアライセンス」のWebページ
(<http://sw.media.gunma-u.ac.jp/>) を参照してください。

【無線LANの利用方法について】

すべてのキャンパスにIEEE802.11a/b/g/n対応の無線LANアクセスポイントを設置しており、全学認証アカウントを利用して、学内LANに接続できます。一部の無線LANアクセスポイントはIEEE802.11acにも対応しています。主な利用エリアには、右記のステッカーを提示しています。

なお、情報コンセントが設置されている教室や講義室でも有線LANによりネットワークに接続できます。利用の際には、無線LANと同時に、全学認証アカウントで認証を行います。

○関連URL

- ・ 総合情報メディアセンター (<https://www.media.gunma-u.ac.jp/>)
- ・ 無線LAN利用エリア (<https://www.media.gunma-u.ac.jp/network/wlan/>)
- ・ 全学認証アカウント (<https://www.media.gunma-u.ac.jp/ITservices/account/>)



7 国際交流

- (1) 大学間協定
- (2) 学部間協定
- (3) 留学生在学状況

7 国際交流

1

(1) 大学間協定 Agreements Between Universities

国名・地域 Countries	大 学 等 名 Sister Universities	協定締結年月日 Date of Agreement
連 合 王 国 U.K.	グリンドゥール大学 (北東ウエールズ高等教育インスティテュート) Glyndwr University (North East Wales Institute of Higher Education)	昭和62年3月17日 Mar.17,1987
インドネシア Indonesia	パジャジャラン大学 Universitas Padjadjaran	平成8年9月20日 Sep.20,1996
中華人民共和国 China	西安交通大学 Xi'an Jiaotong University	平成13年12月4日 Dec.4,2001 (平成10年12月4日) (Dec.4,1998)
中華人民共和国 China	廈門大学 Xiamen University	平成14年9月19日 Sep.19,2002
中華人民共和国 China	沈阳化工大学 Shenyang University of Chemical Technology	平成15年3月31日 Mar. 31,2003 (昭和62年9月22日) (Sep.22,1987)
イ タ リ ア Italy	フィレンツェ大学 L'Universita di Firenze	平成15年4月16日 Apr. 16,2003
オーストラリア Australia	マククワリー大学 Macquarie University	平成15年6月7日 Jun. 7,2003
台 湾 Taiwan	東海大学 Tunghai University	平成15年6月27日 Jun. 27,2003
韓 国 Korea	嶺南大学校 Yeungnam University	平成15年9月5日 Sep.5,2003
中華人民共和国 China	華北電力大学 North China Electric Power University	平成17年5月22日 May. 22,2005 (平成10年4月6日) (Apr. 6,1998)
ニカラグア Nicaragua	ニカラグア国立自治大学マナグア校 The National Autonomous University of Nicaragua (UNAN-Managua)	平成17年7月1日 Jul. 1,2005
フ ラ ンス France	地中海大学 (マルセイユ大学Ⅱ) Université de La Méditerranée, Aix-Marseille Ⅱ	平成17年7月25日 Jul. 25,2005
イ ン ド India	アリガルモスリム大学 Aligarh Muslim University	平成18年3月22日 Mar. 22,2006
台 湾 Taiwan	国立台北教育大学 National Taipei University of Education	平成18年3月24日 Mar. 24,2006 (平成12年12月3日) (Dec.3,2000)
中華人民共和国 China	大連医科大学 Dalian Medical University	平成18年7月12日 Jul. 12,2006 (平成9年5月20日) (May. 20,1997)
中華人民共和国 China	大連理工大學 Dalian University of Technology	平成19年1月30日 Jan.30,2007 (平成15年9月30日) (Sep.30,2003)
韓 国 Korea	建国大学校 Konkuk University	平成19年3月6日 Mar. 6,2007
タ イ ラ ン Thailand	チェンマイ大学 Chiang Mai University	平成19年9月11日 Sep.11,2007 (平成16年3月26日) (Mar. 26,2004)
中華人民共和国 China	大連工業大学 Dalian Polytechnic University	平成19年9月26日 Sep.26,2007
韓 国 Korea	韓国原子力医科学院 Institute of Radiological and Medical Sciences	平成19年10月18日 Oct.18,2007
ペ ル ー Peru	ペルーボンティフィシアカトリック大学 Pontificia Universidad Catolica del Peru	平成20年3月25日 Mar. 25,2008
中華人民共和国 China	中国科学院過程工程研究所 Institute of Process Engineering, Chinese Academy of Sciences	平成20年7月16日 Jul. 16,2008 (平成15年4月14日) (Apr. 14,2003)
ス ロ ベ ニ ア Slovenia	リュブリャーナ大学 University of Ljubljana	平成20年9月19日 Sep.19,2008 (平成12年3月23日) (Mar. 23,2000)
韓 国 Korea	ソウル大学校 Seoul National University	平成20年10月27日 Oct.27,2008
アゼルバイジャン Azerbaijan	バクー国立大学 Baku State University	平成21年1月27日 Jan.27,2009
フィリピン Philippines	フィリピン大学マニラ校 University of the Philippines Manila	平成21年2月16日 Feb.16,2009

国名・地域 Countries	大 学 等 名 Sister Universities	協定締結年月日 Date of Agreement
ブラジル Brazil	サンパウロ大学 University de São Paulo	平成21年2月20日 Feb.20.2009
インドネシア Indonesia	インドネシア教育大学 Indonesia University of Education	平成21年3月16日 Mar. 16.2009 (平成18年7月12日) (Jul. 12.2006)
中華人民共和国 China	重慶交通大学 Chongqing Jiaotong University	平成21年3月25日 Mar. 25.2009 (平成16年3月22日) (Mar. 22.2004)
中華人民共和国 China	海南大学 Hainan University	平成21年7月29日 Jul. 29.2009
インド India	インド工科大学デリー校 Indian Institutes of Technology Delhi	平成22年1月18日 Jan.18.2010
アメリカ合衆国 U.S.A	ノースダコタ州立大学 North Dakota State University	平成22年5月27日 May. 27.2010
バングラディッシュ Bangladesh	ダッカ大学 University of Dhaka	平成22年12月12日 Dec. 12.2010 (平成16年3月11日) (Mar. 11.2004)
アメリカ合衆国 U.S.A	サンディエゴ州立大学 Sna Diego State University	平成23年3月3日 Mar. 3.2011 (昭和60年6月24日) (Jun. 24.1985)
モンゴル Mongolia	国立モンゴル医科学大学 Mongolian National University of Medical Science	平成24年10月5日 Oct. 5. 2012 (平成19年8月22日) (Aug. 22. 2007)
台湾 Taiwan	国立虎尾科技大学 National Formosa University	平成24年1月21日 Jan.21.2013 (平成22年1月26日) (Jan. 26. 2010)
アメリカ合衆国 U.S.A	ニューヨーク州立大学ストーニーブルック校 State University of New York at Stony Brook	平成25年7月12日 Jul. 12. 2013
オーストラリア Australia	ウーロンゴン大学 University of Wollongong	平成26年7月15日 Jul. 15. 2014
シンガポール Singapore	南洋理工学大学 Nanyang Technological University	平成27年3月20日 Mar.20.2015
チェコ共和国 Czech Republic	オストラハ工科大学 (H24.11.30 ~ H27.10.28部局間) Technical University Ostrava	平成27年10月29日 Oct.29.2015
韓国 Korea	釜山大学校 Pusan National University Republic of Korea	平成28年6月22日 Jun. 22. 2016 (平成18年4月17日) (Apr.17. 2006)

※ () は学部間協定締結年月日 Date of Agreement Between Faculties

(2) 学部間協定 Agreements Between Faculties

学部等名 Faculties, etc.	国名・地域 Countries	大 学 等 名 Sister Universities	協定締結年月日 Date of Agreement
教 育 学 部 Faculty of Education	アメリカ合衆国 U.S.A	ミズーリ州立大学 Missouri State University	平成27年3月6日 Mar.6.2015
教 育 学 部 Faculty of Education	リトアニア Lithuania	リトアニア教育大学 LITHUANIAN UNIVERSITY OF EDUCATIONAL SCIENCES	平成27年11月25日 Nov. 25.2015
教 育 学 部 Faculty of Education	アメリカ合衆国 U.S.A	モアヘッド州立大学 Morehead State University	平成27年12月16日 Dec.16. 2015
教 育 学 部 Faculty of Education	韓 国 Korea	大邱大学 Daegu University	平成28年3月29日 Mar. 29. 2016
社会情報学部 Faculty of Social and Information Studies	連 合 王 国 U.K.	サンダーランド大学 University of Sunderland	平成14年7月3日 Jul. 3.2002
社会情報学部 Faculty of Social and Information Studies	ハンガリー Hungary	カーロリ・ガーシュパール・カルビン派大学 Károli Gáspár University of the Reformed Church	平成22年3月17日 Mar. 17.2010
社会情報学部 Faculty of Social and Information Studies	ポーランド Poland	ヤギェウォ大学 Jagiellonian University	平成24年3月29日 Mar. 29. 2012
社会情報学部 Faculty of Social and Information Studies	クロアチア Republic of Croatia	ザグレブ大学 University of Zagreb	平成26年7月3日 Jul. 3. 2014
社会情報学部 Faculty of Social and Information Studies	台 湾 Taiwan	世新大学人文社会学部 College of Humanities and Social Sciences Shih Hsin University	平成27年12月28日 Dec.28.2015
医 学 部 (医療技術短期大学部) (College of Medical care and Technology)	アメリカ合衆国 U.S.A	シアトル・パシフィック大学 Seattle Pacific University	平成8年10月1日 Oct. 1.1996 (昭和61年4月14日) (Apr. 14.1986)
医 学 部 Faculty of Medicine	カナダ Canada	オタワ大学 University of Ottawa	平成13年11月26日 Nov. 26.2001
医 学 部 Faculty of Medicine	アメリカ合衆国 U.S.A	ワシントン大学 The University of Washington	平成14年4月2日 Apr. 2.2002
大学院保健学研究科 Graduate School of Health Sciences	アメリカ合衆国 U.S.A	ピューゼット・サウンド大学大学院 Graduate School, University of Puget Sound	平成23年10月3日 Oct. 3. 2011
大学院保健学研究科 Graduate School of Health Sciences	タイ Thailand	ランシット大学 Rangsit University	平成28年1月7日 Jan. 7. 2016

学部等名 Faculties, etc.	国名・地域 Countries	大 学 等 名 Sister Universities	協定締結年月日 Date of Agreement
大学院保健学研究科 Graduate School of Health Sciences	韓 国 Korea	仁済大学校 Inje University	平成28年2月29日 Feb. 29, 2016
大学院医学系研究科 Graduate School of Medicine	中華人民共和国 China	南開大学生命科学学院 The College of Life Sciences of Nankai University	平成14年11月2日 Nov. 2, 2002
大学院医学系研究科 Graduate School of Medicine	カナダ Canada	ブリティッシュコロンビア大学 The University of British Columbia	平成16年3月31日 Mar. 31, 2004
大学院医学系研究科 Graduate School of Medicine	コロンビア Colombia	サバナ大学 Universidad de La Sabana	平成16年4月20日 Apr. 20, 2004
大学院医学系研究科 Graduate School of Medicine	ロシア Russia	クラシノヤルスク医科大学 Krasnoyarsk State Medical Academy	平成19年4月15日 Apr. 15, 2007
大学院医学系研究科 Graduate School of Medicine	アメリカ合衆国 U.S.A.	マーシャル大学生物学部 Marshall University	平成21年6月29日 Jun. 29, 2009
大学院医学系研究科 Graduate School of Medicine	ドイツ Germany	ルール大学ボーフム医学部・胸部・心疾患外科 クリニック及び心臓・糖尿病センター The Heart and Diabetes Center NRW, Clinic for Thoracic and Cardiovascular Surgery, Faculty of Medicine, RUHR-UNIVERSITÄT BOCHUM	平成26年9月3日 Sep. 3, 2014
大学院医学系研究科 Graduate School of Medicine	ベルギー Belgium	リエージュ大学医学部ならびにゲノプロテオミックス院応用グループ Faculty of Medicine and GIGA, University of Liege	平成26年10月2日 Oct. 2, 2014
工学部 Faculty of Engineering	連合王国 U.K.	シティ大学 City University	平成6年1月27日 Jan. 27, 1994
工学部 Faculty of Engineering	中華人民共和国 China	中山大学化学・化学工程学院 Sun Yat-sen University	平成17年11月2日 Nov. 2, 2005
工学部 Faculty of Engineering	アメリカ合衆国 U.S.A.	ワシントン大学 The University of Washington	平成18年6月26日 Jun. 26, 2006
工学部 Faculty of Engineering	台湾 Taiwan	龍華科技大学工程学院 College of Engineering of Lunghwa University of Science and Technology	平成18年12月13日 Dec. 13, 2006
工学部 Faculty of Engineering	ベトナム Vietnam	ハノイ工科大学 Hanoi University of Technology	平成20年1月23日 Jan. 23, 2008
工学部 Faculty of Engineering	中華人民共和国 China	合肥工業大学 Hefei University of Technology	平成20年2月23日 Feb. 23, 2008
工学部 Faculty of Engineering	中華人民共和国 China	上海理工大學光学・電子情報工程学院 School of Optic and Electronic Engineering, University of Shanghai for Science and Technology	平成20年7月28日 Jul. 28, 2008
工学部 Faculty of Engineering	マレーシア Malaysia	マレーシア国立大学 Universiti Kebangsaan Malaysia	平成21年2月23日 Feb. 23, 2009
工学部 Faculty of Engineering	中華人民共和国 China	河北工業大学 Hebei University of Technology	平成22年3月20日 Mar. 20, 2010
工学部 Faculty of Engineering	タイ Thailand	チュラロンコン大学工学部 Faculty of Engineering, Chulalongkorn University	平成24年12月4日 Dec. 4, 2012
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	中華人民共和国 China	上海交通大学 Shanghai Jiao Tong University (School of Mechanical Engineering)	平成20年3月25日 Mar. 25, 2008
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	中華人民共和国 China	成都理工大学地質災害防止及び地質環境保護国家重点実験室 State key Laboratory of Geohazards Prevention, Chengdu University of Technology	平成20年10月8日 Oct. 8, 2008
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	タイ Thailand	モンクット王ラカバン工科大学 King Mongkut's Institute of Technology Ladkrabang	平成20年12月12日 Dec. 12, 2008
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	韓 国 Korea	ソウル科学技術大学産業大学院 Graduate School of Industry and Engineering, Seoul National University of Science and Technology	平成21年1月1日 Jan. 1, 2009
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	中華人民共和国 China	中国鉱業大学 China University of Mining And Technology	平成21年1月23日 Jan. 23, 2009
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	韓 国 Korea	韓国科学技術院ナノサイエンス研究部門 Korea Advanced Institute of Science and Technology	平成21年2月5日 Feb. 5, 2009
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	フランス France	モンペリエ大学国立化学大学院 National Graduate School of Chemistry and Chemical Engineering, The University of Montpellier	平成21年2月11日 Feb. 11, 2009
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	中華人民共和国 China	東北大学理学院 School of Sciences, Northeastern University	平成21年2月28日 Feb. 28, 2009
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	フランス France	ESIEE/パリ Ecole Supérieure D'ingénieurs en Electrotechnique et Electronique Paris	平成21年3月2日 Mar. 2, 2009
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	中華人民共和国 China	清華大学機械工程学院 School of Mechanical Engineering, Tsinghua University	平成21年3月29日 Mar. 29, 2009
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	韓 国 Korea	檀国大学校光機能エネルギー材料センター Center for Photofunctional Energy Materials, Dankook University	平成21年5月22日 May. 22, 2009
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	タイ Thailand	ラジャマンガラ工科大学 Rajamangala University of Technology Isan	平成21年5月26日 May. 26, 2009
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	中華人民共和国 China	西南交通大学 Southwest Jiaotong University	平成21年7月1日 Jul. 1, 2009
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	タイ Thailand	泰日工業大学 Thai-Nichi Institute of Technology	平成21年7月21日 Jul. 21, 2009
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	韓 国 Korea	木浦大学校工学部 Mokpo National University	平成21年8月17日 Aug. 17, 2009
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	中華人民共和国 China	湖南科技大学 Hunan University of Science and Technology	平成21年10月16日 Oct. 16, 2009
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	韓 国 Korea	慶熙大学校工科大学 College of Engineering, Kyung Hee University	平成21年12月14日 Dec. 14, 2009
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	インドネシア Indonesia	バンドン工科大学 Institut Teknologi Bandung	平成22年10月11日 Oct. 11, 2010

学部等名 Faculties, etc.	国名・地域 Countries	大 学 等 名 Sister Universities	協定締結年月日 Date of Agreement
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	タイ Thailand	マヒドン大学理学部 Mahidol University	平成23年2月22日 Feb. 22, 2011
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	タイ Thailand	ナコンパトムラチャット大学理工学部 Faculty of Science and Technology, Nakhon Pathom Rajabhat University	平成24年2月2日 Feb. 2, 2012
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	スウェーデン Sweden	ボロース大学工学部 School of Engineering, University of Borås	平成24年2月22日 Feb. 22, 2012
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	韓 国 Korea	延世大学校科学技術大学 College of Science and Technology, Yonsei University	平成24年5月2日 May 2, 2012
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	中華人民共和国 China	揚州大学エネルギー源と動力工学学院 School of Energy and Power Engineering Yangzhou University	平成24年6月26日 Jun. 26, 2012
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	カナダ Canada	ライアソン大学 Ryerson University	平成24年9月28日 Sep. 28, 2012
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	韓 国 Korea	延世大学校工科大学 College of Science and Technology, Yonsei University	平成25年1月30日 Jan. 30, 2013
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	ベトナム Vietnam	ベトナム原子力研究所ハノイ照射センター Hanoi Irradiation Center, Vietnam Atomic Energy Institute	平成25年2月23日 Feb. 23, 2013
大学院工学研究科 Graduate School of Engineering	中華人民共和国 China	揚州大学情報工学学院 College of Information Engineering, Yangzhou University	平成25年3月8日 Mar. 8, 2013
理工学研究院 Faculty of Science and Technology	タイ Thailand	モンクット王トンプリ工科大学 King Mongkut's University of Technology	平成25年5月10日 May. 10, 2013
理工学研究院 Faculty of Science and Technology	中華人民共和国 China	廈門理工学院光電通信工程学院 School of Optoelectronics and Communication Engineering, Xiamen University of Technology	平成25年7月22日 Jul. 22, 2013
理工学研究院 Faculty of Science and Technology	マレーシア Malaysia	ペトロナス工科大学 Institute of Technology Petronas Sdn.Bhd.	平成25年7月30日 Jul. 30, 2013
理工学研究院 Faculty of Science and Technology	タイ Thailand	ラジャマンガラ工科大学工学部 Faculty of Engineering, Rajamangala University	平成 26年 1月 28 日 Jan. 28, 2014
理工学研究院 Faculty of Science and Technology	スペイン Spain	バレンシア工科大学 Universidad Politécnica de Valencia	平成 26年 2月 19 日 Feb. 19, 2014
理工学研究院 Faculty of Science and Technology	ロシア Russia	サラトフ農業大学食品工学・商品学部 Technological and Merchandizing Faculty, Saratov State Agrarian University	平成 26年 9月 1日 Sep. 1, 2014
理工学研究院 Faculty of Science and Technology	中華人民共和国 China	天津大学精密機器と光電子工学院 College of Precision Instrument and Optoelectronics Engineering, Tianjin University	平成 26年 5月 17日 Nov. 7, 2014
理 工 学 府 Graduate School of Science and Technology	台 湾 Taiwan	義守大学医学部 College of Medicine, I-Shou University	平成 26年 5月 27日 May. 27, 2014
理 工 学 府 Graduate School of Science and Technology	マレーシア Malaysia	バハク大学 Universiti Malaysia Pahang	平成26年9月9日 Sep.9,2014
理 工 学 府 Graduate School of Science and Technology	台 湾 Taiwan	国立勤益科技大学 National Chin-Yi University of Technology	平成27年4月30日 Apr.30,2015
理 工 学 府 Graduate School of Science and Technology	マレーシア Malaysia	マラ技術大学トレンガヌ校 Universiti Teknologi MARA (Terengganu)	平成27年6月5日 Jun.5,2015
理 工 学 府 Graduate School of Science and Technology	韓 国 Korea	忠南大学校 CHUNGNAM NATIONAL UNIVERSITY	平成27年8月11日 Aug.11,2015
理 工 学 府 Graduate School of Science and Technology	ベルギー Belgium	リエージュ大学 University of Liege	平成27年8月14日 Aug.14,2015
理 工 学 府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	復旦大学 Fudan University	平成28年4月1日 Apr. 1, 2016
理 工 学 府 Graduate School of Science and Technology	フ ラ ン ス France	高等科学技術学院 (IPSA) Institut polytechnique des sciences avancées	平成28年4月20日 Apr. 20, 2016
理 工 学 府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	揚州大学機械工学学院 School of Mechanical Engineering, Yangzhou University	平成28年5月16日 May. 16, 2016
理 工 学 府 Graduate School of Science and Technology	インドネシア Indonesia	ジャカルタ州立大学 Universitas Negeri Jakarta	平成28年7月13日 Jul. 13,2016
理 工 学 府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	江蘇科技大学 Jiangsu University of Science and Technology	平成28年10月17日 Oct. 17, 2016
理 工 学 府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	山東大学 Shandong University	平成29年3月1日 Mar. 1, 2017
生体調節研究所 Institute for Molecular and Cellular Regulation	韓 国 Korea	全国国立大学ホルモン研究センター Hormone Research Center, Chonnam National University	平成8年12月4日 Dec. 4, 1996
生体調節研究所 Institute for Molecular and Cellular Regulation	中華人民共和国 China	内蒙古大学生命科学学部 College of Life Science of Inner Mongolia University	平成19年2月13日 Feb. 13,2007
生体調節研究所 Institute for Molecular and Cellular Regulation	中華人民共和国 China	湖南大学生物学部 College of Biology, Hunan University	平成28年1月6日 Jan. 6, 2016
生体調節研究所 Institute for Molecular and Cellular Regulation	中華人民共和国 China	首都医科大学 Capital Medical University	平成28年4月19日 Apr. 19, 2016
重粒子線医学研究センター Heavy Ion Medical Center	アメリカ合衆国 U.S.A.	マサチューセッツ総合病院Francis H.Burr陽子線治療センター Francis H.Burr Proton Therapy Center/Massachusetts General Hospital	平成20年5月6日 May 6,2008
重粒子線医学研究センター Heavy Ion Medical Center	アメリカ合衆国 U.S.A.	d/b/aメイヨークリニックメイヨークリニックロチェスター放射線腫瘍学 Department of Radiation Oncology Mayo Clinic Rochester d/b/aMayo Clinic	平成20年10月23日 Oct. 23,2008
重粒子線医学研究センター Heavy Ion Medical Center	ドイ ツ Germany	ドイツ重イオン研究所ヘルムホルツセンター GSI Helmholtzzentrum für Schwerionenforschung GmbH,Germany	平成20年11月18日 Nov. 18,2008
重粒子線医学研究センター Heavy Ion Medical Center	オーストリア Austria	ウィーン医科大学放射線治療教室 Medical University of Vienna	平成 26年 4月 14 日 Apr. 14, 2014
ケイ素科学国際教育研究センター International Education and Research Center for Silicon Science	韓 国 Korea	韓国先端ケイ素材料研究教育センター Research and Education Center for Advanced Silicon Materials, Korea	平成21年2月3日 Feb. 3, 2009
未来先端研究機構 Gurma University Initiative for Advanced Research	スウェーデン Sweden	カロリンスカ研究所 karolinska Institutet	平成27年11月11日 Nov.11,2015

*医療技術短期大学部は、平成12年3月に廃止 College of Medical care and Technology (Abolished in March,2000)

(3) 留学生在学状況

(平成29年2月1日現在)
(As of February 1, 2017) (人)

地域 By Region	国名 By Country	学部学生 Undergraduate Students		大学院学生 Graduate Students				研究生 Research Students		特別聴講・ 研究学生等 Exchange Students and Others		計 Total		
		国費 Government Scholarship	私費 Private Funding	修士課程 Master's Program		博士課程 Doctoral Program		国費 Government Scholarship	私費 Private Funding	国費 Government Scholarship	私費 Private Funding	国費 Government Scholarship	私費 Private Funding	
				国費 Government Scholarship	私費 Private Funding	国費 Government Scholarship	私費 Private Funding							
ア ジ ア Asia (13ヶ国・1地域)	中 国 China		8		28	3	16		17		12	3	81	
	マ レ ー シ ア Malaysia	1	44									1	44	
	モ ン ゴ ル Mongolia	1	3	4	4	3	1		4	1	3	9	15	
	イ ン ド ネ シ ア Indonesia	2		3	2	4	9			1	2	10	13	
	ベ ト ナ ム Vietnam		11	2	4	2	1					4	16	
	タ イ Land Thailand			3		1	2	2			2	6	4	
	台 湾 Taiwan				2						6	0	8	
	ネ パ ー ル Nepal				2	2	1					2	3	
	ス リ ラ ン カ Sri Lanka		1		1	1			1			1	3	
	ラ オ ス Laos	1			2							1	2	
	イ ン ド India						2					0	2	
	韓 国 Korea						2					0	2	
	カンボジア Cambodia		1		1							0	2	
フィリピン Philippines						2					2	0		
中 近 東 Middle East (2ヶ国)	イ ラ ン Iran						1					1	0	
	シ リ ア Syria						1					1	0	
ヨ ー ロ ッ パ Europe (4ヶ国)	ハンガリー Hungary			1						2	1	3	1	
	フランス France										2	0	2	
	イタリア Italy										1	0	1	
	スロベニア Slovenia				1							1	0	
北 米 North America (1ヶ国)	アメリカ U.S.A						1					1	0	
	中 南 米 Latin and South America (2ヶ国)	コスタリカ Costa Rica						1				1	0	
	パラグアイ Paraguay								1			0	1	
ア フリ カ Africa (0ヶ国)												0	0	
計 (22ヶ国・1地域) Total		5	68	14	46	21	34	3	23	4	29	47	200	
学 部 等 別 内 訳 By Faculty	教 育 学 部 Faculty of Education			2	3			2		2	8	6	11	
	社 会 情 報 学 部 Faculty of Social and Information Studies			2	10				7	1	6	3	23	
	医 学 科 Faculty of Medicine	1		5	2	18	20		4		1	24	27	
	保 健 学 科 School of Health Sciences			2			1		1	1	3	3	5	
	理 工 学 部 School of Sciences and Technology	4	68	3	28	3	16	1	11		11	11	134	
	生 体 調 節 研 究 所 Institute for Molecular and Cellular Regulation												0	0
	国 際 教 育 ・ 研 究 セ ン ター Center for International Education and Research												0	0

8 諸規程等

- (1) 群馬大学学則
- (2) 群馬大学大学院学則
- (3) 群馬大学教養教育科目等に関する規則
- (4) 群馬大学学部共通細則
- (5) 群馬大学における学生の在籍及び再入学に関する手続等規程
- (6) 群馬大学学生表彰規則
- (7) 群馬大学学生の懲戒等に関する規則
- (8) 群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程
- (9) 学生団体活動心得
- (10) 群馬大学課外活動共用施設使用内規
- (11) 群馬大学体育施設の課外活動使用内規
- (12) 群馬大学学生会館施設使用要項
- (13) 群馬大学養心寮規程
- (14) 群馬大学理工学部啓真寮規程
- (15) 群馬大学北軽井沢研修所使用規程
- (16) 関東甲信越地区国立大学草津セミナーハウス使用細則

8 諸規程等

(1) 群馬大学学則

	平成16. 4. 1	制	定
改正	平成17. 4. 1	平成17. 6. 1	
	平成17. 6.22	平成18. 4. 1	
	平成18. 4.20	平成18. 6. 1	
	平成19. 4. 1	平成19.12. 1	
	平成19.12.26	平成20. 4. 1	
	平成20.12. 1	平成21. 4. 1	
	平成21. 6.24	平成22. 4. 1	
	平成23. 4. 1	平成25. 4. 1	
	平成26. 4. 1	平成27. 4. 1	
	平成28. 4. 1	平成28. 6. 2	
	平成29. 4. 1		

目次

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等（第1条・第2条）

第2節 教育研究組織（第2条の2－第12条）

第3節 職員（第13条）

第4節 教授会（第14条・第15条）

第2章 学部通則

第1節 学年、学期、授業期間及び休業日（第16条－第19条）

第2節 修業年限及び在学期間（第20条－第22条）

第3節 入学（第23条－第32条）

第4節 教育課程及び履修方法等（第33条－第43条）

第5節 休学、転学、留学及び退学（第44条－第50条）

第6節 卒業及び学位（第51条－第53条）

第7節 教育職員免許（第54条）

第8節 賞罰（第55条・第56条）

第9節 厚生施設（第57条）

第10節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生（第58条－第62条）

第11節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第63条－第70条）

第3章 公開講座（第71条）

附則

第1章 総 則

第1節 目的及び自己評価等

（目 的）

第1条 国立大学法人群馬大学組織規則（平成16年4月1日制定）第2条の規定により設置される

群馬大学（以下「本学」という。）は、教育及び研究の最高の機関として、有為な人材を育成するとともに、真理と平和を希求し、深遠な学理とその応用を考究し、世界の繁栄と人類の福祉に貢献することを目的とする。

- 2 各学部、学科又は課程ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。
- 3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 教育研究組織

（学術研究院）

第2条の2 本学に、大学教員の所属組織として学術研究院を置く。

- 2 学術研究院に院長を置き、学長をもって充てる。

（学部及び学科又は課程等）

第3条 本学に、次の学部及び学科又は課程を置く。

教 育 学 部 学校教育教員養成課程

社 会 情 報 学 部 社会情報学科

医 学 部 医学科

保健学科

理 工 学 部 化学・生物化学科

機械知能システム理工学科

環境創生理工学科

電子情報理工学科

総合理工学科

- 2 前項に規定する各学部に、別表第1-1のとおり講座及び部門を置く。
- 3 第1項に規定する各学部に置く学科又は課程の入学定員及び収容定員は、別表第1-2のとおりとする。
- 4 第1項に規定する各学部に、学部長を置く。

（特別支援教育特別専攻科）

第4条 本学に、特別支援教育特別専攻科を置く。

- 2 特別支援教育特別専攻科に関する規程は、別に定める。

（大 学 院）

第5条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する必要な事項は、別に定める。

（附置研究所）

第6条 本学に、次の研究所を附置する。

生体調節研究所

- 2 生体調節研究所に、次の部門を置く。

生体情報部門

病態制御部門

- 3 生体調節研究所に、所長を置く。
- 4 生体調節研究所に関する規程は、別に定める。

(総合情報メディアセンター)

第7条 本学に、総合情報メディアセンターを置く。

2 総合情報メディアセンターに関する規則は、別に定める。

(機 構)

第7条の2 本学に、次の機構を置く。

大学教育・学生支援機構

研究・産学連携推進機構

重粒子線医学推進機構

2 機構に関する規則は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第8条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

国際教育・研究センター

2 国際教育・研究センターに関する規程は、別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長が必要と認めた場合は、時限を付して学内共同教育研究施設を置くことができる。

4 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附属の学校)

第9条 本学に附属して、次の学校を置く。

教育学部附属幼稚園

教育学部附属小学校

教育学部附属中学校

教育学部附属特別支援学校

(教育研究施設等)

第10条 本学に、別表第1-3のとおり、学部附属の教育研究施設及び研究施設並びに研究科及び附属研究所附属の研究施設を置く。

(事務局等)

第11条 本学に、その事務を処理するため、事務局その他必要な事務組織を置く。

第12条 削除

第3節 職 員

(職 員)

第13条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第4節 教 授 会

(教 授 会)

第14条 各学部及び生体調節研究所に、教授会を置く。

2 教授会に関する規則は、別に定める。

第15条 削除

第2章 学部通則

第1節 学年、学期、授業期間及び休業日

(学 年)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第17条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、前学期及び後学期の期間を変更することがある。

(授 業 期 間)

第18条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休 業 日)

第19条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日 曜 日

(2) 土 曜 日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 春 季 休 業

(5) 夏 季 休 業

(6) 冬 季 休 業

(7) 学年末休業

2 前項第4号から第7号までの休業日の期間は、各学部長の申出に基づき学長が定める。

3 学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

(開 学 記 念 日)

第19条の2 本学の開学記念日は、6月1日とする。

第2節 修業年限及び在学期間

(修 業 年 限)

第20条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

教 育 学 部 4年

社 会 情 報 学 部 4年

医 学 部 医 学 科 6年

保健学科 4年

理 工 学 部 4年

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第21条 大学の学生以外の者が、第59条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第43条の規定により入学後に修得したとみなすことのできる当該単位数その他の事項を動案して、各学部が認める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在 学 期 間)

第22条 在学期間は、教育学部、社会情報学部、医学部保健学科及び理工学部にあつては8年を、医学部医学科にあつては9年を、それぞれ超えることができない。

2 第29条から第31条までの規定により入学した者の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。ただし、医学部医学科の第2年次編入学にあつては8年を、第3年次編入学にあつては6年を超えない。

第3節 入 学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることがある。

(入学資格)

第24条 入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により本学以外の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学志願)

第25条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に検定料を添えて、指定の期間内に提出するものとする。

(入学者の選考)

第26条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第27条 前条の選考結果に基づき、合格通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、第63条に規定する入学料を納入しなければならない。ただし、第65条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除又は徴収猶予申請書の提出をもって、入学料の納入に代えるものとする。

(入学許可)

第28条 学長は、前条の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第29条 本学に編入学を願いだした者は、選考の上、許可することができる。

2 各学部(部)の相当年次に編入学をすることができる者（第3項及び第4項に規定する者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者

- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 短期大学を卒業した者
 - (4) 高等専門学校を卒業した者
 - (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
 - (6) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
 - (7) 旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所を卒業した者
 - (8) 学校教育法施行規則附則第7条の規定に該当する者
 - (9) 外国において、学校教育における13年又は14年の課程を修了した者
- 3 社会情報学部、医学部保健学科及び理工学部（夜間主コースを除く。）の第3年次に編入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 短期大学を卒業した者
 - (4) 高等専門学校を卒業した者
 - (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
 - (6) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
 - (7) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (8) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 4 医学部医学科の第2年次に編入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学（医学を履修する課程を除く。）を卒業した者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 外国において、学校教育における14年以上の課程に在学し、所定の単位を修得した者
（転入学）

第30条 他の大学に在学中の者が、本学に転入学を志望するときは、選考の上、許可することがある。

(再入学)

第31条 本学を退学し、又は本学から除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

(転学部又は転学科等)

第32条 他の学部への転学部又は同一学部内での転学科、転専攻若しくは転コースを願い出る者があるときは、選考の上、許可することがある。

第4節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第33条 本学は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目)

第34条 授業科目は、その内容により教養教育科目及び専門教育科目に分ける。

(開設授業科目)

第35条 教養教育科目は、各学部共通の授業科目として開設するものとし、開設する授業科目、単位の認定手続及びその履修方法は、群馬大学教養教育科目等に関する規則(以下「教養教育科目等に関する規則」いう。)の定めるところによる。

2 専門教育科目は、各学部において開設するものとし、開設する授業科目、単位の認定手続及びその履修方法は、それぞれ各学部規程の定めるところによる。

(履修科目の登録の上限)

第36条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の計算方法)

第37条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で教養教育科目等に関する規則又は各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で教養教育科目等に関する規則又は各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、教育学部規程で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して教養教育科目等に関する規則又は各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部において単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第38条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、前条第

2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を授与することができる。

（成績の評価）

第39条 成績の評価は、S（90点～100点）、A（80点～89点）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（59点以下）の5段階とし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 成績の評価に関する規則は、別に定める。

（授業の方法等）

第40条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 第2項及び第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

（成績評価基準等の明示等）

第40条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（他学部における授業科目の履修等）

第41条 教育上有益と認めるときは、学生が他学部において開設する授業科目を履修し、又は聴講することを許可することができる。

2 前項の規定による他学部において開設する授業科目の履修及び単位の修得等に関し必要な事項は、別に定める。

（大学院授業科目の履修）

第41条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院の授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項の規定による授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（他大学等における授業科目の履修等の取扱い）

第42条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の取扱い）

第43条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは短期大学（以下「大

- 学等」という。)又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和三一年文部省令第28号)第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第2項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第29条から第31条までに規定する編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第5節 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第44条 疾病その他特別の理由により引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第45条 休学期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、学長の許可を得て引き続き休学することができる。

- 2 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第46条 休学期間の満了により復学するとき、学長に復学の届出をしなければならない。

- 2 休学期間の満了前においてその理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学等)

第47条 他の大学へ入学を志願しようとする者又は本学の他の学部へ改めて入学を志願しようとする者は、学長に願ひ出て、その許可を得なければならない。

(留学等)

第48条 外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第20条に規定する修業年限に算入することができる。
- 3 第42条第1項及び第3項の規定は、外国の大学等へ留学する場合及び外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(退学)

第49条 退学しようとする者は、学長に願ひ出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第22条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第45条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学することができない者
- (3) 成業の見込みがないと認められた者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予が不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、納入すべき入学料を所定の期日までに納入しないもの
- (5) 授業料の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者

(6) 長期間にわたり行方不明の者

第6節 卒業及び学位

(卒業)

第51条 第20条に規定する修業年限以上在学し、各学部において定める授業科目を履修し単位を修得した者について、学長が卒業を認定する。

第52条 本学学生（医学部医学科に在学する者を除く。）で3年以上在学したものの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として各学部が定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条の規定にかかわらず、学長が卒業を認定することができる。（学位授与）

第53条 学長は、前2条の規定により卒業を認定した者に対し、次の区分に従い学士の学位を授与する。

教育学部 学士（教育学）

社会情報学部 学士（社会情報学）

医学部 学士（医学）

学士（看護学）

学士（保健学）

理工学部 学士（理工学）

2 学位授与に関する規則は、別に定める。

第7節 教育職員免許

(教育職員免許状)

第54条 本学において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する所定の単位を取得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第8節 賞 罰

(表彰)

第55条 学生で学芸、技術等他の模範となる者に対しては、学長は、表彰することができる。

(懲戒)

第56条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9節 厚生施設

(寄宿舎)

第57条 本学に、寄宿舎その他厚生保健の施設を置く。

2 寄宿舎その他厚生保健の施設に関する規則は、別に定める。

第10節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第58条 他大学等又は外国の大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等又は外国の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可

することがある。

2 特別聴講学生に関する規則は、各学部で定める。

(科目等履修生)

第59条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目の中から1又は複数の科目の履修を願ひ出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規則は、各学部で定める。

(研究生)

第60条 特定の専門事項について研究することを願ひ出る者があるときは、選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は、各学部、生体調節研究所及び国際教育・研究センターで定める。

(聴講生)

第61条 授業科目の中から1又は複数の科目の聴講を願ひ出る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関する規則は、各学部で定める。

(外国人留学生)

第62条 外国人で大学の教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者については、外国人留学生として選考の上、定員外として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、第34条に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 前項の日本語科目及び日本事情に関する科目として開設する授業科目並びにその単位数は、教養教育科目等に関する規則の定めるところによる。

4 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第11節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第63条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程(平成16年4月1日制定。以下「費用規程」という。)の定めるところによる。

(停学中の者の授業料)

第64条 停学中の者は、停学期間中の授業料を納めなければならない。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに徴収猶予)

第65条 入学料、授業料及び寄宿料については、別に定めるところにより免除及び徴収猶予することがある。

(既納の検定料等)

第66条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

(1) 第25条の規定に基づいて検定料を納入した者が、2段階選抜において出願書類等による第1段階目の選抜で不合格となった場合には、費用規程第2条第2項に規定する第2段階目の選抜に係る検定料相当額

(2) 費用規程第3条第4項の規定に基づいて入学を許可するときに授業料を納入した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、当該授業料相当額

(3) 費用規程第3条第4項の規定に基づいて入学を許可するときに授業料を納入した者が入学後4

月又は10月に休学をした場合には、群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程第23条により算定した額

- (4) 費用規程第3条第3項及び第4項の規定に基づいて前期分授業料を納入の際、後期分授業料を併せて納入した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額

(特別聴講学生の授業料等)

第67条 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しないものとする。

2 特別聴講学生の授業料は、公立又は私立の大学等（以下「公私立大学等」という。）の学生であるときは、聴講生と同様とし、国立大学等の学生であるときは、徴収しないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生の授業料について相互に不徴収とする大学間相互単位互換協定を締結している公私立大学等の学生であるときは、徴収しないものとする。

(科目等履修生等の授業料等)

第68条 科目等履修生、研究生及び聴講生（以下「科目等履修生等」という。）の検定料、入学料及び授業料の額は、費用規程の定めるところによる。

第69条 科目等履修生等の検定料は、入学を志望するときに、入学料は、入学のための所要の手続を行うときに納めなければならない。

2 研究生の授業料は、3月分（3月に満たない場合は当該在学予定期間分）に相当する額を当該期間における当初の月の末日までに、科目等履修生及び聴講生の授業料は、履修予定単位に相当する額を4月及び10月に納めなければならない。

3 在学予定期間の始期が入学年度の4月1日である者に係る最初に納入すべき授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(読 替)

第70条 第66条の規定は、特別聴講学生及び科目等履修生等に準用する。この場合において、同条第2号中「費用規程第3条第4項」とあるのは「第69条第3項」と読み替えるものとする。

第3章 公開講座及び特別の課程

(公開講座)

第71条 本学における教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規則は、別に定める。

(特別の課程)

第72条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則施行の日において、旧国立学校設置法（昭和24年法律第150号）により設置された群馬大学に在学する者は、引き続き本学に在学するものとし、その者に係る履修その他教育上必要な事項は、別に定める。

3 別表第1－2に規定する工学部夜間主コース及び全学部合計の収容定員は、同表の規定にかか

わらず、平成16年度から平成17年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学 部	学 科	収 容 定 員	
		平成16年度	平成17年度
工 学 部	応 用 化 学 科 夜間主コース	60 人	50 人
	生 物 化 学 工 学 科 夜間主コース	100	90
	機 械 シ ス テ ム 工 学 科 夜間主コース	100	90
	電 気 電 子 工 学 科 夜間主コース	100	90
	情 報 工 学 科 夜間主コース	120	120
	夜間主コース計	480	440
	合 計	5,040	5,000

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 改正後の第39条の規定及び別表第1-1は、平成17年度の入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年6月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 社会情報学部社会情報学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 別表第1-2に規定する社会情報学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度
社会情報学部	情 報 行 動 学 科	50 人	100 人	160 人
	情 報 社 会 科 学 科	50	100	160
	計	100	200	320

附 則

この学則は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 工学部の応用化学科、材料工学科、生物化学工学科及び建設工学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 別表第1－2に規定する工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
工 学 部	応用化学・生物化学科	170	340	510
	機械システム工学科	70	140	210
	生産システム工学科			
	昼間コース	40	80	120
	夜間主コース	30	60	90
	環境プロセス工学科	40	80	120
	社会環境デザイン工学科	40	80	120
	電気電子工学科	70	140	210
	情報工学科	50	100	150
	学 科 共 通 (夜間主コースを除く。)			30
	計	510	1,020	1,560

- 特殊教育特別専攻科は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻科に在学する者が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 医学部の第3年次編入学は、改正後の第29条第4項の規定にかかわらず、平成21年度入学者まで、なお従前の例による。

3 別表第1-2に規定する医学部の入学定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成31年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学部	学 科	入 学 定 員										
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
医学部	医 学 科	95	102	108	108	108	108	108	108	108	103	103
	保 健 学 科											
	看護学専攻	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	検査技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	理学療法学専攻	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	作業療法学専攻	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	計	255	262	268	268	268	268	268	268	263	263	

4 別表第1-2に規定する医学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成36年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学部	学 科	収 容 定 員													
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
医学部	医 学 科	595	612	635	658	681	704	717	723	723	718	713	695	677	659
	保 健 学 科														
	看護学専攻	340	340	330	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320
	検査技術科学専攻	170	170	165	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	理学療法学専攻	90	90	85	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	作業療法学専攻	90	90	85	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
		1,285	1,302	1,310	1,318	1,341	1,364	1,377	1,383	1,383	1,378	1,373	1,355	1,337	1,319

学科・年度 学部	学 科	収 容 定 員	
		平成 35 年度	平成 36 年度
医学部	医 学 科	641	628
	保 健 学 科		
	看護学専攻	320	320
	検査技術科学専攻	160	160
	理学療法学専攻	80	80
	作業療法学専攻	80	80
		20	20
		1,301	1,288

附 則

この学則は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 工学部及び工学研究科は、改正後の第3条及び第5条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学部及び当該研究科に在学する者（平成25年4月1日以降に当該学部及び当該研究科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該学部及び当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。
- 3 別表第1－2に規定する理工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは次のとおりとする。

学科・ 年度 学部	学 科	収 容 定 員 人		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
理工学部	化学・生物化学科	160	320	480
	機械知能システム理工学科	110	220	330
	環境創生理工学科	90	180	270
	電子情報理工学科	120	240	360
	総合理工学科 夜間主コース	30	60	90
	学科共通（夜間主コースを除く。）			30
	計	510	1,020	1,560

- 4 工学部教授会及び工学研究科教授会は、第2項の規定により工学部及び工学研究科が存続する間、当該学部及び当該研究科に置くものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において、本学の大学教員であって、引き続き施行日に本学に在職する者は、学術研究院に所属するものとする。
- 3 平成25年4月1日施行の附則第2項中「工学部及び工学研究科」とあるのは「工学部」と、同項中「第3条及び第5条」とあるのは「第3条」と、同項中「当該学部及び当該研究科」とあるのは「当該学部」と、平成25年4月1日施行の附則第4項中「工学部教授会及び工学研究科教授

会」とあるのは「工学部教授会」と読み替えるものとする。

- 4 工学部長は、平成25年4月1日施行の附則第2項中の規定により工学部が存続する間、当該学部に着くものとし、理工学部長をもって充てる。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 社会情報学部の情報行動学科及び情報社会科学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該学科に在学する者（平成28年4月1日以降に当該学科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。
- 3 別表第1－2に規定する社会情報学部の第3年次編入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までは次のとおりとする。

学部 学科・年度	学 科	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		第3年次 編入学 定員	収 容 定 員	第3年次 編入学 定員	収 容 定 員	第3年次 編入学 定員	収 容 定 員
社会情報学部	社会情報学科		100		200	20	320
	計		100		200	20	320

附 則

この学則は、平成28年6月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1-1 (第3条関係)

学部	講座等
教育学部	国語教育講座、社会科教育講座、数学教育講座、理科教育講座、音楽教育講座、美術教育講座、保健体育講座、技術教育講座、家政教育講座、英語教育講座、障害児教育講座、学校教育講座
社会情報学部	社会情報学講座
医学部	(医学科) 基礎医学教育部門、臨床医学教育部門、医学教育政策・支援部門
	(保健学科) 看護学講座、検査技術科学講座、理学療法学講座、作業療法学講座、医療基礎学講座
理工学部	分子科学部門、知能機械創製部門、環境創生部門、電子情報部門、理工学基礎部門、産学連携推進部門

別表第1-2 (第3条関係)

学部	学科又は課程	入学定員 人	2年次 入学定員 人	3年次 入学定員 人	収容 定員 人
教育学部	学校教育教員養成課程	220			880
社会情報学部	社会情報学科	100		20	440
医学部	保健学科	90	15		615
	看護学専攻	80			320
	検査技術科学専攻	40			160
	理学療法学専攻	20		10	80
	作業療法学専攻	20			80
	計		250	15	10
理工学部	化学・生物化学科	160			640
	機械知能システム理工学科	110			440
	環境創生理工学科	90			360
	電子情報理工学科	120			480
	総合理工学科	30			120
	夜間主コース 学科共通(夜間主コースを除く。)			30	60
計		510		30	2,100
合	計	1,080	15	60	4,695
備考 理工学部総合理工学科の「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。					

別表第1-3 (第10条関係)

学部等	施設
教育学部	学校教育臨床総合センター
医学部	病院
医学系研究科	生物資源センター、薬剤耐性菌実験施設、教育研究支援センター、医学教育センター
保健学研究科	保健学研究・教育センター
理工学府	元素科学国際教育研究センター
生体調節研究所	生体情報ゲノムリソースセンター、代謝シグナル研究展開センター、生体情報シグナル研究センター

別表第2（第54条関係）

学部	学科又は課程	免許状の種類	免許教科
教育 学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種 免許状	
		中学校教諭一種 免許状	国語,社会,数学,理科,音楽,美術, 保健体育,技術,家庭,英語
		高等学校教諭一種 免許状	国語,地理歴史,公民,数学,理 科,音楽,美術,保健体育,家庭, 情報,工業,英語
		特別支援学校教諭 一種免許状	聴覚障害者,知的障害者, 肢体不自由者,病弱者
		幼稚園教諭一種 免許状	
理 工 学 部	化学・生物化学科	高等学校教諭一種 免許状	理科
	機械知能システム理工学科		工業
	環境創生理工学科		工業
	電子情報理工学科		工業
	総合理工学科		工業

(2) 群馬大学大学院学則

	平成16. 4. 1	制 定
改正	平成17. 4. 1	平成17. 5.19
	平成17. 6.10	平成18. 4. 1
	平成18. 4.20	平成19. 4. 1
	平成19.12.26	平成20. 4. 1
	平成22. 4. 1	平成22. 6. 1
	平成23. 1.26	平成23. 4. 1
	平成23. 7. 1	平成24. 4. 1
	平成25. 4. 1	平成26. 4. 1
	平成29. 4. 1	

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この学則は、群馬大学学則（平成16年4月1日制定）第5条第2項の規定により、群馬大学大学院（以下「本大学院」という。）について、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科又は専攻ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(自己評価等)

第3条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組 織

(研究科及び学府)

第4条 本大学院に、次の研究科及び学府を置く。

教育学研究科

社会情報学研究科

医学系研究科

保健学研究科

理工学府

2 各研究科及び学府（以下「各研究科等」という。）に、別表第1のとおり、講座、領域及び部門を置く。

- 3 各研究科等に科長及び学府長を置く。
- 4 教育学研究科及び社会情報学研究科の科長は、当該研究科の基礎となる学部長の長をもって充てる。
- 5 理工学府の学府長は、理工学部長を兼ねる。

(課程)

第5条 教育学研究科、社会情報学研究科及び医学系研究科に修士課程を、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府に博士課程を、教育学研究科に専門職学位課程を置く。

- 2 保健学研究科及び理工学府の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。
- 3 修士課程及び博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。
- 4 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 5 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

(専攻及び収容定員等)

第6条 本大学院各研究科及び学府の専攻及び収容定員等は、次のとおりとする。

研究科及び学府	課程	専攻	入学定員 人	収容定員 人
教育学研究科	修士課程	障害児教育	3	6
		教科教育実践	20	40
		計	23	46
	専門職学位課程	教職リーダー	16	32
社会情報学研究科	修士課程	社会情報学	14	28
医学系研究科	修士課程	生命医科学	15	30
	博士課程	医科学	57	228
保健学研究科	博士前期課程	保健学	50	100
	博士後期課程	保健学	10	30
理工学府	博士前期課程	理工学	300	600
	博士後期課程	理工学	39	117

(修業年限)

- 第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 医学系研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

- 3 保健学研究科博士課程及び理工学府博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 4 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第9条 学期を分けて、次の2学期とする。

前 学 期 4月1日から9月30日まで

後 学 期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、前学期及び後学期の期間を変更することがある。

(休 業 日)

第10条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日 曜 日

(2) 土 曜 日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

(7) 学年末休業

- 2 前項第4号から第7号までの休業日の期間は、各研究科長及び学府長の申出に基づき学長が定める。
- 3 学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

第4章 教育課程等

(教 育 課 程)

第10条の2 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮する。
- 3 本大学院における授業科目は、次の各号のとおりとする。

(1) 各研究科等において開設する授業科目

(2) 全研究科等を対象とした大学院共通の授業科目（以下「大学院共通科目」という。）

(教 育 方 法)

第11条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(授 業 科 目)

第12条 各研究科等における授業科目、単位数は、各研究科等が別に定める。

- 2 大学院共通科目は、群馬大学大学院共通科目に関する内規の定めるところによる。
- 3 各研究科等が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法を併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、1年間の授業時間を考慮して当該研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第12条の2 各研究科等は、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 各研究科等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修方法)

第13条 各研究科等における履修方法は、別に定める。

- 2 履修科目の選択に当たっては、あらかじめ研究指導担当の教員(以下「指導教員」という。)の指導を受けなければならない。指導教員は教授をもって充てるが、各研究科等において教育研究上必要と認めるときは、准教授をもって代えることができる。

第13条の2 各研究科等において、教育上有益と認めるときは、学生に、群馬大学学則(平成16年4月1日制定。以下「本学学則」という。)第35条に規定する開設授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が修得した単位は、課程修了の要件となる単位としない。

第14条 各研究科等において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に、当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が修得した単位は、10単位を限度として、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

第15条 各研究科等において、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に、当該他の大学院又は研究所等において研究指導の一部を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生の当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(副指導教員)

第15条の2 各研究科等において、教育研究上有益と認めるときは、当該研究科等の教員及び他の研究科等の教員を副指導教員として、学生に、研究指導の一部を受けさせることができる。

- 2 前項の規定による副指導教員は教授をもって充てるが、各研究科等において教育研究上必要と認めるときは、准教授をもって代えることができる。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第16条 各研究科等においては、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位は、10単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条の2 各研究科等は、当該研究科等の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第7条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の計画的な履修の期間は、第42条に定める在学年限を越えることはできない。

(教育方法の特例)

第17条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修の認定)

第18条 授業科目の履修単位は、試験(口頭又は筆答)又は研究報告により認定するものとする。

2 病気その他やむを得ない事情のため正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

3 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、評語によりA、B、C、Dの4種とし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。ただし、不合格の科目については再試験を受けることができる。

4 各科目履修の認定は、学期の終わりに行うものとする。

(学位論文の審査)

第19条 修士課程及び博士前期課程の学位論文の審査は、当該教授会で選定する3人以上の教授が行うものとする。ただし、当該教授会が必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

2 医学系研究科博士課程の学位論文の審査は、教授会が選定する3人以上の教授で構成する審査委員会が行うものとする。

3 博士後期課程の学位論文の審査は、教授会が選定する3人以上の教授で構成する審査委員会が行うものとする。ただし、教授会が必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

4 前3項の学位論文の審査に当たっては、当該教授会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(最終試験)

第20条 最終試験は、所定の単位を修得した者で、学位論文の審査に合格した者につき、当該教授会が口頭又は筆答により行うものとする。

第5章 課程修了及び学位授与

(修士課程修了の認定)

第21条 修士課程及び博士前期課程修了の認定は、2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の合格によって行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者と各研究科等において認められた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程修了の認定)

第22条 博士課程修了の認定は、医学系研究科にあっては4年、保健学研究科及び理工学府にあっては5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験の合格によって行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と当該研究科等において認められた場合には、3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修

了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の保健学研究科及び理工学府の博士課程修了の認定は、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位(学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の認定は、3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験の合格によって行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と研究科等において認めた場合には、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程修了の認定)

第22条の2 専門職学位課程修了の認定は、2年以上在学し、所定の単位の修得によって行う。

(学位授与)

第23条 前3条により課程修了の認定を得た者には、次の区分に従い学位を授与する。

教育学研究科 修士(教育学)、教職修士(専門職)

社会情報学研究科 修士(社会情報学)

医学系研究科 修士(生命医科学)、博士(医学)

保健学研究科 修士(保健学)、修士(看護学)

博士(保健学)、博士(看護学)

理工学府 修士(理工学)、博士(理工学)

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程の修了者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。
- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する学校の種類ごとの教諭一種免許状を有する者で、当該免許状に係る専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院の研究科及び学府において、当該所要資格を取得できる免許状の種類等は、別表第2に掲げるとおりとする。

第6章 入学、休学、退学、進学等

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることがある。

(入学資格)

第26条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により本大学院以外の大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したのもの
 - (11) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- 2 医学系研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学の課程）を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により本大学院以外の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学の課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの
- (9) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学の課程に4年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
（進学又は編入学資格）

第27条 博士後期課程に進学又は編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の課程を履修し、博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの
（入学志願手続）

第28条 入学志願者は、所定の期日までに入学願書に關係書類を添付し、学長に提出するものとする。

(合格者の決定)

第29条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、合格者を決定する。

(入学手続)

第30条 合格者は、定められた期日内に所定の手続きを経て、入学金を納入するものとする。この手続きを怠る者は入学を許可しないことがある。

(休学)

第31条 疾病その他特別の理由により引き続き2月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと思われる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、学長の許可を得て引き続き休学することができる。

4 休学期間は、通算して、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては2年、博士後期課程においては3年、医学系研究科博士課程においては4年を超えることができない。

5 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第32条 休学期間の満了により復学するとき、学長に復学の届出をしなければならない。

2 休学期間の満了前においてその理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(在学延長)

第33条 各研究科等において、第7条に規定する標準修業年限以上在学し、課程を修了しないときは在学延長を願い出ることができる。

(退学)

第34条 病気、その他の理由により退学しようとする者は、退学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

第35条 学長は、学生が病気その他の理由で成業の見込みがないと認めたときは退学させることがある。

(留学)

第36条 外国の大学院又は研究所等に留学を志望する者は、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第7条の修業年限に算入することができる。

3 第14条及び第15条の規定は、学生が留学する場合に準用する。

(博士課程への進学)

第37条 本大学院博士前期課程を修了し、引き続き、当該博士後期課程に進学を志望する者については、別に定めるところにより選考の上、進学を許可する。

(再入学)

第38条 第34条の規定により、本大学院を退学した者が再入学を願い出たときは、許可することができる。

(転専攻)

第39条 同一研究科内において転専攻を志望する者があるときは、学期の始めに限り、許可するこ

とがある。

(転学)

第40条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、転学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

2 他の大学院から、本大学院に転学を志願する者があるときは、学期の始めに限り、許可することがある。

(再入学、転専攻及び転学の場合の取扱い)

第41条 前3条の規定により入学等を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の取扱いについては、研究科長及び学部長が定める。

(在学年限)

第42条 本大学院における最長在学年限は、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては4年、医学系研究科博士課程においては8年、博士後期課程においては6年とする。

第7章 検定料、入学金及び授業料

(検定料、入学金及び授業料)

第43条 検定料、入学金及び授業料の額及び徴収方法は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程(平成16年4月1日制定。以下「費用規程」という。)の定めるところによる。

(停学中の者の授業料)

第44条 停学中の者は、停学期間中の授業料を納めなければならない。

(入学金及び授業料の免除及び徴収猶予)

第45条 入学金及び授業料については、別に定めるところにより免除及び徴収猶予することがある。

(検定料等の返還)

第46条 既納の検定料、入学金及び授業料は、いかなる事情があっても返還しない。

2 費用規程第3条第4項の規定に基づいて入学を許可するときに授業料を納入した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、前項の規定にかかわらず、納入した者の申出により当該授業料相当額を返還するものとする。

3 費用規程第3条第3項及び第4項の規定に基づいて前期分授業料を納入の際、後期分授業料を併せて納入した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返還するものとする。

第8章 教員組織

(教員組織)

第47条 各研究科等における授業及び研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第9章 教授会

(教授会)

第48条 各研究科等に、教授会を置く。

2 前項の教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 特別研究学生，特別聴講学生，科目等履修生，研究生，聴講生及び外国人留学生

(特別研究学生)

第49条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で，本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは，当該他の大学院との協議に基づき，必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により研究指導を受けることを認められた学生を，特別研究学生と称する。

(特別聴講学生)

第50条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で，本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは，各研究科等において当該他の大学院との協議に基づき，その履修を認めることができる。

2 前項の規定により各研究科等の授業科目の履修を認められた学生を，特別聴講学生と称する。

(科目等履修生，研究生，聴講生及び外国人留学生)

第51条 科目等履修生，研究生，聴講生及び外国人留学生については，本学学則の規定を準用する。

(特別聴講学生等の検定料及び入学料)

第52条 特別聴講学生及び特別研究学生（以下「特別聴講学生等」という。）の検定料及び入学料は，徴収しないものとする。

(特別聴講学生等の授業料)

第53条 特別聴講学生等の授業料は，公立又は私立の大学院の学生であるときは，特別聴講学生にあっては聴講生と同様とし，特別研究学生にあっては研究生と同様とし，国立大学の大学院の学生であるときは，徴収しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず，特別聴講学生等の授業料について相互に不徴収とする大学間相互単位互換協定を本学と締結している公立又は私立の大学院の学生であるときは，徴収しないものとする。

3 第1項に定める授業料の徴収方法は，本学学則第69条第2項及び第3項の規定を準用する。

第54条 第46条の規定は，特別聴講学生等に準用する。この場合において，同条第2項中「費用規程第3条第4項の規程に基づいて」とあるのは「本学学則第69条第3項の規程に準じて」と読み替えるものとする。

第11章 特別の課程

第55条 本大学院は，本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し，これを修了したの者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関する必要な事項は，別に定める。

第12章 雑 則

第56条 この学則に定めるもののほか，大学院学生に関して必要な事項は，本学学則を準用する。

附 則

1 この学則は，平成16年4月1日から施行する。

2 この学則施行の日において，旧国立学校設置法（昭和24年法律第150号）により設置された群馬大学大学院に在学する者は，引き続き本大学院に在学するものとし，その者に係る履修その他教育上必要な事項は，別に定める。

- 3 医学系研究科及び工学研究科に係る収容定員は、第6条の規定にかかわらず、平成16年度から平成17年度までは次のとおりとする。

課程・専攻・年度 研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成16年度	平成17年度
医学系研究科	博士課程	医 科 学	174	261
	博士後期課程	保 健 学	30	
工学研究科	博士前期課程	電 気 電 子 工 学	69	
		計	459	
	博士後期課程	生 産 工 学	35	
		電 子 情 報 工 学	19	20
		ナノ材料システム工学	26	
		計	101	116

附 則

この学則は、平成17年5月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年6月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 教育学研究科に係る収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成18年度は次のとおりとする。

課程・専攻・年度 研究科	課程	専攻	収容定員
			平成18年度
教育学研究科	修士課程	学 校 教 育	11
		障 害 児 教 育	3
		教 科 教 育	64
		計	78

附 則

この学則は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 工学研究科の応用化学専攻、材料工学専攻、生物化学工学専攻、建設工学専攻、ナノ材料システム工学専攻、物質工学専攻、生産工学専攻及び電子情報工学専攻は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 医学系研究科の修士課程及び博士課程並びに工学研究科に係る収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度は次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
医学系研究科	修士課程	生命医科学	15		
	博士課程	医科学	333	318	303
工学研究科	博士前期課程	応用化学・生物化学	106		
		機械システム工学	44		
		生産システム工学	30		
		環境プロセス工学	22		
		社会環境デザイン工学	22		
		電気電子工学	44		
		情報工学	32		
	博士後期課程	工学	39	78	

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 教育学研究科の修士課程教科教育実践専攻及び専門職学位課程教職リーダー専攻に係る収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成20年度は次のとおりとする。

研究科	課程・専攻・年度	課 程	専 攻	収容定員
				平成20年度
教育学研究科		修士課程	教科教育実践	20
		専門職学位課程	教職リーダー	16

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 社会情報学研究科の修士課程及び医学系研究科の博士課程に係る収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度は次のとおりとする。

研究科	課程・専攻・年度	課 程	専 攻	収 容 定 員		
				平成22年度	平成23年度	平成24年度
社会情報学研究科		修士課程	社会情報学	24		
医学系研究科		博士課程	医 科 学	273	258	243

附 則

- この学則は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 改正後の第13条の規定は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成23年2月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 改正後の第13条の規定は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 保健学研究科に係る収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成23年度から平成24年度は次のとおりとする。

研究科	課程・専攻・年度	課 程	専 攻	収 容 定 員	
				平成23年度	平成24年度
保健学研究科		博士前期課程	保 健 学	106	
		博士後期課程	保 健 学	40	35

附 則

この学則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該研究科に在学する者（平成25年4月1日以降に当該研究科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。
- 3 理工学府の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成25年度から平成26年度までは次のとおりとする。

学 府	課程・専攻・ 年度	課 程	専 攻	収 容 定 員	
				平成25年度	平成26年度
理 工 学 府	博士前期課程	理 工 学	300		
	博士後期課程	理 工 学	39	78	

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第23条の規定は、平成26年度の入学者から適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 工学研究科教授会は、平成25年4月1日施行の附則第2項の規定により工学研究科が存続する間、当該研究科に置くものとする。
- 4 工学研究科長は、平成25年4月1日施行の附則第2項の規定により工学研究科が存続する間、当該研究科に置くものとし、理工学府長をもって充てる。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年6月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

研究科等	講 座 等
教育学研究科	障害児教育講座、国語教育講座、社会科教育講座、数学教育講座、理科教育講座、音楽教育講座、美術教育講座、保健体育講座、技術教育講座、家政教育講座、英語教育講座、教職リ—ター講座
社会情報学研究科	社会情報学講座
医学系研究科	<p>（基礎・基盤医学領域）</p> <p>機能形態学講座、生体構造学講座、分子細胞生物学講座、生化学講座、応用生理学講座、脳神経再生医学講座、神経薬理学講座、遺伝発達行動学講座、病態腫瘍薬理学講座、細菌学講座、国際寄生虫病学講座、公衆衛生学講座、法医学講座、医学哲学・倫理学講座</p> <p>-----</p> <p>（臨床医学領域）</p> <p>内科学講座、総合外科学講座、腫瘍放射線学講座、放射線診断核医学講座、神経精神医学講座、総合医療学講座、リハビリテーション医学講座、臨床検査医学講座、病態病理学講座、病理診断学講座、小児科学講座、産科婦人科学講座、泌尿器科学講座、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座、臨床薬理学講座、医療の質・安全学講座</p> <p>-----</p> <p>（協力講座・連携講座）</p> <p>協力・連携講座</p>
医科学専攻	<p>（基礎・基盤医学領域）</p> <p>機能形態学講座、生体構造学講座、分子細胞生物学講座、生化学講座、応用生理学講座、脳神経再生医学講座、神経薬理学講座、遺伝発達行動学講座、病態腫瘍薬理学講座、細菌学講座、国際寄生虫病学講座、公衆衛生学講座、法医学講座、医学哲学・倫理学講座</p> <p>-----</p> <p>（臨床医学領域）</p> <p>内科学講座、総合外科学講座、腫瘍放射線学講座、放射線診断核医学講座、神経精神医学講座、脳神経科学講座、救急医学講座、総合医療学講座、リハビリテーション医学講座、臨床検査医学講座、病態病理学講座、病理診断学講座、小児科学講座、産科婦人科学講座、泌尿器科学講座、脳神経科学講座、眼科学講座、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座、皮膚科学講座、形成外科学講座、整形外科学講座、臨床薬理学講座、口腔顎顔面外科学講座、医療の質・安全学講座</p> <p>-----</p> <p>（協力講座・連携講座）</p> <p>臨床試験学講座、情報医療学講座、高次細胞機能解析学講座、代謝・内分泌学講座、遺伝情報・発現学講座、重粒子線医学講座、病態情報解析学講座、生体機能解析学講座</p>
保健学研究科	看護学講座、生体情報検査科学講座、リハビリテーション学講座
理工学府	分子科学部門、知能機械創製部門、環境創生部門、電子情報部門、理工学基盤部門、産学連携推進部門

別表第2（第24条関係）

研究科	課 程	専 攻	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
教育学研究科	修士課程	障害児教育	特別支援学校 教諭専修免許状	聴覚障害者、知的障害者、 肢体不自由者、病弱者
		教科教育実践	幼稚園教諭 専修免許状	
			小学校教育教諭 専修免許状	
			中等教育教諭 専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、 美術、保健体育、技術、家庭、 英語
	専門職 学位課程	教職リ—ター	幼稚園教諭 専修免許状	
			小学校教育教諭 専修免許状	
			中等教育教諭 専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、 美術、保健体育、技術、家庭、 英語
			高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、 理科、音楽、美術、保健体育、 家庭、情報、工業、英語
社会情報研究科	修士課程	社会情報学	高等学校教諭 専修免許状	情報

(3) 群馬大学教養教育科目等に関する規則

平成16. 4. 1 制定
 改正 平成17. 4. 1 平成18. 4. 1
 平成19. 4. 1 平成20. 4. 1
 平成22. 4. 1 平成23. 4. 1
 平成25. 4. 1

(目 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則(以下「学則」という。)第35条第1項に規定する教養教育科目及び学則第62条に規定する授業科目(以下「教養教育科目等」という。)の区分、履修方法、試験、その他の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(教養教育科目の分類)

第2条 教養教育科目は、全学共通科目及び学部別科目に分けて開設するものとする。

(全学共通科目)

第3条 全学共通科目は、本学の学生として修得しなければならない基礎的科目で、その科目区分、授業科目及び卒業に必要な単位数は、次の表に掲げるとおりとする。

科目区分	授業科目	卒業に必要な単位数(注3)
教養基礎科目 (学士力育成)	学びのリテラシー(1)	2
	学びのリテラシー(2)	2
	英語	4
	スポーツ・健康	3
	情報	2
	就業力	+ (注1)
教養育成科目	人文科学科目群	2
	社会科学科目群	2
	自然科学科目群	12 (注2)
	健康科学科目群	
	外国語教養科目群	
	総合科目群	2
合計		25 (就業力を除く)
備考		
(注1) 就業力の卒業に必要な単位数は各学部で定める。 (注2) 教養育成科目の卒業に必要な単位数は12単位とし、人文科学科目群、社会科学科目群及び総合科目群から各2単位修得する。 (注3) 理工学部総合理工学科の卒業に必要な単位数は、次条に規定する学部別科目と併せて、合計で24単位とする。		

2 各学部は、その定めるところにより、前項に定める単位数を超えて、卒業に必要な単位数とすることができる。

3 第1項に掲げるもののほか、他学部の専門教育科目の中で教育基盤センター運営委員会(以下「委員会」という。)が特に認められたものを、学生の教養教育科目として履修を認めることができる。

(学部別科目)

第4条 学部別科目は、学部の専門教育の支持的な科目で、当該学部の定めるところにより履修する科目で、その授業科目は各学部が別に定める。

(外国人留学生に対して開設する授業科目)

第5条 学則第62条第2項に基づき、外国人留学生に対して開設する授業科目は、日本語科目及び日本事情に関する科目とする。

(授業題目等)

第6条 第3条第1項、第4条及び前条に規定する授業科目として開設する授業題目、単位数及び年次は、委員会の議を経て定めるものとする。

(外国人留学生の履修特例)

第7条 外国人留学生の授業科目の履修については、次の表に掲げるところに従い、特例を認めることができる。

外国人留学生が履修できる授業科目	代替できる教養教育科目及び単位数	
日本語科目	外国語教養科目群(選択英語を除く。)	1か国語に限り4単位まで
日本事情に関する科目	人文科学科目群及び社会科学科目群	6単位まで
	総合科目群	4単位まで

(単位当たりの授業時間)

第8条 教養教育科目等の授業科目の区分ごとの1単位当たりの授業時間は、次の表に掲げるとおりとする。

授業科目の区分	1単位当たりの授業時間
学びのリテラシー(1) 学びのリテラシー(2) スポーツ・健康(健康教育) 情報 就業力 人文科学科目群 社会科学科目群 自然科学科目群 健康科学科目群 総合科目群 学部別科目(講義科目) 日本事情に関する科目	15時間
英語 スポーツ・健康(スポーツ科学) 外国語教養科目群 学部別科目(演習科目) 日本語科目	30時間
学部別科目(実験科目)	45時間

(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第9条 学生が所属する学部の長(以下「学部長」という。)は、学則第42条第1項及び第48条第3項の規定により、学生が他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学における教養教育科目等の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、学則第42条第2項の規定により、文部科学大臣が定める学修(以下「他の学修」という。)を、本学における教養教育科目等の履修とみなして単位を与えることができる。

3 学部長は、前2項の規定により単位の認定又は付与を行う場合は、別に定める基準により、教授会の議を経て行うものとする。

(既修得単位の認定)

第10条 学部長は、学則第43条第1項の規定により、学生が本学に入学する前に、本学又は他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における教養教育科目等の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、学則第43条第2項の規定により、学生が本学に入学する前に行った他の学修を、本学における教養教育科目等の履修とみなして単位を与えることができる。

3 学部長は、前2項の規定により単位の認定又は付与を行う場合は、別に定める基準により、教授会の議を経て行うものとする。

(履修手続)

第11条 学生は、各学期の授業開始後速やかに、履修しようとする授業科目(授業題目)を、所定の様式により、学部長に届け出なければならない。

2 授業題目は、各学期の始めに公示する。

(試験)

第12条 学生が試験(学習報告を含む。以下同じ。)を受けることのできる授業科目(授業題目)は、前条により届け出た授業科目(授業題目)に限る。ただし、平常の出席状況等により、受験を許可しないことがある。

(成績評価及び単位認定手続)

第13条 授業科目(授業題目)の成績の評価は、試験、学習状況等によって担当教員が行うものとする。

2 学部長は、前項の評価に基づき、教授会の議を経て単位を認定する。

(修得単位)

第14条 学生が既に修得した授業科目(授業題目)の単位及びその評価については、取り消すことはできない。

2 学生が同一授業科目(授業題目)を2回以上履修した場合においても、改めて単位を与え、又は評価を改定することは行わない。

(再履修)

第15条 学生が試験に不合格となった授業科目(授業題目)について再履修を希望する場合は、次の学期以後に改めてその授業科目(授業題目)を履修し、受験しなければならない。

(追試験)

第16条 病気その他やむを得ない事情のため、定められた期日に受験できなかった者は、委員会が定める手続を経て、追試験を受けることができる。

(委員会による定め)

第17条 第3条から第15条までに定める授業科目(授業題目)に関して必要な事項は、委員会の議を経て、別に定める。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、教養教育科目等の授業の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(規則の改廃)

第19条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成17年度の入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成18年度の入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成19年度の入学者から適用し、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成20年度の入学者から適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成22年度の入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成23年度の入学者から適用し、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成25年度の入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(4) 群馬大学学部共通細則

平成16. 4. 1 制定
改正 平成25. 4. 1

〈学 生 証〉

第1条 学生は、学生証の交付を受けて常に携帯し、必要に応じていつでも提示するものとする。

第2条 学生証の有効期限は、修業年限とする。

第3条 学生は、学生証を紛失したときは直ちに再交付願を学務部長等（教育学部及び社会情報学部の学生にあっては学務部長、医学部及び理工学部の学生にあっては当該学部長とする。以下同じ。）を経て学長に提出するものとする。

第4条 学生は、卒業、退学又は除籍の場合は直ちに学生証を学務部長等を経て学長に返納するものとする。

〈誓約書及び学生調査票〉

第5条 学生は、入学の際誓約書を学長に提出するものとする。

第6条 学生は、入学後速やかに学生調査票を各学部長に提出するものとする。

第7条 学生は、学生調査票の記載事項に異動のあった場合はその都度学務部長等に届け出るものとする。

〈健康診断〉

第8条 学生は、毎年1回本学で行う定期健康診断を必ず受けなければならない。

〈施設の使用及び団体〉

第9条 学生が学内の施設を使用して集会等を行うときは、学務部長等に届け出るものとする。ただし、2学部以上にわたる場合は、学務部長に届け出るものとする。

第10条 学生が学内で団体を作ろうとするときは、前条に準じて届け出るものとする。

〈掲 示〉

第11条 学生が学内に掲示をしようとするときは、所定の場所を使用するものとする。

〈そ の 他〉

第12条 学生又は学生団体は、その行動が本学の機能を害し、又は学内の秩序を乱すようなことがあってはならない。

第13条 この細則は、特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生にも準用する。

附 則

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の細則は、平成25年度の入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(5) 群馬大学における学生の在籍及び再入学に関する手続等規程

平成27.4.1 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則（以下「学則」という。）及び群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定める学生の在籍（博士課程への進学を除く。）及び再入学に関し、必要な事項を定める。

(転学部、転学科又は転専攻等)

第2条 学則第32条の規定により他の学部への転学部をしようとする者は、別紙様式1により在籍する学部長を経て、学長の許可を得なければならない。

2 学則第32条及び大学院学則第39条の規定により同一学部内での転学科、医学部内での転専攻、工学部内での転コース又は教育学研究科修士課程及び工学研究科内での転専攻をしようとする者は、別紙様式1により在籍する学部又は研究科の長を経て、学長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定により別紙様式1の提出があった学部又は研究科の長は、学長へ提出する際には、当該学部又は研究科の教授会の議を経なければならない。

(休学)

第3条 学則第44条第1項及び大学院学則第31条第1項の規定により休学しようとする者は、別紙様式2により在籍する学部、研究科又は学府（以下「学部等」という。）の長を経て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により休学しようとする者の休学の理由が疾病のときは、別紙様式2に、療養予定期間の記載された医師の診断書を添付しなければならない。

3 学期の途中で休学するときの当該学期の履修科目の単位は、原則として認定しない。

4 学則第44条第2項及び大学院学則第31条第2項に規定する疾病のため修学することが適当でない認められる者は、結核その他の感染症により療養の必要があると認められる者又は健康管理上休養の必要があると認められる者とする。

5 学長は、学則第44条第2項及び大学院学則第31条第2項に規定する休学を命ずるときは、学校医又は専門家の意見を聴かななければならない。

6 学期の途中で休学するときの授業料は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程及び国立大学法人群馬大学授業料その他の費用の返還事務取扱要項による。

(復学)

第4条 学則第46条第1項及び大学院学則第32条第1項の規定により復学しようとする者は、休学期間の満了日前までに、別紙様式3により在籍する学部等の長を経て、学長に届け出なければならない。

2 学則第46条第2項及び大学院学則第32条第2項の規定により復学しようとする者は、別紙様式4により在籍する学部等の長を経て、学長の許可を得なければならない。

3 学則第46条第2項及び大学院学則第32条第2項の規定により復学しようとする者の休学の理由が疾病のときは、別紙様式4に、修学可能である旨を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

4 学期の途中で復学するときの当該学期の履修科目の単位は、原則として認定しない。

(転学等)

第5条 学則第47条及び大学院学則第40条第1項の規定により他の大学若しくは他の大学院へ入学を志願しようとする者又は群馬大学(以下「本学」という。)の他の学部へ改めて入学を志願しようとする者は、別紙様式5により在籍する学部等の長を経て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得られた者が、他の大学若しくは他の大学院又は本学の他の学部へ入学するときは、本学を退学しなければならない。

(留学等)

第6条 学則第48条第1項及び大学院学則第36条第1項の規定により本学又は学部等と協定を締結している外国の大学等で学修することを志願する者が留学しようとするときは、別紙様式6により在籍する学部等の長を経て、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第7条 学則第49条及び大学院学則第34条の規定により退学しようとする者は、別紙様式7により在籍する学部等の長を経て、学長の許可を得なければならない。

2 学期の途中で退学するときの当該学期の履修科目の単位は、原則として認定しない。

3 学期の途中で退学するときの授業料は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程及び国立大学法人群馬大学授業料その他の費用の返還事務取扱要項による。

(除籍)

第8条 学部等の長は、学則第50条第1号、第2号及び第4号から第6号までの規定に該当するときは、学長に速やかに報告しなければならない。

(再入学)

第9条 次の各号に掲げる者が、学則第31条及び大学院学則第38条の規定により再入学をしようとするときは、別紙様式8により在籍していた学部等の長を経て、学長の許可を得なければならない。

(1) 学則第49条及び大学院学則第34条の規定により退学した者

(2) 学則第50条第4号及び第5号の規定により除籍(大学院学則第56条の規定による除籍を含む。)された者

2 前項第2号の規定により再入学を願い出るときは、別紙様式8に、除籍時の入学料及び授業料の滞納理由並びに再入学後の納入履行を誓約した書類を、保証人連署の上、添付しなければならない。

3 再入学する時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることがある。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、学務部教務課並びに教育学部、社会情報学部及び理工学部の各事務部並びに昭和地区事務部学務課においてそれぞれ処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

転（学部・学科・専攻・コース）願

平成 年 月 日

群馬大学長 殿

学部・研究科	
学部・専攻	年
平成 年度入学	学籍番号
氏 名	
保証人氏名	

下記事由により 学部・研究科 学科・専攻・コースへ
転（学部・学科・専攻・コース）したいので許可をお願いします。

記

1. 事由（詳細に）

2. 転（学部・学科・専攻・コース）希望年月日

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 連絡先

〒 住所 _____
電話番号 _____

（注）氏名，保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。

休 学 願

平成 年 月 日

群馬大学長 殿

学部・研究科・学府

学科・専攻 年

平成 年度入学 学籍番号

氏 名

保証人氏名

下記の事由により休学したいので許可をお願いします。

記

1. 休学の事由（詳細に）

2. 期 間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日 月間

3. 休学中の連絡先

〒 住所

電話番号

4. 授業料等の状況（□にレを付ける）

(1) 授業料納入状況※当該年度の状況を記入

本人申告欄（提出日現在）				会計担当確認	
前期	<input type="checkbox"/> 納入済	<input type="checkbox"/> 未納	<input type="checkbox"/> 全額免除	<input type="checkbox"/> 一部免除 (月分納入済)	<input type="checkbox"/> 休学（ 月～ 月）
後期	<input type="checkbox"/> 納入済	<input type="checkbox"/> 未納	<input type="checkbox"/> 全額免除	<input type="checkbox"/> 一部免除 (月分納入済)	<input type="checkbox"/> 休学（ 月～ 月）
				印	確認印

(2) 奨学金受給状況

本人申告欄	学生支援担当確認
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	印 確認印

- (注) 1. 授業料未納者は、所定の授業料を納入しない場合は、申請することは出来ない。
2. 疾病の場合は療養予定期間の記載された医師の診断書を添付すること。
3. 氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。
4. 教務担当者は、授業料納入状況及び奨学金受給状況について、各担当者に確認すること。

復学届

平成 年 月 日

群馬大学長 殿

学部・研究科・学府		
学科・専攻		年
平成	年度入学	学籍番号
氏	名	
保証人氏名		

下記の事由により復学しますので届けます。

記

1. 復学の事由（詳細に）

2. 復学年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 連絡先

〒 住所

電話番号

(注) 氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。

復学願

平成 年 月 日

群馬大学長 殿

学部・研究科・学府

学科・専攻 年

平成 年度入学 学籍番号

氏 名

保証人氏名

下記の事由により復学したいので許可をお願いします。

記

1. 復学の事由（詳細に）

2. 復学年月日 平成 年 月 日

3. 休学許可期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

4. 連絡先

〒 住所

電話番号

5. 授業料等の状況（□にレを付ける）

(1) 授業料納入状況※当該年度の状況を記入

本人申告欄（提出日現在）						会計担当確認	
前期	<input type="checkbox"/> 納入済	<input type="checkbox"/> 未納	<input type="checkbox"/> 全額免除	<input type="checkbox"/> 一部免除 (月分納入済)	<input type="checkbox"/> 休学 (月～ 月)		
後期	<input type="checkbox"/> 納入済	<input type="checkbox"/> 未納	<input type="checkbox"/> 全額免除	<input type="checkbox"/> 一部免除 (月分納入済)	<input type="checkbox"/> 休学 (月～ 月)		

(2) 奨学金受給状況

本人申告欄	学生支援担当確認
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(注) 1. 疾病の場合は、修学可能である旨を記載した医師の診断書を添付すること。

2. 氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。

3. 教務担当者は、授業料納入状況及び奨学金受給状況について、各担当者に確認すること。

退 学 願

平成 年 月 日

群馬大学長 殿

学部・研究科・学府

学科・専攻 年

平成 年度入学 学籍番号

氏 名

保証人氏名

下記の事由により退学したいので許可をお願いします。

記

1. 退学の事由（詳細に）

2. 退学希望年月日 平成 年 月 日

3. 退学後の連絡先

〒 住所

電話番号

4. 授業料等の状況（□にレを付ける）

(1) 授業料納入状況※当該年度の状況を記入

本人申告欄（提出日現在）					会計担当確認		
前期	<input type="checkbox"/> 納入済	<input type="checkbox"/> 未納	<input type="checkbox"/> 全額免除	<input type="checkbox"/> 一部免除 (月分納入済)	<input type="checkbox"/> 休学 (月～ 月)	印	確認日
後期	<input type="checkbox"/> 納入済	<input type="checkbox"/> 未納	<input type="checkbox"/> 全額免除	<input type="checkbox"/> 一部免除 (月分納入済)	<input type="checkbox"/> 休学 (月～ 月)		

(2) 奨学金受給状況

本人申告欄	学生支援担当確認
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	印 確認日

- (注) 1. 授業料未納者は、所定の授業料を納入しない場合は、願い出することは出来ない。
 2. 氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。
 3. 教務担当者は、授業料納入状況及び奨学金受給状況について、各担当者に確認すること。

(6) 群馬大学学生表彰規則

平成25.2.27 制定

改正 平成26.4.1 平成27.1.14

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第55条の規定に基づき、群馬大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し必要な事項を定める。

(学長表彰及び基準)

第2条 学長表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生について行うことができる。

- (1) 本学における学業、卒業研究等の成果が優れていると認められる者
- (2) ボランティア活動、人命救助、国際貢献等の社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (3) 学術研究活動において、権威ある国内外の学会賞を受賞する等、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (4) スポーツ・学術・文化活動において、国内外の権威ある大会等で優れた成績又は高い評価を得る等、顕著な功績があったと認められる者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、特に顕著な功績を挙げ、国内外において高い評価を受けたと認められる者

(被表彰者の推薦)

第3条 学部、研究科及び学府（以下「学部等」という。）並びに大学教育・学生支援機構の長は、学長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第4条 学長は、前条の推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て表彰する学生を決定する。

(学長表彰の方法)

第5条 学長表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 表彰状の様式は、別紙様式第1のとおりとする。

3 前項の表彰状に添えてメダルを授与することができることとし、その仕様は別紙様式第2のとおりとする。

(学長表彰の時期)

第6条 学長表彰の時期は、第2条第1号に該当する学生については学位記授与式の日に、同条第2号から第5号までに該当する学生については表彰が決定された後、速やかに行う。

(事 務)

第7条 学長表彰に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(学部長等表彰)

第8条 学部等の長は、この規則に準じて、当該学部等の学生に対して表彰を行うことができる。

2 前項の表彰を行う場合は、当該学部等において表彰に関する必要な事項を定めなければならない。

(雑 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学長表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規則は、平成25年2月27日から施行する。

2 群馬大学学生の表彰に関する申合せ(平成15年9月18日共通教育・学生支援管理委員会承認)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月14日から施行する。

1 学長表彰（A3版）

（別紙様式第1）

<p>CERTIFICATE</p> <p>_____ (Name) _____</p> <p>In recognition of outstanding ○○○○○○○○ at Gunma University, you are hereby awarded this memento and certificate of achievement.</p> <p>On the <u> (日) </u> Day of <u> (月) </u>, <u> (年) </u> _____ (Name) _____ President, Gunma University</p>	<p>表 彰 状</p> <p>（氏 名）殿</p> <p>あなたは群馬大学にお いて○○○○○○○○ であったのでここにそ の榮譽を讃え賞状なら びに記念品を贈ります</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>群馬大学長 ○○○○</p>
---	---

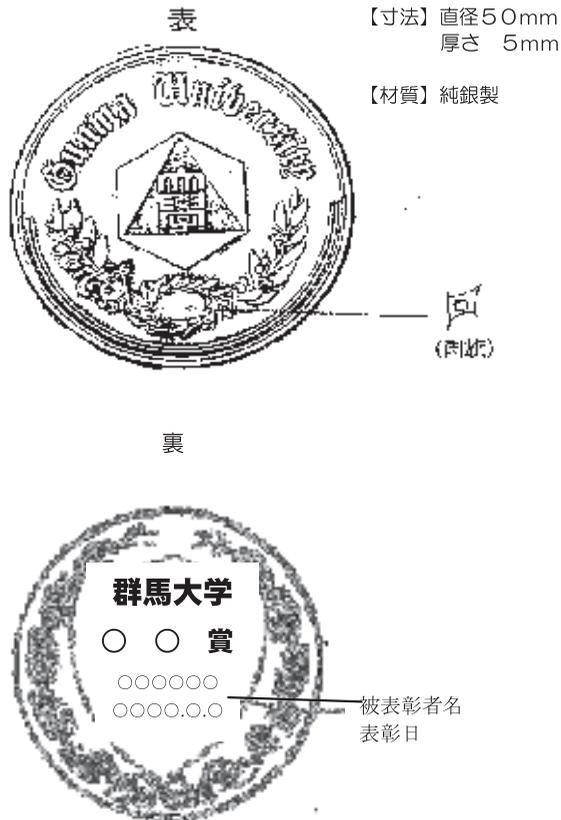
備考 表彰の理由により表彰状を和文のみにするなど、変更することがある。

2 学部長等表彰

学部長等表彰において、表彰状を授与する場合の様式は、1.学長表彰に準ずる。

1 学長表彰

(1) メダルの仕様



備考 表彰の理由により、賞の名称を変更することができる。

(2) メダルケースの仕様

- ①概要 濃紺別珍ケース (ハネ付きコンパクトタイプ)
- ②寸法 93mm×93mm
- ③外側の材質 濃紺ピロード
- ④内側の材質 蓋内側 白サテン地
底内側 濃紺ピロード
- ⑤その他

メダルを固定するための内側底部の窪みの深さは、3mm以上とする。

2 学部長等表彰

学部等の長の表彰においてメダルを授与する場合は、上記1の仕様を最上位とし、これを超えてはならない。

(7) 群馬大学学生の懲戒等に関する規則

平成25.12.1 制定
改正 平成26.4.1
平成27.12.2
平成28.7.1

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第56条の規定に基づき行う懲戒(群馬大学大学院学則第56条の規定により大学院学生への懲戒を含む。)及び懲戒とは別に行う教育的措置(以下「懲戒等」という。)に関し必要な事項を定める。

(懲戒の内容)

第2条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 退学 群馬大学(以下「本学」という。)の学生としての身分を喪失させることをいう。この場合、再入学は認めない。
- (2) 停学 一定期間(1か月以上6か月以下をいう。)又は期間を定めずに登校及び本学の学生としての活動を禁止することをいう。
- (3) 訓告 注意を喚起し、将来を戒めることをいう。

(教育的措置)

第3条 学長は、第6条に規定する訓告の基準に該当する行為を行った学生で懲戒するに至らないと判断する者に対し、学生の本分についての反省を促すため、教育的措置を行うことができる。

2 教育的措置の内容は、次の各号に掲げる教育的措置の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 嚴重注意 文書により強く反省を求めることをいう。
- (2) 注意 口頭により反省を求めることをいう。

(退学の基準)

第4条 学生が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、退学を命ずることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で、特に悪質と判断されたとき。
- (2) 学内又は学外において違法行為を行った場合で、特に悪質と判断されたとき。
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、特に悪質と判断されたとき。
- (4) 本学が実施する試験、レポート提出及び研究報告並びに授業(以下「試験等」という。)において不正行為を行った場合で、特に悪質と判断されたとき。

(停学の基準)

第5条 学生が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、停学を命ずることができ、その停学の期間には、本学の学則に定める休業日を含める。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で、悪質と判断されたとき。
- (2) 学内又は学外において違法行為を行った場合で、悪質と判断されたとき。
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、悪質と判断されたとき。
- (4) 試験等において不正行為を行った場合で、悪質と判断されたとき。

(訓告の基準)

第6条 学生が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、訓告を命ずることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
- (2) 学内又は学外において違法行為を行った場合
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合
- (4) 試験等において不正行為を行った場合

(懲戒処分の指針)

第7条 この規則に規定する懲戒の基準に該当する行為（以下「違法行為等」という。）における標準的な量定は、別表に定める懲戒処分の指針によることとする。ただし、具体的な量定の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項のほか、適宜、日頃の学業態度や違法行為等の後の対応等も含め総合的に勘案の上、判断する。

- (1) 違法行為等の動機、態様及び結果
 - (2) 故意又は過失の度合い
 - (3) 他の学生及び社会に与える影響
 - (4) 過去の違法行為等
- 2 悪質性は、当該学生の態様、違法行為等に至る動機等を勘案の上、判断する。
- 3 個別の事案の内容によっては、別表に掲げる量定以外のものとすることができる。
- 4 過去に懲戒等の処分を受けた者が、再度懲戒等に相当する行為を行った場合は、悪質性が高いものとみなし、重い処分を課すことができる。
- 5 別表に定めのない違法行為等についても懲戒処分の対象となる場合もあり、これらについての量定は、別表に定める量定を参考として判断する。

(懲戒等の手続)

第8条 学部長、研究科長及び学府長（以下「学部長等」という。）は、懲戒等に該当すると認められる行為があったことを知ったときは、速やかに事実関係を把握し、第1報を学長に報告するとともに、必要に応じて学生懲戒調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事実調査を行う。

- 2 前項の事実調査を行うに当たっては、調査の対象となる学生に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。この場合、当該学生からの求めに応じ、2人

以内の補佐人の同席及び陳述を認める。

- 3 委員会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 学部長等は、委員会を設置した場合は委員会からの調査結果、委員会を設置しなかった場合はその事実調査をした者からの調査結果に基づき、調査結果報告書を作成し、懲戒の事案にあっては教授会の議を経て、教育的措置の事案にあっては必要に応じて教授会の議を経て、当該調査結果報告書及び懲戒等の処分案を学長に報告する。

(懲戒等の処分の決定)

- 第9条 学長は、前条の報告を受けたときは、懲戒等の処分の要否及び懲戒等の処分を要するときはその内容を決定し、学部長等に通知する。
- 2 学長は、退学処分を決定する場合は、教育研究評議会の議を経て行う。
 - 3 学長は、学部長等に教育的措置を行わせることができる。

(懲戒処分の告知及び告示)

- 第10条 学長は、懲戒処分を決定したときは、通知書の交付をもって当該学生及び保証人（保護者を含む。）に告知する。
- 2 学長は、前項の告知をしたときは、当該学生の氏名及び学籍番号を伏せ、当該学生の所属、懲戒の内容及び懲戒の事由を学内に告示する。
 - 3 告示の場所は、学内各学部掲示板及び学務部掲示板とする。
 - 4 告示の期間は、告示日から1週間とする。

(懲戒処分及び学籍異動)

- 第11条 学長は、懲戒処分の対象となっている学生から当該懲戒処分の決定前に自主退学の願い出があったときは、この願い出を受理しない。
- 2 学長は、停学中の学生から当該停学期間を含む期間の休学の願い出があったときは、この願い出を受理しない。
 - 3 学長は、休学中の学生に対して停学処分を命ずる場合は、当該学生の休学許可を取り消す。

(停学の期間の取扱い)

- 第12条 停学の期間計算は暦日によるものとし、処分の効力発生日の翌日から起算する。
- 2 停学の期間は在学期間を含め、修業年限に含めない。ただし、3か月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。

(停学処分の解除)

- 第13条 学部長等は、第2条第2号に規定する期間を定めない停学（以下「無期停学」という。）の処分（以下「無期停学処分」という。）を受けた学生について、反省の程度及び学業意欲等を総合的に勘案して無期停学処分を解除することが適当であると認め

られる場合は、教授会の議を経て、その処分の解除を学長に申し出ることができる。

- 2 学長は、前項の申出に基づき、無期停学処分を解除することができる。
- 3 無期停学処分の解除は、無期停学の開始日から6か月経過した後でなければ、これを行うことはできない。

(停学中の学生指導)

- 第14条 学部長等は、停学期間中の学生に対し、必要に応じて面談及び指導を行わなければならない。
- 2 学部長等は、停学期間中の学生から履修登録の申し出があった場合は、停学期間終了後、当該学部長等が定めた期間内に履修登録を認めることができる。

(取得単位の無効)

- 第15条 試験等において不正行為を行った学生に対しては、次の各号に定める単位を無効とする。
- (1) 退学又は停学の処分を受けたときは、原則として当該不正行為を行った学期において履修した全授業科目の単位
 - (2) 訓告の処分又は教育的措置を受けたときは、原則として当該不正行為を行った授業科目の単位

(自宅待機)

- 第16条 学部長等は、教育上の配慮が必要と認められる場合は、違法行為等を行った学生に対し懲戒等の処分が決定するまでの間、自宅待機を命ずることができる。

(刑事裁判との関係)

- 第17条 懲戒等の手続は、当該懲戒等に係る事案が刑事裁判所に係属しているものであっても、進めることができる。

(不服申立て)

- 第18条 懲戒処分を受けた学生は、その処分について不服があるときは、第10条による文書を受領した日の翌日から起算して14日以内に別に定める不服申立書により、学長に申立てをすることができる。
- 2 学長は、前項による不服申立書を受領した場合、直ちに当該学生が属する学部等の学部長等に再調査を行わせた上で、速やかに審査の要否を決定しなければならない。
 - 3 学長は、審査を要しない旨を決定した場合、速やかにその旨を文書で当該学生に通知する。
 - 4 第2項の審査に関し必要な手続については、第8条から第10条までの規定を準用する。
 - 5 第1項による不服申立てを行った場合の当該懲戒の効力は、前第2項から第4項による当該審査が終了するまで継続する。

(規則の改廃)

第19条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第20条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行った違法行為等の懲戒等については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

別表（第7条関係）

懲戒処分の指針

区 分	違 法 行 為 等 の 種 類	懲戒の標準的な量定		
		退学	停学	訓告
犯 罪 行 為 等	殺人，強盗，放火等の凶悪な犯罪行為又はその未遂行為	○		
	故意又は重大な過失による傷害行為	○	○	
	薬物等に関わる犯罪行為	○	○	
	窃盗，万引き，恐喝，詐欺等の犯罪行為	○	○	○
	他人を傷つけるに至らないが，迷惑を掛けるような暴力行為及び言動		○	○
	痴漢行為(覗き見，盗撮その他の迷惑行為を含む。)	○	○	○
	ストーカー行為	○	○	○
	コンピュータ又はネットワークを利用した悪質な不正行為及び目的外使用	○	○	
コンピュータ又はネットワークを利用した不正行為及び目的外使用		○	○	
交通事 故 ・ 違 反	無免許運転，飲酒運転及び暴走運転等により死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	○		
	無免許運転，飲酒運転，暴走運転等により人身事故を伴う交通事故を起こした場合又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	
	無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な交通法規違反		○	○
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起した場合		○	
	故意若しくは重大な過失により人身若しくは物損事故を伴う交通事故を起こした場合又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	○
	故意若しくは重大な過失により交通違反をした場合又は事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	○
飲 酒	未成年者が飲酒をした場合又は未成年者と知りながら飲酒をさせた場合	○	○	○
	飲酒を強要して重大な事態を生じさせた場合	○	○	○
研究活動 不正行為	発表された研究成果等の中に示されたデータや調査結果等の捏造，改ざん，盗用及び虚偽の研究成果公表を行った場合	○	○	○

試験等における不正行為	試験等において、身代わりをさせ、又は身代わりをして受験等をする不正行為を行った場合	○	○	
	試験等において、次に掲げる不正行為のいずれかを行った場合で悪質なもの (1) 隠し持ったメモ、書籍、機器若しくは他者の答案を見ること又は他者に教わること。 (2) 他者に答案を見せること又は他者に教えること。		○	
	レポート提出又は研究報告において、他者のレポートやウェブ、書籍等から内容を引き写し、又は出典を明記せずに引用した場合		○	○
	試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合			○
	試験等において、不正行為を繰り返し行った場合、当該不正行為が社会的に重大な影響を及ぼすに至った場合又は当該不正行為が組織的に行われた場合	○	○	
	試験等において不正行為を行った場合		○	○
学内又は学外での違法行為等	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	○	○	○
	本学が管理する土地及び建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	○	○	○
	本学が管理する土地、建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等		○	○
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	○	○	○
	ハラスメント等に当たる行為	○	○	○
その他	本学の規則等に違反した場合又は学生としての本分に反した場合	○	○	○

(8) 群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成16.11.18 平成17. 6.10

平成18. 4. 1 平成20.10. 1

平成25. 4. 1 平成26. 4. 1

(趣 旨)

第1条 群馬大学学則第65条及び群馬大学大学院学則第45条の規定に基づき、本学の学部若しくは大学院又は専攻科（以下「学部等」という。）に入学する者（科目等履修生、研究生及び聴講生等として入学する者を除く。以下同じ。）の入学料の免除及び徴収猶予並びに学部等学生（科目等履修生、研究生及び聴講生等を除く。以下同じ。）の授業料及び寄宿料の免除並びに授業料の徴収猶予に関する取扱いについては、他に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学料免除の対象)

第2条 学部の入学料免除の対象は、学部に入学者であって次の各号のいずれかに該当する特別な事情によって納入が著しく困難であると認められるものとする。

(1) 入学前1年以内において学部に入学者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡し、又は学部に入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

第3条 大学院又は専攻科の入学料免除の対象は、大学の大学院の研究科(学府を含む。)又は大学の専攻科（以下「大学院等」という。）に入学者であって経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められるものとする。

2 前項に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により納入が著しく困難であると認められる者は、免除の対象とすることができる。

(1) 入学前1年以内において、大学院等に入学者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡し、又は大学院等に入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

(入学料免除の額)

第4条 入学料免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

(入学料免除の申請手続)

第5条 入学料の免除を受けようとする者は、別表1に掲げる書類を本学が定める日までに学長に申請しなければならない。

(入学料免除の許可)

第6条 入学料免除の許可は、学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議に基づき、学長が行う。

(入学料の徴収猶予の対象)

第7条 入学料の徴収猶予の対象は、学部等に入学者であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情があるものとする。

(1) 経済的理由によって納入期限までに入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において、学部等に入学者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡し、又は学部等に入学者若し

くは学資負担者が風水害等の災害を受け、納入期限までに納入が困難であると認められる場合

(3) 前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

2 入学料免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者は、免除の判定結果を告知された日から起算して14日以内に入学料の徴収猶予を申請できるものとする。

(入学料の徴収猶予の申請手続)

第8条 入学料の徴収猶予を受けようとする者は、別表2に掲げる書類を本学が定める日までに学長に申請しなければならない。

(入学料の徴収猶予の許可)

第9条 入学料の徴収猶予の許可は、委員会の議に基づき、学長が行う。

(入学料の徴収猶予期間)

第10条 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予の判定期間中徴収を猶予する。

2 入学料の徴収猶予を許可された者の入学料の徴収猶予期間は、学年の始めに入学する者については、当該入学年度の9月30日まで、学期の区分に従い、学年の途中から入学する者については、当該入学年度の3月10日までとする。

(免除の不許可者等の納入期限)

第11条 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第7条第2項により徴収猶予を申請した者を除く。)に係る入学料は、免除又は徴収猶予の判定結果を告知された日から起算して14日以内に納入すべき入学料を納入しなければならない。

(除籍による入学料免除)

第12条 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、次の各号のいずれかに該当するときは、未納の入学料の全額を免除する。

(1) 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、納入すべき入学料を所定の期日までに納入しないことを理由として除籍された場合

(2) 死亡又は行方不明のため除籍された場合

(授業料免除の対象)

第13条 授業料免除の対象は、学部等学生であって、経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者とする。

2 前項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により納入が著しく困難であると認められる場合は、当該事由が発生した日の属する期の翌期に納入すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由の発生の時期が当該期の授業料の納入期限以前であり、かつ、当該学部学生が当該期分の授業料を納入していない場合においては、当該期分の授業料を免除することができる。

(1) 授業料の各期ごとの納入期限前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)学部等学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は学部等学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納入が著しく困難と認められる場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

(授業料免除の額)

第14条 授業料免除の額は、原則として各期分の授業料について、その全額又は半額とする。

(授業料免除の申請手続)

第15条 授業料の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を前期及び後期の授業料納入期限までに、学長に申請しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書(様式3)
- (2) 家庭調書
- (3) 学部等学生又は学資負担者の居住地の市町村長の所得証明書又は罹災証明書
- (4) 給与所得者については源泉徴収票
- (5) その他参考となる証明書

2 前項により申請をした者に係る授業料は、免除の判定期間中徴収を猶予する。

(授業料免除の許可)

第16条 授業料免除の許可は、当該期限とし、委員会の議に基づき学長が行う。

(授業料免除の取消)

第17条 授業料の免除を受けている者は、その理由が消滅したときは、速やかにその理由を付して学長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったとき、又は授業料の免除を受けている者について、不正事実が判明したときは、委員会の議に基づき学長が許可を取り消すものとする。

(授業料の徴収猶予の対象)

第18条 授業料の徴収猶予の対象は、学部等学生であって次の各号のいずれかに該当する特別な事情がある者とする。

- (1) 経済的理由によって納入期限までに授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 学部等学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納入困難と認められる場合
- (3) 行方不明の場合
- (4) 前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

(授業料の徴収猶予)

第19条 授業料の徴収猶予は、前期分については9月30日、後期分については3月10日までとする。ただし、特別な事情がある場合は、前期分についても3月10日まで延長することができる。

2 特別な事情がある場合は、月割分納を許可することができる。この場合月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とする。

(授業料の徴収猶予の申請手続)

第20条 授業料の徴収猶予の許可を受けようとする者(学部等学生が行方不明の場合は学部等学生に代わる者)は、次の各号に掲げるいずれかの書類を前期及び後期の授業料納入期限までに、学長に申請しなければならない。

- (1) 授業料徴収猶予申請書(様式4)
- (2) 授業料月割分納申請書(様式5)

(授業料の徴収猶予の許可)

第21条 授業料の徴収猶予の許可は、委員会の議に基づき学長が行う。

(授業料の徴収猶予の取消)

第22条 授業料の徴収猶予の許可を受けている者は、その理由が消滅したときは、速やかにその理由を付して学長に届け出なければならない。

(休学による授業料免除)

第23条 休学を許可された者又は休学を命ぜられた者については、次の算式により算定した授業料の全額を免除する。

- (1) 国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程第3条第2項に定める授業

料徴収月の末日までに休学を許可された者又は休学を命ぜられた者

休学当月の翌月（休学の開始が月の初日の場合は休学当月）から復学当月の前月までの月数

$$\text{授業料年額} \times \frac{\quad}{12}$$

(2) 前号に規定する学生で、引き続き休学を許可された者又は休学を命ぜられた者
休学当月から復学当月の前月までの月数

$$\text{授業料年額} \times \frac{\quad}{12}$$

(除籍による授業料免除)

第24条 学部等学生が次の各号の一に該当するときは、未納の授業料の全額を免除することができる。

(1) 授業料の未納を理由として除籍された場合

(2) 死亡又は行方不明のため除籍された場合

(寄宿料免除の対象)

第25条 寄宿料免除の対象は、学部等学生であって学部等学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納入が著しく困難と認められるものとする。

(寄宿料の免除額)

第26条 寄宿料の免除額は、災害当月の翌月から起算して6月間の範囲内において学長が必要と認める期間の寄宿料の全額とする。

(寄宿料免除の申請手続)

第27条 寄宿料の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を災害を受けた日から30日以内に学長に申請しなければならない。

(1) 寄宿料免除申請書（様式6）

(2) 学部等学生又は学資負担者の居住地の市町村長の罹災証明書

(3) その他参考となる証明書

(寄宿料免除の許可)

第28条 寄宿料免除の許可は、委員会の議に基づき学長が行う。

(除籍による寄宿料免除)

第29条 学部等学生が次の各号のいずれかに該当するときは、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(1) 授業料の未納を理由として除籍された場合

(2) 死亡又は行方不明のため除籍された場合

(寄宿料免除の取消)

第30条 寄宿料免除を受けている者は、その理由が消滅したときは、速やかに理由を付して学長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったとき、又は寄宿料の免除を受けている者について不正事実が判明したときは、委員会の議に基づき学長が許可を取り消すものとする。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、執行役員会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表1

免除対象	提出書類	提出期限
第2条又は第3条に該当する者	(1)入学料免除申請書(様式1) (2)家庭調書 (3)本人又は学費負担者の居住地の市町村長の所得証明書又は罹災証明書 (4)給与所得者については源泉徴収票 (5)その他参考となる証明書	入学手続日

別表2

徴収猶予対象	提出書類	提出期限
第7条第1項に該当する者	(1)入学料徴収猶予申請書(様式2) (2)家庭調書 (3)本人又は学費負担者の居住地の市町村長の所得証明書又は罹災証明書 (4)給与所得者については源泉徴収票 (5)その他参考となる証明書	入学手続日
第7条第2項に該当する者	(1)入学料徴収猶予申請書(様式2) (注)上欄(2)～(5)については省略することができる。	判定結果を告知された日から起算して14日以内

(様式1)

入 学 料 免 除 申 請 書

平成 年 月 日

群馬大学長 殿

学 部 学科(専攻科)

研究科(学府) 専攻 ※1. 修士課程 2. 博士前期課程
3. 博士課程 4. 博士後期課程

受験(学籍)番号 番

本人氏名

(KANA)フリガナ

保証人氏名

(本人との続柄)

(KANA)フリガナ

保証人住所

平成 年度入学料の免除を、下記申請理由により関係書類を添えて申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

[学資負担者が無職(失業中)の場合：生活費の出所]

(備考) ※の箇所は該当する事項の数字を○で囲むこと。

(様式2)

入 学 料 徴 収 猶 予 申 請 書

平成 年 月 日

群馬大学長 殿

学 部 学科 (専攻科)
研究科(学府) 専攻 ※1. 修士課程 2. 博士前期課程
3. 博士課程 4. 博士後期課程

受験(学籍)番号 番
本人氏名
(本人印を捺す)
保証人氏名 (本人との続柄)
(保証人印を捺す)
保証人住所

平成 年度入学期の徴収猶予を、下記申請理由により関係書類を添えて申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

[入学期納入期日] 平成 年 月 日までに納入します。

(備考)

1. ※の箇所は該当する事項の数字を○で囲むこと。
2. 入学期免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者は、関係書類を省略することができる。

(様式3)

授業料免除申請書

平成 年 月 日

群馬大学長 殿

学 部 学科(専攻科)
研究科(学府) 専攻 ※1. 修士課程 2. 博士前期課程
3. 博士課程 4. 博士後期課程

入学年月 平成 年 月 ※1. 入 学 2. 編 入 学
在籍学年 年次 (学籍番号 番)

本人氏名

(本人印を捺す)

保証人氏名 (本人との続柄)

(保証人印を捺す)

保証人住所

平成 年度 期分授業料の免除を、下記申請理由により関係書類を添えて申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

[学費負担者が無職(失業中)の場合：生活費の出所]

休 学 歴	期間:	～	理由:	※1. 病気2. 留学3. その他()
	期間:	～	理由:	※1. 病気2. 留学3. その他()

(備考) ※の箇所は該当する事項の数字を○で囲むこと。

(様式4)

授業料徴収猶予申請書

平成 年 月 日

群馬大学長 殿

学 部 学科 (専攻科)
研究科(学府) 専攻 ※1. 修士課程 2. 博士前期課程
3. 博士課程 4. 博士後期課程

学籍番号 番
本人氏名
(本人が署名するところ)
保証人氏名 (本人との続柄)
(保証人が署名するところ)
保証人住所

平成 年度 期分授業料の徴収猶予を、下記のとおり申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

期分納入期日 月 日まで

(備考)

1. 前期分は9月30日、後期分は3月10日までとし、特別の事情があるときは前期分についても3月10日までの期日を定めて記入すること。
2. ※の箇所は該当する事項の数字を○で囲むこと。

(様式5)

授業料月割分納申請書

平成 年 月 日

群馬大学長 殿

本人現住所

学 部 平成 年度入学

研究科(学府) 学籍番号 番

専攻科 氏 名

保証人現住所

氏 名

平成 年度 期授業料の月割分納を、下記のとおり申請いたします。

記

理由

前期 第1回 月 日まで 第4回 月 日まで

後期 第2回 月 日まで 第5回 月 日まで

第3回 月 日まで 第6回 月 日まで

(備考)

1. 月割分納の最終期は、前期は9月30日まで、後期は3月30日までとすること。
2. 氏名は、必ず本人が署名すること。

(様式6)

寄宿料免除申請書

平成 年 月 日

群馬大学長 殿

本人現住所
学 部 平成 年度入学
研究科(学府) 学籍番号 番
専攻科 氏 名

保証人現住所
氏 名

平成 年 月分から平成 年 月分まで寄宿料の免除を、下記のとおり別紙証明書を添えて申請いたします。

記

理由

備考 氏名は、必ず本人が署名すること。

(9) 学生団体活動心得

平成25年7月8日
学生支援センター長裁定
改正 平成26.4.1

(趣旨)

第1 この心得は、群馬大学学部共通規則第10条による群馬大学学生団体（以下「学生団体」という。）の活動等に関して必要な事項を定める。

(学生団体の結成)

第2 学生団体を結成する場合は、次のすべてに掲げる事項に該当することとする。

- (1) 構成員は全て本学の学生であること。
- (2) 5名以上の構成員がいること。
- (3) 顧問が教員（非常勤を除く。）であること。
- (4) 既存の学生団体には無い独自性を持つ活動を行う学生団体であること。
- (5) 結成年度以降、継続していく意志と体制があること。
- (6) 成文にした会則を定めていること。
- (7) 教育的に好ましくない活動内容でないこと。
- (8) 反社会的な活動内容でないこと。

(結成手続)

- 第3 学生団体の結成手続は、あらかじめ別記様式1による学生団体結成届を学務部長等（構成員が複数の学部（大学院を含む。以下同じ。）にわたる場合及び教育学部若しくは社会情報学部の学生にあっては学務部長、医学部の学生のみである場合は医学部長、理工学部（工学部を含む。）の学生のみである場合は理工学部長）へ届け出るものとする。
- 2 学務部長等は、前項の届け出に基づき、第2に定める要件を具備していると認められる場合、許可するものとする。

(活動場所)

- 第4 学生団体として活動できる場所は、群馬大学課外活動共用施設、群馬大学体育施設及び学生団体結成届に記載した場所とする。
- 2 前項に定める場所以外での活動を行う場合は、活動する5日前まで別記様式2による学外（内）課外活動届を学務部長等へ提出し、許可を受けなければならない。なお、学外において活動を行う場合で、公的な場所を利用し活動を行う場合は、公的機関等へ提出する利用申請書等の写しを返付しなければならない。

(活動手続)

- 第5 学生団体が次の各号の一に該当するときは、その都度、各様式に定める期限前までに学務部長等へ提出し許可を受けなければならない。
- (1) 学生食堂（ホール）を利用する場合、「学生食堂（ホール）使用許可願（別記様式3）」
 - (2) 合宿研修施設を利用する場合、「合宿所使用許可願（別記様式4）」
 - (3) 大学の物品を借用する場合、「物品借用願（別記様式5）」
 - (4) 学内にて、学生向けポスターの掲示、立て看板の設置及び資料配布をする場合。

「掲示等類（別記様式6）」

（事故の報告）

第6 学生団体が事故を起こした場合又は事故に遭った場合は、速やかに別記様式7による事故報告書を学務部長等へ提出しなければならない。

（遵守事項）

第7 学生団体は、群馬大学学部共通規則第12条、群馬大学課外活動共用施設使用内規第6条及び群馬大学体育施設の課外活動使用内規第6条に定める事項を遵守しなければならない。

（罰則）

第8 学生団体がこの心得に違反した場合は、顧問又は学務部長等から、学生団体の解散、活動の停止、活動の縮小を命ずることがある。

附 則

- 1 この心得は、平成25年7月8日から実施する。
- 2 この心得は、既結成の学生団体にも適用するものとする。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から実施する。

(10) 群馬大学課外活動共用施設使用内規

	平成18. 4. 1	制定
改正	平成17. 4. 1	
	平成18. 4. 1	
	平成25. 4. 1	

(目 的)

第1条 この内規は、群馬大学課外活動施設管理運営規程第4条に基づき、群馬大学課外活動共用施設（以下「共用施設」という。）の使用について、必要な事項を定める

(用 者)

第2条 共用施設を使用できるものは、荒牧団地については理事のうち学長が指名する者、昭和団地については医学部長、桐生団地については理工学部長がそれぞれ承認した課外活動団体（以下「団体」という。）であり、毎年5月末日までに別紙様式1による団体状況報告書を荒牧団地については学務部長、昭和団地については医学部長、桐生団地については理工学部長（以下「学務部長等」という。）に提出したものとす。この報告書の提出を怠った場合は、共用施設の使用を認めない。

(使用日時)

第3条 共用施設は、年末・年始（12月28日から翌年1月4日まで）及び学務部長等が特に指定した日を除き使用できる。

2 使用時間は、8時30分から21時までとする。ただし、特別の理由により学務部長等が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用手続)

第4条 共用施設を使用しようとする場合は、あらかじめ別紙様式2による共用施設使用許可書を学務部長等に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、長期にわたる使用については、毎年5月末日までにその手続を行わなければならない。

2 使用の許可を受けた後、使用許可書の記載事項に変更が生じた場合は、その都度別紙様式3による共用施設使用記載事項変更書を学務部長等に提出しなければならない。

(費の管理)

第5条 共用施設は、学務部長等が管理する。

2 共用施設を使用する場合は、その都度、荒牧団地においては学務部学生支援課、昭和団地においては昭和地区事務部学務課、桐生団地においては理工学部事務部で費を管理し、使用後は直ちに返還しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間外（平日は17時15分以降）、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日については、学務部長等が別に定めるところによる。

(遵守事項)

第6条 共用施設を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用時間を厳守すること。
- (3) 施設、設備等を無断で移動、改修及び転貸しないこと。
- (4) 火災予防に万全を期すること。
- (5) 施設、設備は常に整理、整とんし、使用後は必ず清掃し、消灯及び戸締りを行うこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(使用許可の取消し)

第7条 共用施設を使用するものが、この内規に違反したときは、その使用許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

2 共用施設を使用する団体が、解散その他の理由により使用目的が消滅したときは、その使用許可を取り消すものとする。

〈損害の弁償〉

第8条 共用施設を使用するものが、故意又は過失により施設・設備等を破損、亡失又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

（事 務）

第9条 共用施設に関する事務は、荒牧団地においては学務部学生支援課、昭和団地においては昭和地区事務部学務課、相生団地においては理工学部事務部が行う。

〈内規の改廃〉

第10条 この内規の改廃は、学生支援センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

(11) 群馬大学体育施設の課外活動使用内規

平成16, 4, 1 制定
改正 平成17, 4, 1
平成18, 4, 1
平成25, 4, 1

(議 旨)

第1条 この内規は、群馬大学課外活動施設管理運営規程第4条に基づき、群馬大学体育施設(以下「体育施設」という。)の課外活動使用について必要な事項を定める

(施 設)

第2条 この内規において体育施設とは、荒牧団地、昭和団地及び桐生団地に設けられている次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) 体育館
- (2) 陸上競技場
- (3) 弓道場
- (4) 野球場
- (5) ラグビー・サッカー場
- (6) テニスコート
- (7) バレーコート
- (8) ハンドボールコート
- (9) 水泳プール

(使 用 者)

第3条 体育施設を使用できるものは、荒牧団地については理事のうち学長が指名する者、昭和団地については医学部長、桐生団地については理工学部長がそれぞれ承認した課外活動団体とする。

(使用日時)

第4条 体育施設は、年末・年始(12月28日から翌年1月4日まで。)及び荒牧団地については学務部長、昭和団地については医学部長、桐生団地については理工学部長(以下「学務部長等」という。)が特に指定した日を除き使用できる。

2 使用時間は、保健体育の授業時間を除き、8時30分から21時までとする。ただし、特別の理由により学務部長等が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

(使用手続)

第5条 体育施設を使用は、別紙様式1による体育施設使用許可願を学務部長等に提出し、その許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第6条 使用者は、学務部長等が別に定める体育施設使用心得を遵守しなければならない。

(使用許可の取消し)

第7条 体育施設を使用するものが、この内規に違反したときは、その使用許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

(損害の弁償)

第8条 体育施設を使用するものが、故意又は過失により施設・設備等を滅失又は損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。

(事 務)

第9条 体育施設に関する事務は、荒牧団地においては学務部学生支援課、昭和団地においては昭和地区事務部学務課、桐生団地においては理工学部事務局が行う。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、学生支援センター運営委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

体育施設等使用許可願

(兼 屋外体育施設夜間照明使用許可願)

平成 年 月 日

殿

(代表責任者)

学部名 学 部 第 年 次 学籍番号

氏 名

連絡先TEL ()

下記により使用したいので許可願います。

期 間	自 平成 年 月 日 () : から 至 平成 年 月 日 () : まで 人 (使用日が2日以上にわたる場合は別紙に記入)			
場 所 (使用施設)				
使用団体名 (クラブ・サークル名)				
顧 問 教 員	所属学部等		氏 名	
使 用 目 的				
備 考				

※施設の重複などがないよう確認して、使用日の3日前までに提出すること。

※屋外体育施設夜間照明も申請するときは、試合要項等を添付すること。

(12) 群馬大学大学会館施設使用要項

平成24. 6.27 制定

(前 編)

第1 群馬大学大学会館の施設使用については、この要項の定めるところによる。

(施 設)

第2 施設とは、ミュージズホール、準備室等とする。

(館 長)

第3 施設の館長は、大学教育・学生支援機構長とする。

(使用の範囲)

第4 施設を使用することができる場合は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 本学の授業及び諸行事として使用する場合
- (2) 本学の教職員の集會、研究会等として使用する場合
- (3) その他学会、講習会、研究会等で、館長が特に必要と認めた場合

(使用できる日)

第5 施設を使用できる日及び時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 使用できる日 土日祝祭日及び年末年始の休日を除く日。
- (2) 使用時間 9時から19時までとする。

(使用の申込み及び許可)

第6 施設を使用しようとする者は、使用予定日の1週間前までに、所定の使用許可願を館長に提出し、許可を受けなければならない。なお、学生にあっては、顧問教員等の教職員の許可を得て使用許可願を提出するものとし、かつ許可をした教職員が施設使用中は立ち会うこととする。

館長は、使用許可願を適当と認めるときは、施設使用許可書を交付するものとする。

(使用許可の取消)

第7 館長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し、又は、使用を中止させることがある。

- (1) 使用者がこの要項に違反したとき。
- (2) 使用許可願の記載事項と事実が相異したとき。
- (3) 騒音等により、学内諸機関に迷惑を及ぼしたとき。
- (4) その他使用させることが不適当と認めるとき。

(使用者の注意義務)

第8 使用者は、この要項及び別に定める「大学会館 施設利用心得」を遵守しなければならない

(弁償責任)

第9 使用者は、故意又は重大な過失により、施設、物品等を滅失、損傷又は汚損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(要項の改廃)

第10 この要項の改廃は、大学教育・学生支援機構長が行う。

附 則

この要項は、平成24年 6月27日から施行する。

(13) 群馬大学養心寮規程

(平成16. 4. 1)
(制 定)

改正 平成17. 4. 1 平成18. 4. 1
平成25. 4. 1 平成25. 9. 9

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）第57条の規定に基づき、群馬大学養心寮（以下「学寮」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 学寮は、学生が修学にふさわしい環境において勉学を継続するための居住施設とする。

(管理運営責任者等)

第3条 学寮の管理運営責任者等は、次のとおりとする。

管理運営責任者	入寮対象学生	収容定員
理事のうち学長が指名する者（以下「理事」という。）	教育学部、社会情報学部、医学部及び理工学部1年次の学生	男 77人 女 62人

(入 寮 願)

第4条 入寮を希望する学生は、所定の入寮願書に大学が指定する書類を添えて、理事に届出るものとする。

(入 寮 選 考)

第5条 入寮を許可すべき者の選考は、群馬大学養心寮入寮選考に関する内規に基づき、理事が行う。

(入 寮 許 可)

第6条 入寮の許可は、前条の選考の結果に基づいて、理事が行う。

2 入寮の許可期間は、群馬大学学則第20条に規定する修業年限を超えることができない。ただし、休学・留学による場合は、群馬大学養心寮入寮選考に関する内規第7に規定する手続を経て、許可期間の延長を許可することがある。

(入寮許可の取消)

第7条 入寮を許可された学生が、入寮の選考に当たり、虚偽の申請があった場合は、入寮許可を取消すことがある。

(寄 宿 料)

第8条 寮生は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定）第12条に定める寄宿料月額を毎月所定の日までに納入しなければならない。

2 入退寮の日が月の中途である場合も、寄宿料は1月分を納入しなければならない。

3 休業期間中の寄宿料は、第1項の規定にかかわらず、当該期間の開始する月の前月の納入日までに納入するものとする。

4 滞納の寄宿料は返還しない。

(寄宿料以外の経費の負担)

第9条 寄附料以外の寮生の私生活に必要な経費は、寮生の負担とし、その負担区分は別表のとおりとする。

2 寮生は、前項の負担区分による額を、毎月所定の日までに、理事の指定する者に納入しなければならない。

(施設・設備の保全等)

第10条 寮生は、居室、共同施設・設備等の保全に留意し、次の各号に定めるところに従わなければならない。

- (1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- (2) 居室には、部外者を宿泊させないこと。
- (3) 施設・設備を故意又は重大な過失により破損、亡失又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。
- (4) 防火・保健衛生管理・災害防止その他学寮の管理・運営上の必要があるときは、大学の指示に従うこと。

(退寮願)

第11条 退寮を希望する者は、事前に所定の退寮願を理事に提出し、承認を受けなければならない。

(退寮処分)

第12条 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事は速やかに退寮を命ずるものとする。ただし、第3号から第6号のいずれかに該当する場合にあっては、理事はあらかじめ学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経るものとする。

- (1) 本学学生としての身分を失ったとき。
- (2) 寄附料又は納入すべき所定の経費を3月以上滞納したとき。
- (3) 長期にわたる休学を許可されたとき又は長期にわたる停学処分をされたとき。
- (4) 学則又はこの規程に違反したとき。
- (5) 保健衛生上他の学生に悪影響があるとき。
- (6) 風紀、秩序を乱す行為があったとき。

(検査)

第13条 第11条の規定により退寮の承認を受けた者又は前条の規定により退寮を命ぜられた者は、退寮に当たって居室その他居室に附属する設備等について理事の指定する職員の実査を受けるものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、学寮の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月9日から施行する。

(14) 群馬大学理工学部啓真寮規程

平成25年4月1日 制定
改正 平成28年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則第57条の規定に基づき、群馬大学理工学部啓真寮(以下「学寮」という。)の管理運営について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 学寮は、学生が修学にふさわしい環境において勉学を継続するための居住施設とする。

(管理運営責任者等)

第3条 学寮の管理運営責任者等は、次のとおりとする。

管理運営責任者	入寮対象学生	収容定員
理工学部長	理工学部2年次以上の学生（総合理工学科（夜間主コース）の学生にあっては1年次以上の学生）及び大学院理工学府学生	男女 89人

(入 寮 願)

第4条 入寮を希望する学生は、所定の入寮願書に大学が指定する書類を添えて理工学部長に願出するものとする。

(入 寮 選 考)

第5条 入寮を許可すべき者の選考は、国際交流・学生支援委員会の定める基準に基づき、理工学部長が行う。

(入 寮 許 可)

第6条 入寮の許可は、前条の選考の結果に基づいて、理工学部長が行う。

2 入寮の許可期間は、最短修業年限の終了の日を超えることができない。ただし、休学又は留学による場合は、前項に定める手続を経て入寮許可の延長を許可することができる。

(入寮許可の取消し)

第7条 入寮を許可された学生が、入寮の選考に当たり、虚偽の申請を行った場合は、入寮許可を取り消すことがある。

(寄 宿 料)

第8条 寮生は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定）第12条に定める寄宿料月額を毎月所定の日までに納入しなければならない。

2 入退寮の日が月の中途である場合も、寄宿料は1月分を納入しなければならない。

3 休業期間中の寄宿料は、第1項の規定にかかわらず、当該期間の開始する月の前月の納入日までに納入するものとする。

4 既納の寄宿料は、返還しない。

(寄宿料以外の経費の負担)

第9条 寄宿料以外の寮生の私生活に必要な経費は、寮生の負担とし、その負担区分は、別表のとおりとする。

2 寮生は、前項の負担区分による額を、毎月所定の日までに、理工学部長の指定する者に納入しなければならない。

(遵守事項)

第10条 寮生は、この規程及び別に定める学寮の管理運営上の遵守事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。

(2) 居室には、入居者以外の者を宿泊させないこと。

(3) 居室の全部又は一部を他人に転貸しないこと。

(4) 居室の施設設備に工作等を行わないこと。

(5) 居室の設備を移動し、又は備品等を居室外に持ち出さないこと。

(6) 施設設備を故意又は重大な過失により破損、亡失又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。

(7) その他学寮の管理運営に係る管理運営責任者の指示に従うこと。

(退寮願)

第11条 退寮を希望するものは、事前に所定の退寮願を理工学部長に提出し、承認を受けなければならない。

(退寮処分)

第12条 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、理工学部長は、速やかに退寮を命ずるものとする。ただし、第4号から第10号までのいずれかに該当する場合にあっては、理工学部長は、あらかじめ国際交流・学生支援委員会の議を経るものとする。

(1) 本学学生としての身分を失ったとき。

(2) 寄宿料又は納入すべき所定の経費を3月以上滞納したとき。

(3) 留年したとき。

(4) 長期にわたる休学若しくは留学を許可されたとき又は長期にわたる停学の処分を受けたとき。

(5) 学寮の行事への参加率が不良なとき。

(6) 学業成績が長期にわたり著しく不良なとき。

(7) 本学学則又はこの規程に違反したとき。

(8) 疾病その他保健衛生上、他の学生に悪影響があるとき。

(9) 学寮の風紀及び秩序を乱す行為があったとき。

(10) その他学寮の管理運営上、支障を来す行為があったとき。

2 前項の規定に基づき退寮を命ぜられた者は、退寮を命ぜられた日から14日以内に退寮しなければならない。

(検 査)

第13条 第11条の規定により退寮の承認を受けた者，又は前条の規定により退寮を命ぜられた者は，退寮に当たって居室その他居室に付属する設備等について理工学部長の指定する職員の検査を受けるものとする。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか，学寮の管理運営に関し必要な事項は，別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は，国際交流・学生支援委員会の議を経て，理工学部長が行う。

附 則

この規程は，平成28年4月1日から施行する。

別表

区分	寮生負担				大 学 負 担			
電気料	居室で使用する電気、その他寮生の私生活のために使用する電気の料金、寮生の炊事のために使用する電気の料金				左欄以外の電気料（基本料金を含む。）			
水道料	居室及び洗面・洗濯・シャワー室において使用する水道の料金、寮生の炊事のために使用する水道の料金				左欄以外の水道料（基本料金を含む。）			
ガス料	居室において使用するガスの料金（基本料金を含む。）、寮生の入浴・シャワー浴及び給湯のために使用するガスの料金				左欄以外のガス料（基本料金を含む。）			
消費品費	寮生の私生活のために必要な食器類、居室の掃除用品及びその他				左欄以外の寮管理上必要な消耗品費			
その他	寮生の私生活のための経費				左欄以外の寮管理上必要な経費			

区分	居室	ラウンジ	LDK	洗面・シャワー室	便所	廊下	階段	ホール	管理室	玄関	多目的・イベントホール	電気室	機械室
寮生	○	○	○	○	○								
大学						○	○	○	○	○	○	○	○
寮生	○		○	○	○								
大学								○	○	○			
寮生	○		○	○									
大学													

(15) 群馬大学北軽井沢研修所使用規程

平成16. 4. 1 制定

〈前 言〉

第1条 群馬大学北軽井沢研修所(以下「研修所」という。)の使用についてはこの規程の定めるところによる。

〈目 的〉

第2条 研修所は、本学学生の教育及び教員等の研修に使用することを目的とする。

〈使用の範囲〉

第3条 研修所は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用できるものとする。

- (1) 本学学生が指導教員と生活を共にしてセミナーを行う場合
- (2) 本学教員が研修を行う場合
- (3) その他学務部長が特に必要と認めた場合

〈使用の許可〉

第4条 研修所を使用しようとする者は、別に定める申込書に必要事項を記入のうえ事前に学務部長に提出し、使用許可書の交付を受けなければならない。

〈使用の変更又は中止の承認〉

第5条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用日等を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに学務部長に申出て、その承認を受けなければならない。

〈使用者の義務〉

第6条 使用者は、この規程及び別に定める群馬大学北軽井沢研修所使用者心得を遵守し管理人の指示に従い細心の注意をもって施設等を使用しなければならない。

〈使用許可の取消〉

第7条 学務部長は、使用者が次の各号の一に該当するときは使用許可を取消し、又は使用を中止させることがある。

- (1) 使用者がこの規程に違反したとき
- (2) 申込書の記載事項と事実が相違したとき
- (3) その他使用させることが不適当と認めるとき

〈損害の弁償〉

第8条 使用者は、故意又は重大な過失により研修所の施設・物品等を滅失・損傷又は汚損したときは、その損害について弁償しなければならない。

〈開 設 期 間〉

第9条 研修所の開設期間は、原則として毎年5月1日から10月15日までとする。

〈事 務〉

第10条 研修所の使用に関する事務は学務部学生支援課において行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(16) 関東甲信越地区国立大学草津セミナーハウス使用細則

昭和59. 2. 6 制定

改正 昭和60. 5. 1 平成元.10. 1 平成 3. 4. 1
平成 7. 4. 1 平成 7. 9.20 平成 9. 9.24
平成15. 4. 1 平成15.10. 1 平成16. 9.16
平成17.10. 1 平成19. 7. 4 平成20. 7.23
平成21. 7.29 平成22. 7.30 平成23. 7.28
平成25. 4. 1 平成26.10. 1 平成28. 4. 1
平成28. 7. 1

(趣 旨)

第1条 関東甲信越地区国立大学草津セミナーハウス規則第6条の規定に基づく関東甲信越地区国立大学草津セミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）の使用に関し必要な事項は、この細則の定めるところによる。

(使用者の範囲)

第2条 セミナーハウスを使用できる者は、次の各号の一に該当する者で、原則として、4人以上の団体で、かつ、研修利用の計画を有しなければならない。

(1) 地区大学の学生及び職員

(2) 前号に準ずる者で所長が適当と認める者

2 セミナーハウスの実施する事業の参加者及び前項の使用者の使用を妨げない範囲において所長が適当と認めた者は、セミナーハウスを使用することができる。

(使用期間)

第3条 セミナーハウスの使用期間は、原則として、4泊5日以内とする。

(使用手続)

第4条 セミナーハウスを使用しようとする者は、使用許可申請書（研修プログラム及び宿泊者名簿を含む。所長が別に定める様式）を群馬大学学務部学生支援課に提出し、所長の許可を受けるものとする。

2 前項の使用許可申請書は、原則として、所属大学の学務部等を経由し、使用開始日の4月前から10日前までに提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 所長は、前条の申請があったときは、その目的等が適当と認められるものについて使用許可書（所長が別に定める様式）を交付する。

(使用内容の変更)

第6条 使用者が、使用内容の変更をしようとするときは、その使用開始日の7日前までに所属大学の学務部等を経由し、群馬大学学務部学生支援課に申し出て、所長の承認を得なければならない。

(使用経費・使用料)

第7条 使用者は、別表1の使用経費を負担しなければならない。

2 使用経費のうち運営費は、使用開始日の10日前までに群馬大学学務部学生支援課に

納付しなければならない。

- 3 使用経費のうち食費は、使用開始日にセミナーハウスの管理人に納付しなければならない。
- 4 既納の使用経費は、使用開始日の7日以前に申出のあった場合その100分の70を還付する。以後は原則として、返付しない。
- 5 地区大学の学生及び教職員以外の使用者は、第1項に定める使用経費のほか、別表2の施設使用料又は施設一時使用料を納付しなければならない。ただし、施設一時使用料については、地区大学の学生及び教職員と同一研修で使用するときは納付を要しない。
- 6 前項の使用料の額は、国立大学法人群馬大学不動産貸付規程の定めるところによる。
- 7 第5項の使用料は、前納とし、既納の使用料は返付しない。

(使用許可の取消)

第8条 所長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) この細則及び許可の条件に違反する行為をしたとき。
- (2) 使用許可申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) セミナーハウスの職員の指示に従わないとき。
- (4) その他所長が不相当と認めるとき。

2 前項の使用許可の取消しによって生ずる損害については、セミナーハウスはその責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、別に定めるセミナーハウス使用者心得を遵守しなければならない。

(施設の保全等)

第10条 使用者は、その使用に当たり、施設・設備等を常に正常な状態で使用しなければならない。

2 使用者が、故意又は過失により施設・設備等を滅失、き損若しくは汚損したときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(その他)

第11条 この細則を実施するため必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この細則は、平成26年10月1日から施行する。

別表 1

区 分		5月1日から9月30日までの期間		10月1日から翌年4月30日までの期間	
		(1)地区大学学生 教職員	(2) (1)以外の者	(1)地区大学学生 教職員	(2) (1)以外の者
使 用 経 費	運営費	1,500円	1,900円	2,000円	2,400円
	朝食	480円		480円	
	昼食	520円		520円	
	夕食	1,020円		1,020円	

- ※ 1. 運営費は、1人につき1日（午後1時から翌日正午まで）の金額である。
 2. 10月1日から翌年4月30日までの期間の運営費は、暖房費を含んだ金額である。
 3. 食費は、1食についての金額である。

別表 2

区 分	施 設 名	使用料	備 考
施設使用料	宿泊する場合（1人1泊あたり）	100円	
	宿泊しない場合8時間未満（1人1回あたり）	40円	
	宿泊しない場合8時間以上（1人1回あたり）	70円	
施設一時使 用料	A・B研修室（1団体1時間あたり）	50円	
	C研修室（1団体1時間あたり）	40円	
	体育館 アリーナ（1団体1時間あたり）	900円	
	小体育室（大研修室）（1団体1時間あたり）	300円	

9 その他

(1) 学生歌・応援歌

(2) 生協案内

9 その他

(1) 学生歌・応援歌

群馬大学学生歌

ああ建学の

詞 梶田 一之
 曲 相沢 聡
 編曲 塚本 靖彦

1. たからかに果なく響く歌声は
 青春の歡喜の調べ
 山あをく水きよら
 ああ秀麗の国土とあかるく
 わが希望かがやく姿よ
 群馬大学 群馬大学
 われらの学苑
 2. たくましく生気に充つる歌声は
 青春の至情の調べ
 血はたぎり 胸をどり
 ああ将来の文化をきすくと
 わが理想もえたつ思いよ
 群馬大学 群馬大学
 われらの学苑
- (合唱隊)
3. とうとうと大地をゆする歌声は
 青春の叡智の調べ
 魂さやか 眉さどく
 ああ深奥の心理をみつむる
 わが決意ゆるがぬ心よ
 群馬大学 群馬大学
 われらの学苑
 4. すこやかに若やぎはづむ歌声は
 青春の生命の調べ
 明け 暁しるし陽はいでて
 ああ建学の理念のみちびく
 わが前途あふるる光よ
 群馬大学 群馬大学
 われらの学苑

群馬大学学生歌

山脈さやかに

詞 黒沢 研治
 曲 藤沢 誠
 編曲 塚本 靖彦

1. 山脈さやかに 薄霧截りて
 歴史のちまたに 朝を招けば
 希望のいづきは 玉露散らし
 わきたつ泉に 生命あふるる
 うたえ今こそ 淨き青春
 この声大地を めざましむ
 ああ若き世代の 心のすみか群馬大学
2. 烈風狂いて 裸木に叫び
 非情の水雨の 骨に秘むれば
 平和の宴を いすこに求む
 自由の蒼穹 いつの日仰ぐ
 燃えよ今こそ ひとつ炎に
 この意気世界を 革新す
 ああ若き世代の 血潮の象徴群馬大学
3. 思索のブロンズ 木立にもたれ
 みどりの微風に 心澄ませば
 神秘の調べは はるかにきこえ
 真理の殿堂 高くそびゆる
 開け今こそ 巨き扉を
 この智慧 虚妄を開眼す
 ああ若き世代の 叡智の星座群馬大学
4. 光范燦たる 日は昏れてゆき
 夕風ほのかに 月を誘えば
 洋々はてなき 未来の夢に
 愁と歡喜の 潮みちくる
 往かん今こそ 真実求めて
 この道 無窮の野に向かう
 ああ若き世代の 理想の精舎群馬大学

群馬大学応援歌
北 関 の 雄

詞 岩崎 義正
曲 新井 洋子
編曲 塚本 靖彦

1. 陵姿敵たる上毛の 試練の嵐身に受けて
鍛えみがきしこの腕 鍛えみがきしこの腕
四方に示さん時ぞきぬ
群大 群大 北関の雄 群大
群大 群大 北関の雄 群大
2. 熾烈燦たる若人の わきたつ血潮高鳴りて
固き団結この鉄鎖 固き団結この鉄鎖
きおいあがれる意気のみよ
群大 群大 北関の雄 群大
群大 群大 北関の雄 群大
3. 覇勢煥たる今日の日の 窮兇が力おそるべし
行手さへきる敵なべて 行手さへきる敵なべて
蹴起一合みなふさん
群大 群大 北関の雄 群大
群大 群大 北関の雄 群大

教育学部創立百周年記念歌
あかつき告げる

詞 大槻 三好
曲 塚本 靖彦
(四部合唱)

1. あかつき告げる 百千鳥
学びの窓は 開けそめて
光りあまなく 野山を照らせり
翼を鍛えつ 父なる赤城よ
時勢のあらしに 羽ばたき翔けると
真理を求めて 高鳴る血潮
明日の使命を われら共に歌わん
2. 深山に湧きし 真清水は
岩をもくだき 玉と散り
和してゆたけく 大地をうるおす
緑野を拓きし 母なる大利根
愛の訓えを こころに刻みて
技術を磨けば わきたつ血潮
明日の使命を われら共に歌わん

工学部の歌
関 東 八 州

詞 土井 晩翠
曲 弘田竜太郎
編曲 塚本 靖彦

1. 関東八州広さが中に
名ゆう桐生の栄の基
我等の学園教を布て
青春花やく子弟を育つ
2. 千里の遠きを一步に起し
希望の影追ひ日夜に励め
誉れの工芸功をあげて
日本の飾と富とは増さん

(2) 生協案内

荒牧地区、昭和地区及び桐生地区には、それぞれ食堂・売店等を設けており、群馬大学と業務委託契約を締結した群馬大学生協同組合が運営しています。食堂では食事を、売店では書籍・日用品等を市価よりも安く提供しており、アルバイト・住まい紹介も行っています。食堂ホールは自由に使用できます（ただし、昼食時間帯は食事利用者が優先となります）。詳しいサービス内容はホームページ（<http://www.univcoop.jp/gundai/>）にありますので、参照してください。

◇店舗の営業時間

店舗名	平日（休業期間を除く）	閉店・休業
荒牧 購買書籍店「たんぼぼ」	9:30～18:00	土・日・祝日
荒牧 食堂店「あらくさ」	11:00～14:00 17:30～19:30	土・日・祝日
荒牧 住まい紹介事業部	10:00～17:00	火・土・日・祝日
荒牧 本部事務所	9:30～16:30	土・日・祝日
昭和 購買書籍店	8:30～18:00	土・日・祝日
昭和 食堂店	11:00～14:00	土・日・祝日
桐生 購買書籍店	9:30～18:00	土・日・祝日
桐生 食堂店	11:00～14:00 17:30～19:30	土・日・祝日
桐生 喫茶「桐園」	11:00～14:00	土・日・祝日
桐生 事務所	10:00～16:00	土・日・祝日

- ※ 学事日程により、営業時間が変わる場合があります。
- ※ 大学の長期休み中は短縮営業になります。
- ※ 住まい紹介事業部は、ご予約により土・日・祝日の物件紹介を行います。

◇電話・FAX番号

荒牧 購買書籍店 「たんぼぼ」	T E L 027-220-7195 F A X 027-231-9552 内 線 7195
荒牧 食堂店 「あらくさ」	T E L 027-220-7193 F A X 027-210-1299 内 線 7193
荒牧 住まい紹介事業部	T E L 027-289-8084 F A X 027-231-9552 内 線 7195
荒牧本部事務所	T E L 027-232-1599 F A X 027-289-2018 内 線 7192
昭和 購買書籍店	T E L 027-233-9558 F A X 027-232-4065 内 線 7867
昭和 食堂店	T E L 027-219-0090 F A X 027-219-0191 内 線 7870
桐生 購買書籍店	T E L 0277-22-6569 F A X 0277-22-6601 内 線 1090
桐生 食堂店 桐生 「桐園」	T E L 0277-20-6122 F A X 0277-20-6123 内 線 食堂店：1090 「桐園」：1091
桐生事務所	T E L 0277-22-6569 F A X 0277-44-2918 内 線 1090



群馬大学徽章

周囲は群馬県の象徴である名勝赤城、榛名、妙義、の上毛三山を浮彫りさせて大学を囲み、群馬大学の象徴とした。

学 生 便 覧

編集発行 群馬大学学務部教務課

〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地
電 話 027 (220) 7111
F A X 027 (220) 7620

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。